

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017) 6 月
国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	58
基準 4 自己点検・評価	73
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A 大学における国際化	79
基準 B グローバルな環境を活かした社会貢献	90
V. エビデンス集一覧	95
エビデンス集（データ編）一覧	95
エビデンス集（資料編）一覧	97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

① 設立の趣旨（建学の精神・基本理念）

国際大学（以下「本学」という）は、広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に、昭和 57(1982)年、国際社会で活躍できる高度な専門的知識を持った職業人の育成を企図する大学院大学として開学した。建学の理念を明文化するにあたっては、研究者養成を主な目的とする在来型の大学院とその性格を異にするプロフェッショナル・スクールとしての性格に鑑み、経済界、教育界などの学外有識者から構成された本学顧問会における議論を経て「国際大学大学院のあり方」が起草され、理事会の承認を得て制定された。このなかで述べている設立の趣旨は以下の通りである。

- (1) 本学は広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に誕生した私学であることに鑑み、国際的進取の精神のもとに自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする。
- (2) 本学大学院は高度に専門的かつ学際的学識を具備し、それを国際場で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする、新しいプロフェッショナル・スクールである。

この設立の趣旨を基に使命・目的を定め、社会で活用し得る人材の育成を行っている。この設立の趣旨に続く第 3 項から第 8 項の六項目において、本学が目指すべき特色を述べている。

② 使命・目的

本学は、設立の趣旨（建学の精神・基本理念）で述べたことを踏まえ、国際大学学則（以下「学則」という）第 1 条において本学は、「国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする」としている。この目的を達成するため以下の通り、国際関係学研究科及び国際経営学研究科のそれぞれにおける教育研究上の目的を定めている。

大学院の目的【国際大学大学院の目的に関する規程】

（国際関係学研究科の教育研究上の目的）

第 2 条 国際関係学研究科修士課程は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮できるプロフェッショナルを養成することを目的とする。すべての授業を英語により行う。

2 博士後期課程においては、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して自立して研究活動を行い、また高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成する。すべての授業を英語により行う。

(国際経営学研究科の教育研究上の目的)

第 3 条 国際経営学研究科は、明日のグローバル・リーダーとなる人材を養成する。この目的を達成するため、以下に述べる教育研究を行う。

- グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。
- 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。
- 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。
- マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。
- すべての授業を英語により行う。

③ 個性・特色

本学の設立の趣旨を反映し、個性・特色とするところは以下の 4 点に集約される。第 1 に本学は、国際標準に即した教育カリキュラムに基づく教育及び実践的な研究環境を提供することを通じて、将来国際社会の現場で活躍し得るグローバル・リーダーを養成してきた。世界に幅広く展開する企業などから派遣される有為の人材、また、世界各国からの政府機関などから派遣される多くの優秀な人材を受入れて教育している。

第 2 に本学は、日本で初めて 100%英語による授業を導入した大学院であり、すべての教職員は英語での教育及び大学運営のために十分な英語能力を有している。キャンパス内において言語のバリアはない。

第 3 に本学は、多様性に富んだ学生を受入れ教育している。現在、本学在学生の出身国は 55 カ国に及び、きわめて国際的、多文化的、多民族的な学生構成である。また、本学は、全学生がキャンパスに所在する寮に居住する全寮制を原則としているため、教室の内外を問わず多様な価値観を多面的に共有することのできる国際的な学習・生活環境を形成している。

第 4 に本学は、世界水準の教育・研究環境を提供し、国際場裡で実践活用し得る人材を養成するため、国籍を問わず国際公募により教員を採用してきた。その結果、ほぼ全員が国際的に著名な大学の博士号 (Ph.D.) を保持しており、その約半数は外国籍である (42 人中 20 人)。総じて本学の教員は、優秀で多様である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 51(1976)年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団発起人総会開催 設立発起人代表（肩書当時） 佐々木 直（経済同友会代表幹事） 土光 敏夫（経済団体連合会会長） 中山 素平（日本興業銀行相談役） 永野 重雄（日本商工会議所会頭） 水上 達三（日本貿易会会長）
昭和 54(1979)年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団設立認可
昭和 57(1982)年 1 月	学校法人国際大学寄附行為認可 国際大学及び大学院国際関係学研究科設置認可
昭和 57(1982)年 4 月	国際大学及び大学院国際関係学研究科開設
昭和 58(1983)年 4 月	大学院国際関係学研究科 学生受入れ 第 1 回入学式举行
昭和 60(1985)年 5 月	日米関係研究所及び中東研究所設置
昭和 63(1988)年 3 月	大学院国際経営学研究科設置認可
昭和 63(1988)年 4 月	大学院国際経営学研究科開設
昭和 63(1988)年 8 月	国際経営研究所設置
昭和 63(1988)年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA（経営学修士） プログラム学生受入れ
平成 3(1991)年 4 月	アジア発展研究所及び学校法人国際大学グローバル・ コミュニケーション・センター設置
平成 7(1995)年 9 月	大学院国際関係学研究科の履修課程を国際関係学 プログラム・国際開発学プログラムに編成
平成 9(1997)年 4 月	国際大学研究所設置（日米関係研究所、中東研究所、 国際経営研究所、アジア発展研究所を統合）
平成 13(2001)年 9 月	大学院国際経営学研究科 E ビジネス経営学プログラム （1 年制）を置く
平成 17(2005)年 9 月	大学院国際関係学研究科 国際平和学プログラムを置く
平成 21(2009)年 9 月	大学院国際関係学研究科 公共経営・政策分析プログラム を置く
平成 22(2010)年 9 月	大学院国際関係学研究科 国際平和学プログラムを 国際関係学プログラムに統合
平成 25(2013)年 1 月	学校法人国際大学と学校法人明治大学が系列法人化に関す る協定書を締結
平成 25(2013)年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA1 年制プログラムを置く
平成 26(2014)年 9 月	大学院国際関係学研究科 公共政策プログラム（1 年制） を置く

国際大学

平成 26(2014)年 10 月	大学院国際関係学研究科	博士後期課程設置認可
平成 27(2015)年 4 月	大学院国際関係学研究科	博士後期課程開設
平成 27(2015)年 9 月	大学院国際関係学研究科	博士後期課程学生受入れ

2. 本学の現況

・大学名

国際大学

・所在地

新潟県南魚沼市国際町 777 番地

・学部構成

設置学部なし

・研究科構成

国際関係学研究科 国際関係学専攻

国際経営学研究科 国際経営学専攻

・学生数、教員数、職員数

[学生数]

平成 29(2017)年 5 月 1 日現在 (単位：人)

研 究 科	専 攻	課 程	収容 定員 (a)	在籍 者数 (b)	(b)のうち 留学生	b／a	男女比率 男：女
国際関係学研究科	国際関係学専攻	修 士 課 程	250	195	189	0.78	5:5
		博 士 課 程	15	5	5	0.33	6:4
国際関係学研究科計			265	200	194	0.75	5: 5
国際経営学研究科	国際経営学専攻	修 士 課 程	180	155	134	0.86	7:3
国際経営学研究科計			180	155	134	0.86	7:3
合 計			445	355	328	0.8	6:4

国際大学

[教員数]

<専任>

平成 29(2017)年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

研究科・研究所	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学	7	7	5	0	0	19
国際経営学	7	1	2	0	0	10
言語教育研究センター	2	2	3	0	0	7
国際大学研究所	1	0	0	0	0	1
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	0	4	1	0	0	5
合計	17	14	11	0	0	42

[職員数] 平成 29(2017)年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

専任	嘱託・パート・派遣	合計
43	29	72

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学は 2 つの研究科、すなわち、国際関係学研究科及び国際経営学研究科を有する大学院大学であり、財界の支援と地元の協力により昭和 57(1982)年に設立された。I 項で記述したとおり、本学建学の理念は「国際大学大学院のあり方」において、設立の趣旨を 2 項にわたり述べた上で、本学として目指す特色として「高度の研究を行うことによる社会的要請への対応」、「国際的受容度の高い人材を育成する観点から、原則として教育言語を英語とする」等の具体的な指針が 6 項目にわたって述べられている。

国際大学大学院のあり方

-設立の趣旨と特色-

<設立の趣旨>

1. 国際大学は広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に誕生した私学であることに鑑み、国際的進取の精神のもとに自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする。
2. 国際大学大学院は高度に専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする、新しいプロフェッショナル・スクールである。

<特色>

3. 本学の教学は上記趣旨に照らして学際的であることを原則とし、国際関係及び国際経営研究と地域研究を総合的に把握することを特色とする。
4. 高度に専門的な学識の具備を可能とするために、具体的なカリキュラムの内容、教育の方法の両面において独自性を創出すると共に、高度の研究活動を行うことにより社会的要請に応えてゆくことを目指す。
5. 国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語で行う。
6. 本学は前記設立の趣旨に照らし、既に大学の学部課程を卒業して実務に

携わっている者を教育することを主特色とする。同時に広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受け入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する。

7. 前述の教学を強化するために、本学は全寮制を原則として経歴、国情の異なる有為の青年の共同生活を通じて、問題意識・世界観などの交流をめぐる成熟した相互刺激と切磋琢磨が行われることを目的とする。又、本学の卒業生は卒業後も、国際性豊かな友情と信頼を基盤として世界的なレベルで広く国際的な相互理解と人間関係の確立に努める。
8. 本学は広く内外からすぐれた教授陣を求めて国際的に構成し、教場内のみならず、学生との日常的な接触を通じて高度の人間形成に資することを志向する。更に学生のキャンパス生活が、地域社会との交流を通じてより多様且つ有意義なものとなるよう、あらゆる機会を活用することに努力する。

学則第1章第1条においては、本学全体として「国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする」と謳っている。この目的を達成するため学則第2条の2に基づき国際大学大学院の目的に関する規程において、各研究科の教育研究上の目的を定めている。学則第3条第4項は、修士課程の目的を「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」と定めている。博士後期課程（国際関係学専攻）については、同第3条第5項において「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を培うこと」を目的とする旨明記している。各課程においては、これらの目的を達成するためアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを定めている。【資料1-1-1】【資料1-1-2】【資料1-1-3】

なお、これらの考え方の基礎となっている「国際大学大学院のあり方」は、英語に翻訳され、学生便覧、ホームページ等を通じて学内外に周知されている。

以上のことから、本学は大学の使命・目的及び教育目的を具体的に定めており、また、分かり易く簡潔に文章化していると評価する。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、平成29(2017)年3月10日、学長の意思決定を補佐するための主たる機関として設置した運営委員会において使命・目的（Mission Statement）の重要性を確認した。今後運営委員会を中心に、全学的な取り組みとしてレビューし、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを一貫的かつ継続的に見直し、改善を図っていく。【資料1-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 国際大学大学院の目的に関する規程

【資料 1-1-2】 国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」

【資料 1-1-3】 国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」

【資料 1-1-4】 2016/2017 第 7 回運営委員会議事録 [英語]

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の運営は、学則の定める設立の趣旨及びこれを敷衍するための指針を示した上で、それらに沿うものとなっている。たとえば、設立の趣旨第 5 項において「国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語で行う」としていることに従い、本学の講義は開学以来英語で行われてきた。また、「既に大学の学部課程を卒業して実務に携わっている者を教育することを主特色とする。同時に広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する」とある。これらの施策の結果、本学における男女比は 6 : 4、平均年齢 29.8 歳、55 カ国から現在 355 人（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）であり、学生の構成は他にないほど多様である。この事実は、目指すべき本学の個性・特色が学内外に明示され、特に国外でよく理解されていることを示している。

1-2-② 法令への適合

本学では、学則第 1 章第 1 条において「大学の目的」を定め、第 2 条の 2 に基づき各研究科の教育研究上の目的を「国際大学大学院の目的に関する規程」で定めている。学則第 3 条においては「修士課程および博士後期課程の目的」を定めている。以上のことから、本学は学校教育法 99 条第 1 項で定められた大学院の目的に適合している。

1-2-③ 変化への対応

本学は、本学に対する期待が変化することに鑑み、志願者、留学生派遣国、国内外の学生派遣企業等逐次開講科目、プログラムの組み合わせを改善するとともに、平成 25(2013)年 9 月には、国際経営学研究科 MBA1 年制プログラム、平成 26(2014)年 9 月には、国際関係学研究科公共政策プログラム（1 年制）、平成 27(2015)年 4 月には国際関係学研究科博士後期課程を開設する等の施策を講じてきた。その際、本学の使命・目的、教育目的に

立ち返って新課程などの位置づけを明らかにし、もって本学の使命をよりの確に達成する体制となることを確認してきた。

使命・目的の重要性については、平成 29(2017)年 3 月 10 日開催の運営委員会において改めて確認した上で、本学を取り巻く環境の変化に応じ、継続的に見直していくことの必要性を共有した。今後とも、運営委員会をはじめとする学内各種会議体を通じてこれらの認識共有を図るとともに、外部からの意見要望・助言等を反映して、社会情勢の変化に対応しうべく、使命・目的の意義やこれを実現するための具体的方策などについて適宜、見直し、改善の努力を続けていく。

本学としては、教育・研究活動の理解を促進するとともにこれらに対する学内外からの要望を取り入れるため以下の 7 点を中心とする施策を講じている。第 1 に、年 2 度を基準として企業、自治体等を対象にして学生派遣を促進するためのフォーラムを実施している。第 2 に、本学に関心のある学部生や社会人の他、学生派遣の実績のある企業や自治体などの人事担当者を招いて年数度オープンキャンパスを開催している。これらの機会を通じて、本学での学修に関する要望や教育内容・方式についての期待などを聴取している。第 3 に、学生派遣企業に本学担当教職員を訪問させ企業担当者からの要望を聴取するとともに本学修了生の動向を伺っている。第 4 に、留学生派遣プログラムの実施機関である国際協力機構(JICA)、国際通貨基金(IMF)等の国内外機関との間に継続的に意見交換の場を設けている。第 5 に、本学としては学位教育の他、国内外の企業、政府機関などに対してそれぞれの要望に基づき短期教育研修プログラムを提供し、この場を通じて、参加者や派遣元機関から本学に対する要望や期待を聴取するように努めている。第 6 に、国内外における学生募集イベントに教職員を参加させ、イベント会場近傍に所在する修了生の協力を受けつつ、本学の教育・研究活動の理解促進及び本学に対する要望の把握を図っている。第 7 に、平成 28(2016)年度新たに国内外の有識者 4 人に外部評価委員を委嘱し、学務運営に関する高度の知見に基づく意見・提案を取り入れる仕組みとしている。

以上のことから本学は社会情勢の変化に適切に対応し得る体制にあると評価している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

1-1 の改善・向上方策（将来計画）で使命・目的（Mission Statement）の重要性を運営委員会で確認したことに言及したが、今後も、継続的に本学のステークホルダーからのフィードバックをもとに、本学の目的、また教育活動について社会情勢、時代に対応した検証、見直しを継続的に実施する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】2016/2017 第 7 回運営委員会議事録〔英語〕 【資料 1-1-4】と同じ

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命、目的及び教育目的について、教職員に対しては、中期5カ年計画（経営改善計画）、スーパーグローバル大学創成支援事業の構想調書、自己点検・自己評価活動等を通じて理解・支持の拡大と徹底を図っている。これらの主要計画、構想、評価に関する主要文書は、各種委員会などにおける検討を経て運営委員会に報告され、学長が意思決定した上で、更に常任理事会及び理事会における議論を経て決定される。これらの手続きを経ることにより、学長以下教職員及び理事長以下役員において理解と支持を徹底することとしている。

1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的を学内外に周知するため、本学のホームページ及び学生便覧への記載、新入生オリエンテーションをはじめとする学生への説明、IUJ ギャラリーにおける展示、校舎内での掲示等のさまざまな機会に日英二言語で繰り返し説明するよう努めている。

【資料 1-3-1】【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、平成 25(2013)年度に策定した中期 5 カ年計画（経営改善計画 平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）を策定し、これに基づき、①アドミッションポリシー、②カリキュラムポリシー及び③ディプロマポリシー（以下「ポリシー」）を実現するための施策を講じている。

1-3-①に述べた通り、本学においては、運営委員会を教学的な施策に関する学長の意思決定を補佐する主たる機関として位置づけている。運営委員会においては、上記ポリシーに基づき分析を行い PDCA チャートの活用を通じて継続的に学務を見直し、その上で、入試制度、カリキュラムなどの改善・改革を進めている。これにより、常に使命・目的及び教育目的及び上記ポリシーを達成する方向で施策が講じられているか否かを検証する体制確保に努めている。

以上のことから使命・目的及び教育目的の反映が適切に行われていると評価している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は大学院大学としての使命・目的及び教育目的を果たすため、学則第 4 条により国

国際関係学研究科及び国際経営学研究科の設置を定めている。両研究科に加え、学則第8条により、言語教育センター、松下図書・情報センター、第9条において、国際大学研究所及び国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの設置を定めている。これら本学教育研究組織の役割は次の通りである。

【国際関係学研究科】

国際関係学研究科修士課程は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮できるプロフェッショナルを養成することを目的とする。すべての授業を英語により行う。

博士後期課程においては、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して自立して研究活動を行い、また高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成する。すべての授業を英語により行う。【資料 1-3-4】

【国際経営学研究科】

国際経営学研究科は、明日のグローバル・リーダーとなる人材を養成する。この目的を達成するため、以下に述べる教育研究を行う。

- グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。
- 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。
- 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。
- マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。
- すべての授業を英語により行う。

【資料 1-3-5】

【言語教育センター】

本学の教育理念及び教育目標を実現するため、更に世界で活躍を希求する者に対し質の高い言語教育、研究を行うことにより本学の発展に寄与することを使命とする。【資料 1-3-6】

【松下図書・情報センター】

教育研究活動に必要な情報・資料を収集・整理して提供すると共に、それに必要な環境を整備して利用者への多様な支援活動を展開することにより、本学における教育研究水準の向上に寄与することを目的とする。【資料 1-3-7】

国際大学

【国際大学研究所】

現代日本及び現代国際社会が直面しているグローバルな諸問題を調査研究し、その解決に寄与する提言を行うとともに本学の教育プログラムの質的向上に資すること、また、世界の研究者の交流の場、外に開かれた研究の場を提供するものとし、学内外の研究者に加え本学学生の研究参加を奨励し、最先端の研究手法を駆使した国際水準で評価に耐えうる研究成果の創出を目指す。【資料 1-3-8】

【国際大学グローバル・コミュニケーション・センター】

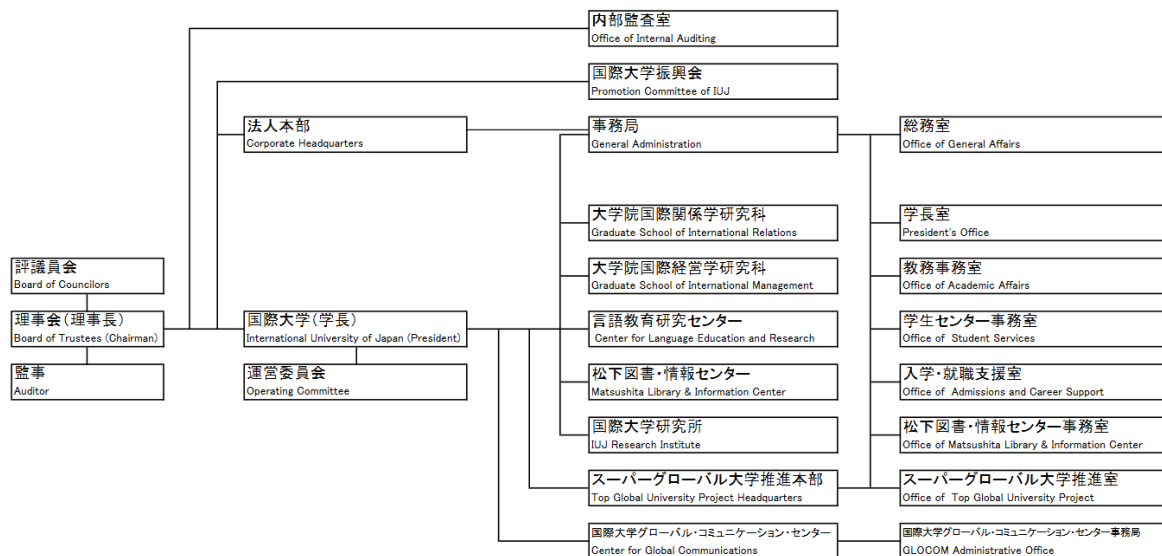
社会科学系における現代情報智業を担うため設立され、智業・企業協働の理念に立って、内外の研究者や企業と協働しつつ、コンピュータ・ネットワークと技術を活用して、情報技術の進展する中での現代日本及び地球社会の諸問題の学際的研究、政策提言、研究結果の普及に従事する。【資料 1-3-9】

本学の教育研究組織を含む全体の組織図は、図表 1-3-1 のとおりである。

図表 1-3-1 学校法人国際大学組織図

学校法人国際大学組織図 / ORGANIZATION CHART

2016年7月1日



また、2 研究科における教員組織の構成は図表 1-3-2 のとおりである。

図表 1-3-2 大学全体の専任教員数

(平成 29(2017)年 5 月 1 日現在)

所属	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学研究科	7(2)	7(3)	5(4)	0	0	19(9)
国際経営学研究科	7(5)	1(0)	2(2)	0	0	10(7)
言語教育研究センター	2(1)	2(1)	3(2)	0	0	7(4)
国際大学研究所	1(0)	0	0	0	0	1(0)
国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター	0	4(0)	1(0)	0	0	5(0)
計	17(8)	14(4)	11(8)	0	0	42(20)

() 内は外国人教員で内数

本学においては、設立の趣旨と特色を定めた「国際大学大学院のあり方」が示すとおり「国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語により行う」こと、及び教授陣は「広く内外から優れた教授陣を求めて国際的に構成すること」という原則を満たすため、全世界に対する公募によって教員を採用している。この結果、教員のほぼ全員が博士号を取得しており、また、約半数にあたる 20 人の教員は外国籍であり、更に、企業経営、国際開発、外交、安全保障などの実務経験を有する教員を有している。総じて本学の教員構成は、優秀かつ多様性に富んだものであり、「国際社会や国際ビジネスの諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、国際社会の発展への寄与をする」という目的に沿った高レベルな教育を実施できる態勢となっている。

以上のことから、本学の教員組織の構成は、使命・目的及び教育目的と整合性を有していると評価している。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、法令に則り、使命・目的及び教育研究上の目的を明確に定め、本学として輩出すべき人材像を基礎として「ポリシー」を定めており、更に、各種会議体を通じて役員、教職員からの理解を得ている。今後も本学の自己点検・評価活動を通して、使命・目的及び教育研究上の目的と 3 つのポリシーの一貫性がより保証されるように適宜確認をする。教員組織については、スーパーグローバル大学創成支援事業で述べた「多様性」に留意し採用活動を実施する。【資料 1-3-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-1】 国際関係学研究科・学生便覧（Curriculum Handbook, 冒頭）[英語]

【資料 F-5-1】と同じ

【資料 1-3-2】 国際経営学研究科・学生便覧(Student Handbook, 冒頭）[英語]

【資料 F-5-2】と同じ

- 【資料 1-3-3】 国際大学の建学の理念及び使命・目的 キャンパス内掲示（写真）
- 【資料 1-3-4】 国際大学大学院の目的に関する規程（第 2 条） 【資料 1-1-1】と同じ
- 【資料 1-3-5】 国際大学大学院の目的に関する規程（第 3 条） 【資料 1-1-1】と同じ
- 【資料 1-3-6】 国際大学言語教育研究センター規程
- 【資料 1-3-7】 国際大学松下図書・情報センター規程
- 【資料 1-3-8】 国際大学研究所規程
- 【資料 1-3-9】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター組織規程
- 【資料 1-3-10】 平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書【タイプ B】国際大学（p.14）

【基準 1 の自己評価】

使命・目的及び教育目的の明確性については、「国際大学のあり方」において、「趣旨」及び「特色」に分けて記述しており、具体的で分かり易い内容となっている。また外国人留学生、及び外国人教員が多い環境のため、英語に翻訳したうえで、学生、教員へのオリエンテーション、自己点検・評価活動、ホームページを通して周知をしている。使命・目的に基づいた「ポリシー」を定めているが、今後は、使命・目的の内容を踏まえ、本学を取り巻く環境の変化を勘案し、より一貫性あるポリシーの策定への見直しが必要である。教員組織については、本学の使命・目的に沿った国際的な布陣が敷かれている一方、今後は更なる国際的な地域性のバランスを留意する必要がある。

以上のことから本学は基準 1 を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者の選抜は、建学の理念及び「広く門戸を開き、国内及び国外から、専門の如何を問わず、多彩な背景を持つ人材を受入れ、学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期待する」という教学上の特色に基づき、本学の教育目的・特色にふさわしい人材を受入れることを基本とする。特に国外に門戸を開くため、基本的な入学時期を 9 月とし、欧米諸国などの多くの国における学年・学期に合わせている。国際関係学研究科、国際経営学研究科においてそれぞれ、本学として育成すべき人間像を基準としてディプロマポリシーを定め、これを実現出来るためのカリキュラムポリシーを定め、これに基づく教育研究を実行できる人材を選抜するためのアドミッションポリシー及びスクリーニングクライテリア（選抜基準）を定めている。なお、本学では、英語による出願書類の提出を求め、入学者を審査しているため、日本語版及び英語版学生募集要項（Admissions Guidelines）を作成している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

また、国際関係学研究科では、より高度な研究活動・豊かな学識を備えた人材を養成するため、平成 27(2015)年 4 月に博士後期課程を開設、既存の修士課程の専門性を更に深化させた 3 つのクラスター（経済学、公共経営学、国際関係学）からなる教育プログラムを提供している。【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

両研究科の学生募集要項はパンフレットとともに国内外の資料請求者、関係企業・機関に配布される他、本学ホームページ入試情報サイト（和英）に掲載（ダウンロード可）、国内外に周知している。両研究科のアドミッションポリシーは以下の通りである。

【国際関係学研究科修士課程】

国際関係学研究科は「キャンパスの国際的な知的環境の創造に寄与し、重要な政策課題を共に学び、国際場で実践活用できる人材を選抜する」ことを主眼とし、後述するスクリーニングクライテリアに即してすべての志願者を書類審査及び面接により個々に評価している。この際、学部教育の専門分野に拘泥することなく、また、年齢、性別、国籍などによる採用学生数の枠を設けない。国際関係学研究科においては、平和構築、異なる文化や国々の理解促進、人類の生活環境の向上など、国際社会にとって重要であり、かつ実際的な政策課題に取り組むための教育・研究環境の創出に貢献できる人材を求めており、このため、以下のスクリーニングクライテリアによって志願者を評価・選抜している。

- ・ 大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
- ・ 学部での学業成績が本学での教育・研究活動に必要な水準を満たしていること。
- ・ グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲と資質を持っていること。
- ・ 本学における高い教育研究過程に耐えうる人間的成熟度をもっていること。
- ・ 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲と資質をもっていること。
- ・ 教育・研究活動に必要な英語能力を習得していること。

【国際関係学研究科博士後期課程】

本学は、平成 27(2015)年 4 月、国際関係学研究科博士後期課程を開設した。本課程のアドミッションポリシーは、建学の理念及び教育研究上の目的という課程設置の目的に基づき、次のような資質と問題意識を持った人材を対象として入学選抜を行っている。

- ・ 本研究科の博士後期課程の目的と本学の理念を理解し、明確な進学目的と国際的なキャンパス環境で学ぶ強い意欲を持っていること。
- ・ 専門分野における大学院修士課程修了レベルの知識と研究能力を身につけていること。
- ・ 教育研究の遂行に必要な英語力を身につけていること。

具体的なターゲットは次のような人物である。

- ・ 専門分野における高度な学識と研究能力を身につけ、国際機関、政府機関等公的機関に従事する高度専門的職業人を目指す者。
- ・ 専門分野における高度な学識と研究能力を身につけ、大学等研究機関に従事する研究者・教育者をを目指す者。

【国際経営学研究科修士課程】

国際経営学研究科は、「グローバル・リーダーとなる人材の養成」という目的に耐えられる、適正かつ有能な学生を選抜するため、後述するスクリーニングクライテリアに即してすべての志願者を書類審査及び面接により個々に評価している。この際、学部教育の専門分野に拘泥することなく、また、年齢、性別、国籍などによる採用学生数の枠を設けない。国際経営学研究科においては、平和構築、異なる文化や国々の理解促進、人類の生活環境の向上など、国際社会にとって重要であり、かつ实际的な政策課題にとりくむための教育・研究環境の創出に貢献できる人材を求めている。このため、以下のスクリーニングクライテリアによって志願者を評価・選抜している。選抜にあたっては、明確なキャリア・プランを持ち、本学での学習の位置づけ、意義づけが明確であり、かつ、ますますグローバル化が進む経営組織において、最前線で活躍するビジネス・リーダーとなる意欲と資質を持っていることを特に重視している。

- ・ 大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
- ・ 学部での学業成績が本学での教育・研究活動に必要な水準を満たしていること。
- ・ グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲と資質を持っていること。

- ・ 本学における高い教育研究過程に耐えうる人間的成熟度をもっていること。
- ・ 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲と資質をもっていること。
- ・ 教育・研究活動に必要な英語能力を習得していること。

以上のことから、アドミッションポリシーは明確に定められ、適正に周知されている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫（事実の説明及び自己評価）

本学では、入学時期を原則 9 月とし、一般入試を国内居住者選抜と海外居住者選抜に分けて実施している。国内一般入試に関しては、書類選考の上、2 人ないし 3 人の教員が面接する。国際経営学研究科では、企業・団体から派遣される志願者を対象に社会人特別選抜の制度を導入している。なお、一般入試の他に、本学の人材育成上の目的と合致するいくつかの人材育成・奨学支援プログラム等との連携により、関係機関等と協議し、外国人留学生特別選抜を実施し、多数の学生を受入れている。

① 一般入試

【国際関係学研究科修士課程】

国内居住者選抜

社会人、企業等からの派遣、学部卒業後入学を希望する志願者のために、年に 3 回入試を実施している。国内居住者は、(1) 志望理由書、研究テーマ等（オンライン）、(2) 出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL 等英語能力試験のスコア等の書類（郵送）を審査及び、(3) 英語による面接の結果を総合的に勘案して、可否を判定している。また、「キャンパスの国際的な知的環境の創造に寄与し、重要な政策課題を共に学び、国際場裡で実践活用できる人材を選抜する」という趣旨に沿い、本学の国際的な環境を体験できるようキャンパスで入試（面接）を行っている。

面接試験は、志願者、教員間で研究のための共通基盤を見いだすことができることを確認し、志願者が修士論文作成を中心とする研究活動を有効に実施できるか否かという点を判断する場であり、本人のモチベーション、目的意識、英語でのコミュニケーション能力が試される。1 度の面接で研究のための共通基盤が見出せない場合（合格に至らない場合）、研究計画を練り直し再提出した上で、同一年度内に繰り返し受験する事も可能である。

海外居住者選抜

年に 1 度（2 月末）の出願締切を設け、書類選考により入学者の選抜を行っている。国内外に広く門戸を開き多様な人材を受入れるという理念・方針を実現し、国際的な知的環境の創造に寄与する人材を受入れるため、キャンパスでの面接は課さず、書類審査により、渡日前入学許可を行っている。

【国際関係学研究科博士後期課程】

平成 27(2015)年 4 月に博士後期課程を開設して以来、ホームページ上にてパンフレット、学生募集要項、願書をダウンロードすることができる。

国内居住者選抜

年に2回キャンパスにおいて入学者選抜試験を実施している。可否の判断は、(1)修士論文、研究計画書（志望理由書）等出願書類の審査及び、(2)英語による面接試験の結果を総合的に勘案して行う。

海外居住者選抜

年に2回キャンパスにおいて、あるいは遠隔面接等の方法で入学者選抜試験を実施している。可否の判断は、(1)修士論文、研究計画書（志望理由書）等出願書類の審査及び、(2)英語による面接試験の結果を総合的に勘案して行う。

国内外居住者共、面接は、2月または4月の出願締切日後、2月下旬～3月初旬、4月下旬～5月上旬の期間内で個別に調整している。なお、出願書類の審査によって基準を満たさないと判断できる場合には面接試験を行わず不合格とする。

【国際経営学研究科修士課程】

国内居住者選抜

・国内一般選抜

社会人、企業等からの派遣、学部卒業後入学を希望する志願者のために、年に4回入学試験をキャンパスで実施している。国内居住者は、(1)志望理由書、研究テーマ等（オンライン）、(2)出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL等英語能力試験のスコア等の書類（郵送）を審査及び、(3)英語による面接の結果を総合的に勘案して可否を判定している。なお、MBAプログラムについては、上記に加えて、客観的な尺度として、欧米の経営学大学院の入学者選抜において標準的に用いられている GMAT (Graduate Management Admission Test)のスコアの郵送も求められる。ただし、所属する企業・団体等からの推薦により出願する MBA プログラム（2年制）受験者と MBA1 年制プログラム受験者（私費を含む）は、GMAT のスコア提出に代え、IUJ Math テストの受験が可能である。IUJ Math テストは、GMAT 内の数式問題をイメージして、本学国際経営学研究科が作成している（次項、社会人特別選抜参照）。なお、面接は、出願書類だけでは分からない受験者の能力を見きわめる場であると考えており、面接担当教員は、受験者の個性や潜在的能力を引き出すような多角的な質問をするよう努めている。

・社会人特別選抜

国際経営学研究科では平成 25(2013)年度入試より、企業・団体からの推薦により出願し、在職のまま就学する志願者を対象に社会人特別選抜の制度を導入した。これは、現に業務に従事している社会人志願者が、限られた準備期間で TOEIC/TOEFL/IELTS、GMAT 等のテストを受験し、スコアを提出するのは容易ではないため、所属先で簡易に受験可能な TOEIC-IP テストのスコアの提出を認め、また、GMAT スコアの提出に代え、面接日に本学で実施する IUJ Math テストによる受験も認める制度である。【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

海外居住者選抜

年2回出願締切を設け、書類選考により入学者を選抜している。海外居住者は、1. 願書、志望理由書、研究テーマ等（オンライン提出）、2. 出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL等の出願書類（郵送等）を慎重に審査し、総合的に選考を行っている。またMBAプログラム（2年制及び1年制）では、GMATのスコア提出を課している。

② 外国人留学生特別選抜【全研究科共通】

外国人留学生特別選抜は、以下の国際機関・開発援助機関、外国政府等特定の機関による留学・奨学プログラムを通じて出願する者に対して実施している。

- ・ JICA（国際協力機構）人材育成奨学計画(JDS)
- ・ JICA 長期研修員制度
 - － アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)
 - － 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(アフガニスタン PEACE プロジェクト)
 - － 太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS)
 - － ミャンマー政府
- ・ 日本-IMF アジア奨学金プログラム (JISPA, 国際通貨基金)
- ・ インドネシア高等人材開発事業 (PHRDP, インドネシア政府) 等
- ・ UGC スリランカ奨学金 (University Grants Commission – Sri Lanka)

特別選抜において受入れる留学生は、本学の理念・教育目的に非常に合致しており、各国の政府機関あるいはビジネス分野のリーダーとして将来活躍が期待される成熟した社会人として、国際的で成熟度の高い教育研究環境の醸成に貢献している。今後も、優秀な学生確保のために、各地域における現地（あるいはテレビ会議による）面接を継続して実施する。【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】

以上のとおり、国内一般入試、海外一般入試、外国人留学生特別選抜においては、アドミッションポリシー及び入学者選抜試験規程に基づき、公正かつ妥当な方法により、入学者の選抜を行っている。【資料 2-1-9】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持（事実の説明及び自己評価）

各研究科の入学者の内訳は大きく分けて(1)国内外一般入試（私費／企業等からの派遣）(2)外国人留学生特別選抜であり、日本国内からの入学者及び多くの外国人留学生を受入れている。(1)について、出願者増加のため、国内では説明会・オープンキャンパス、海外ではフェア参加や修了生による説明会を実施し、電子メールでのフォローアップを行っている。(2)については、奨学金プログラムのためのプロポーザルを定期的に作成及び提出し、毎年一定数の外国政府派遣生等を受入れている。

図表 2-1-1 研究科の学生定員及び在籍学生数（平成 29 (2017)年 5 月 1 日現在）

研究科・専攻	入学定員	入学者数*	入学者/ 入学定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者/ 収容定員比率
国際関係学 （博士後期課程を除く）	125	95	76.0%	250	195	78.0%
国際経営学	90	87	96.7%	180	155	86.1%
合計	215	182	84.7%	430	350	81.4%

注)*前年秋季入学者で翌年 5 月 1 日現在在籍する学生数

国際関係学研究科は、平成 25(2013)年に入学定員を引き上げて以来、入学者数が入学定員を下回っている。国際経営学研究科については、平成 27(2015)年の入学定員引き上げ以降も入学定員をほぼ満たしている。全体としては入学定員をほぼ充足している。（図表 2-1-1）

在籍者数については、いずれの研究科も収容定員を満たしていない。入学定員を満たしても収容定員に達しないのは、1 年制修士課程やリンケージプログラム（ダブルディグリープログラム）など、1 年間の在籍による修了生がいるためである。

図表 2-1-2

過去 3 年の入学者数日本人・外国人（在留資格が留学以外の学生も含む）別内訳

各年度 5 月 1 日現在

研究科	日本人/外国人	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
国際関係学 （平成 28 年度より 博士後期課程を含む）	日本人	10	5	2	17
	外国人	83	1(D), 91	4(D), 93	5(D), 267
	計	93	97	99	289
	外国人%	89.2%	94.8%	98.0%	94.1%
国際経営学	日本人	20	23	14	57
	外国人	62	77	73	212
	計	82	100	87	269
	外国人%	75.6%	77%	83.9%	78.8%
全学	日本人	30	28	16	74
	外国人	145	1(D), 168	4(D), 166	5(D), 479
	計	175	197	186	558
	外国人%	82.9%	85.8%	91.4%	86.7%

注）前年秋季入学者で翌年 5 月 1 日現在在籍する学生数、(D):博士後期課程

日本人、外国人の入学生の人数と外国人学生の割合について、過去 3 年間で比較すると、国際関係学研究科は外国人比率の平均が 94.1%、国際経営学研究科は外国人比率の平均が 78.8%、両研究科の平均が 86.7%となっている。（図表 2-1-2）

両研究科とも定員に対する入学者比率、及び在籍者比率とも約 80%を満たしており、

入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が求める優秀な人材に、本学の入学者受入れの方針を周知するために、効果的かつ訴求力のある広報活動を実施する。広報媒体においては、ホームページに注力、また本学ウェブサイトのトップページをより効果的に見せる等の工夫で、情報発信力を強化する。具体的な活動としては以下となる。

- ・ 大学の PR ビデオを刷新し、国内外のフェアや説明会等で本学の魅力を効果的に伝える。
- ・ 在学生の満足度を上げ、国内外の Alumni Ambassador（学生募集に協力してくれる修了生）との関係を強固にし、口コミにより本学の存在を広めてもらう。
- ・ テレビ、新聞取材の有効的な活用する。
- ・ 一般入試の他、他大学との連携を深め、リンケージプログラムによる学生の受入れを強化し、学生の日本人比率を 10%から 30%に増やすため、以下の施策を講じる。
 - － 国内（企業等派遣）：企業等訪問（新規・中断）を強化、法人（理事長、副理事長）のトップコンタクトと事務レベルにおけるフォローアップを連動させることにより効果的なアプローチをするとともに、中央・地方官公庁に対するアプローチを強化し、企業等派遣学生を確保する。
 - － 国内（私費）：これまでの説明会に加え、予備校や日本語学校での説明会を実施し、日本人私費・在日外国人私費入学者増加につなげる。
 - － 海外（私費）：重点国における広報、日本留学フェアへの参加を強化する。この際、現地修了生との協力体制（説明会開催等）を密にすることにより志願者増加へ繋げる。また、既存のリンケージプログラム提携校への大学紹介を早期実施し志願者増を図る。
 - － 外国人留学生特別選抜：安定的に優秀な学生が入学するよう、リンケージプログラム提携校を増やす。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】2017 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項（p.1）【資料 F-4-1】と同じ

【資料 2-1-2】2017 Admissions Guidelines（p.2）〔英語〕【資料 F-4-2】と同じ

【資料 2-1-3】2017 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程 学生募集要項（p.1）【資料 F-4-3】と同じ

【資料 2-1-4】2017 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations（p.1）〔英語〕【資料 F-4-4】と同じ

【資料 2-1-5】2017 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項【資料 F-4-1】と同じ

【資料 2-1-6】2017 Admissions Guidelines 〔英語〕【資料 F-4-2】と同じ

【資料 2-1-7】2017 年度国際大学大学院 国際関係学研究科（修士課程）外国人留学生特別選抜による募集要項（p.1）【資料 F-4-5】と同じ

【資料 2-1-8】 2017 年度国際大学大学院国際経営学研究科（修士課程）外国人留学生
特別選抜募集要項（p.2）〔英語〕 【資料 F-4-7】 と同じ

【資料 2-1-9】 国際大学大学院入学者選抜試験規程

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、大学院大学であり大学院設置基準においてカリキュラムポリシーの公表を必須とはしていないが、平成 27(2015)年度、本学のホームページにて掲載し広く周知を図った。各研究科の課程ごとの「教育研究上の目的」については、「国際大学大学院の目的に関する規程」に定めており、「カリキュラムポリシー」は次のとおりである。【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】

図表 2-2-1 国際関係学研究科修士課程カリキュラムポリシー

カリキュラムポリシー
1. 多様な価値観に対応し、またグローバルな視野を持ち、政治・経済・経営分野における広範囲な課題に対する問題発掘能力・分析能力・問題解決能力を有する有為な人材を養成すること。 2. 各プログラム固有の基礎科目を「必修科目」として位置付けたうえで、多様な専門科目を「応用科目」、「地域科目」として各プログラムで共通とし、絶えず変化する国際社会の諸課題に対し柔軟に対応すること。 3. 日本およびアジア地域における経験を有効に活用すること。 更に、公表に値する高度な修士論文作成を重要な柱と考えており、多様な修士研究課題に対応する研究指導評価体制の提供も教育課程編成方針のひとつである。

図表 2-2-2 国際関係学研究科博士後期課程カリキュラムポリシー

カリキュラムポリシー
博士後期の教育課程は、「共通選択必修科目」及び「博士論文特別演習（研究指導科目）」の区分により体系的に編成される。共通選択必修科目は、博士の学位に相応しい高度な専門知識と学識の修得及び研究遂行能力の醸成を目的とする。博士論文特別演習は、博士論文執筆のための指導を目的とする。 共通選択必修科目は、専門分野に応じてクラスター毎に開講される。学生は 1 年次に専門とするクラスターを選択し、その開講科目をクラスターの指定必修科目として履修し、高度な

専門知識を修得し、研究遂行能力を醸成する。また学生は、他のクラスター開講科目から必ず1科目以上履修しなければならない。これは、複数の専門分野に関連する研究課題にも対応できる研究能力の醸成の場を提供するとともに、博士の学位に相応しい学識として関連分野における素養を涵養することも狙いとしている。このようなカリキュラム編成とクラスター横断的な履修方法により、国際関係学の包括的な枠組みの中で学際的な教育を行い、グローバルな視野を持った人材養成を行う。

博士論文特別演習は、博士論文の指導を行うため、1年次から3年次まで配当される。1年次は、上述の共通選択科目の履修により高度な専門知識と学識の修得及び研究能力の醸成を目指しつつ、博士論文特別演習Ⅰを履修し、博士論文の指導を受ける。そして1年次に修得した知識と学識及び醸成した研究能力を2年次に配当される博士論文特別演習Ⅱ、3年次に配当される博士論文特別演習Ⅲで更に発展させ、博士論文執筆に取り組む。

図表 2-2-3 国際経営学研究科修士課程カリキュラムポリシー

カリキュラムポリシー
1. グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。 2. 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。 3. 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。 4. マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。

以上のとおり、本学は教育目的を踏まえた教育課程編成方針を明確に示していると評価する。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【全研究科共通】

本学は3学期制（1学期は10週の授業期間＋約1週の試験期間）を採用している。特定の学期に履修者が偏ることなく、多国籍な授業環境を継続的に確保するため、また、在学期間を通じて学生の学習時間が偏らないようにするため、学生には学期ごとの履修単位数を平準化することが推奨され、1学期あたりの履修上限単位数と下限単位数を研究科／プログラムごとに次のとおり定めている。

図表 2-2-4 1 学期あたりの履修上限・下限単位数一覧

研究科	プログラム	上限	下限
国際関係学研究科	国際関係学プログラム 国際開発学プログラム 公共経営・政策分析プログラム	11 単位	1 単位（特別演習科目と語学科目の単位を除く。）
	公共政策プログラム(1 年制)	14 単位	同上
国際経営学研究科	MBA プログラム	12 単位	7 単位
	MBA1 年制プログラム E ビジネス経営学プログラム(1 年制)	13 単位	8 単位

なお、国際経営学研究科では、本学の夏季休暇に当たる 7 月・8 月を春(特別)学期と捉え、1 年制プログラム向けの指定必修科目を開講し、1 年間で 38 単位を修得できるよう、工夫されている。

【国際関係学研究科修士課程】

国際関係学研究科の修士課程においては、図表 2-2-1 のカリキュラムポリシーに沿って次の 4 つのプログラムに即した教育課程が編成されている。研究科授業科目編成の共通の枠組みとして、開講科目を基礎科目、特別演習科目、応用科目、地域科目、外国語科目に区分し、各プログラムにおいて、指定必修、選択必修、自由選択の履修区分ごとに指定科目と必要単位数を定め、学生便覧に明記している。【資料 2-2-3】

＜国際関係学プログラム＞

国際関係学プログラムでは、学生は修士（国際関係学）あるいは修士（国際平和学）のいずれかの専門分野を入学前に選択する。同プログラムの学生は、1 年次にまず「国際政治学」と「国際関係史」を指定必修科目として履修し、それから国際関係学と国際平和学という専門分野ごとに設けられている選択必修科目を履修する事で、国際関係学の基礎づくりを行う。1 年次の終わりから 2 年次にかけては、国際関係学の幅広い領域をカバーする選択科目群の履修と、指導教員の指導の下で、修士論文の執筆を行う。

＜国際開発学プログラム＞

国際開発学プログラムでは、学生は入学後に修士（国際開発学）あるいは、修士（経済学）の専門分野を選択することができる。いずれの専門分野においても、1 年次の秋学期と冬学期は応用研究の基礎となる指定必修科目の履修が主となる。1 年次の終わりから 2 年次にかけては指定必修科目で得た知識をもとに、選択必修科目と選択科目を履修し、更に高度な専門知識と実践的な理論を幅広く修得すると同時に、指導教員の指導の下で修士論文の執筆も行う。また同プログラムでは、日本-IMF アジア奨学金プログラム（JISPA, 国際通貨基金）のための特別プログラムとしてマクロ経済政策プログラムを提供している。学生は経済理論に基づき、マクロ経済政策と公共金融、中央銀行業務と金融政策、金融市

場政策等、マクロ経済に関する様々な諸課題について学ぶ。

＜公共経営・政策分析プログラム＞

公共経営・政策分析プログラムの2年間のカリキュラムを修了した学生は修士（公共経営学）の学位を取得する。1年次の秋学期と冬学期は、分析能力・問題解決能力の涵養のために必要な指定必修科目の履修が主となる。1年次の終わってから2年次にかけては、環境や医療などの公共セクター各分野の諸課題に関連した幅広い授業科目群からなる選択必修科目と選択科目を履修しながら、指導教員の指導の下で、修士論文作成に取り組む。また、同プログラムでは“情報システム管理”コンセントレーションも提供している。

＜公共政策プログラム（1年制）＞

公共政策プログラム（1年制）のカリキュラムを修了した学生は修士（公共政策）の学位を取得する。公共政策プログラム(1年制)においては、特に高度で専門的な職業能力を持った実務家として日本を発信できる人材を1年間で育成することを目的としているため、研究活動よりも授業の履修がその課程の中心となる。3つのコンセントレーション（“公共経営”“経済開発”“国際関係”）共通の指定必修科目（基礎科目・共通）である、「行政学」を履修する他、コンセントレーションごとに定められた16単位分の指定必修科目（基礎科目・専門）を修得することで、実社会での問題に応用できる分析的・実証的な技能と知識を学ぶ。加えて、日本関連科目4単位分を含む自由選択科目14単位を1年間で履修し、指定必修科目で培われた理論構築能力を高め、帰納的知識を深める。1年制プログラムの学生には、修士論文の代わりにポリシー・ペーパーの執筆が課せられており、コースワークと平行して指導教員の指導の下で作成を進める。

上述のカリキュラムを定期的に見直し、プログラムを超えた検討を行うための仕組みとして、研究科長、副研究科長、各プログラムのディレクター、教務担当職員を構成員とするカリキュラム委員会を毎月実施している。ここで話合われた結果は必要に応じて教授会に諮り、改善につなげている。また学生による授業評価を毎学期末にすべての科目において実施している。評価結果は当該授業科目の担当教員に詳細を通知する他、すべての科目の評価結果の詳細をまとめて学生及び教員の閲覧に供している。

【国際関係学研究科博士後期課程】

グローバル人材の育成が強く求められる中、より高度なレベルにおいて国際社会の要請に応える為、国際関係学研究科では、平成27(2015)年4月に博士後期課程を開設した。博士後期課程では、既存の修士課程の国際開発学プログラム、公共経営・政策分析プログラム、国際関係学プログラムの専門性を更に深化させた3つのクラスターからなる教育研究体制を構築している。

- ・ 経済学クラスター[博士（経済学）]
- ・ 公共経営学クラスター[博士（公共経営学）]
- ・ 国際関係学クラスター[博士（国際関係学）]

教育課程は共通選択必修科目及び博士論文特別演習（研究指導科目）の区分により構成される。共通選択必修科目は、博士の学位にふさわしい高度な専門知識と学識の修得及び

研究遂行能力の醸成を目的とする。学生は必要に応じ、修士課程の開講科目を履修することもできる。博士論文特別演習は、博士論文執筆のための指導を目的とし、Ⅰ～Ⅲを通年科目としてゼミナール（演習）形式もしくは個別指導で行われる。その他の課程修了の要件としては、1 年次終了時に行われる博士候補認定試験に合格することと博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することである。博士後期課程の学生は、入学時点で指導教員 1 人が決定しており、履修登録や研究へのサポートを受ける体制が整っている。秋学期の終わりまでには、副指導教員 2 人も決定し、この 3 人が博士論文指導委員会を構成する。指導教員に加えて副指導教員を置くことで学生は論文指導において学際的視点や多様な方法論の助言を得ることが可能になる。

9 月の入学時点には、生活面から修了要件や 3 年間の研究指導スケジュールなどの学事に及ぶ全体説明をオリエンテーションを通じ行っている。各科目のシラバスや博士論文提出までに必要な各種書類などは、大学ネットワーク内の閲覧フォルダに集約し、学内外を問わず学生がアクセス可能な状態である。【資料 2-2-4】

【国際経営究科修士課程】

国際経営学研究科修士課程では、「明日のグローバル・リーダー」となる人材を養成することを教育研究上の目的とし、図表 2-2-3 に沿って 3 つのプログラム（MBA プログラム（2 年制）、MBA 1 年制プログラム、E ビジネス経営学プログラム（1 年制））の教育課程を提供している。

「明日のグローバル・リーダー」に必要不可欠な知識と能力の修得に向けて、特に重要な働きをする授業科目を指定必修科目（基礎科目）として各プログラムの中心に置き、国際経営関連の広範な自由選択科目を提供することにより、更に 6 つの専門分野（「ファイナンス」、「マネジメント」、「マーケティング」、「IT/OM/SCM（Information Technology / Operations Management/ Supply Chain Management）」、「ソーシャル・エンタープライズ」、「プロジェクト・マネジメント」）を柱に体系的なカリキュラムを編成している。各プログラムにおける履修区分ごとの指定科目並びに必要な単位数の詳細は、学生便覧に明記している。【資料 2-2-5】

国際経営学研究科ではカリキュラムポリシーに沿った教育活動として具体的に以下の取り組みを行っている。

- ① 設置当初の教育課程編成、運営において支援を受けた米国ダートマス大学、エイモス・タック・スクールの MBA プログラムの教育内容・方法を基本的に受け継ぎ、米国の MBA プログラムで標準とされる教育内容、方法を採用。講義に加えてケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなど、実践的教育手法を複合的に組み合わせた、双方向の教授法により現実的な課題に対する分析能力と問題解決能力を醸成。
- ② 多くの授業科目において多国籍かつ多文化で構成されるメンバーによるグループワークを実施。教室の内外でメンバー同士が議論し合い、その内容をもとに更に教員と学生がディスカッションを行う、アクティブ・ラーニングの教育法を国際的な教育環境の中で実践。
- ③ 実務家を中心とした講演・セミナーは授業内外で実施。実務家による特別講演会を開

- 催することにより、ビジネスの第一線で活躍する企業家と学生との接点の場を提供。
- ④ 企業が直面する現実的課題への応用力の向上及び、社会的責任を認識したリーダーを養成するという観点から、「企業の社会的責任(CSR)論」や「戦略的環境マネジメント」など、社会性や環境などの公共性を意識した授業科目も開講。
 - ⑤ 教育活動の一環として、企業訪問や工場製造ラインの見学等を通じ、座学により学び得た専門性に加え実践的な能力の向上を図るとともに、地元自治体や地元企業との共同プロジェクトの実施等、地域社会とのかかわりを通じて、地域社会が抱える諸問題についても関心を高め、職業人としての社会貢献の意識を高める機会を提供。
 - ⑥ E ビジネス経営学プログラムの授業は、同プログラム専用の PC 教室（通称 E ラボ）を中心に実施。ウェブアプリケーションを用いたビジネスモデル構築ができる情報技術環境を整え、情報技術を通じた価値創造を産み出せる教育研究環境を提供。

MBA プログラム（2 年制）においては、「マネジメント」、「マーケティング」、「ファイナンス」、「会計」、「IT マネジメント」、「オペレーションズ・マネジメント」等の各分野で基礎科目を提供している。すべての基礎科目を 1 年次に履修することを基本とし、各分野の基礎知識を修得した後、学生は、各自のキャリア志向に沿った選択科目を 2 年次に履修し、更に、指導教員の指導の下、修士論文または特定の課題についての研究の成果（研究レポート）を提出する。

E ビジネス経営学プログラムでは、技術革新を基盤とした起業・新規事業開拓を可能とする能力を有し、多岐にわたるビジネス分野（ファイナンス、マーケティング、人的資源管理や工程管理等）において IT マネジメントにかかわる領域で幅広く活躍できる人材を育成するため、情報技術系の授業科目に加えて MBA プログラムと共通の基礎科目を提供することで IT マネジメントのスキルと経営知識や技術経営能力を短期間でより統合的かつ専門的に学べるようカリキュラムを編成している。

MBA1 年制プログラムは、企業経営全般（ジェネラル・マネジメント）の見識を持ち、常に組織の全体像を俯瞰しながら事業を牽引、変革する能力を備えたグローバル経営人材を育成するため、5 年以上の実務経験を有する社会人を対象としている。MBA1 年制プログラムではジェネラル・マネージャーとしての能力開発に必要な基礎科目とプログラム独自の夏期集中コース（キャップストーン・コース）を指定必修科目として提供するとともに、各自のキャリア・ゴールに合わせて柔軟に選択できる自由選択科目を提供している。1 年間という短期間で目的とする人材を育成するため、MBA プログラム（2 年制）と比較して、MBA1 年制プログラムは、必修科目の比率が高くなっている。

E ビジネス経営学プログラム及び MBA1 年制プログラムでは、入学当初から指導教員の指導の下、研究活動を行い、修士論文または特定の課題についての研究の成果（研究レポート）を提出する。

国際経営学研究科では、平成 26(2014)年 4 月よりビジネススクールの世界的認証機関である AACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business)の認証評価を受けるため、研究科の使命や目的、育成すべき人材像を検討し、研究科の使命に沿った教育目標をプログラムごとに定め、それに沿ったカリキュラム・マップを作成している。その過程で、使命の実現のために極めて重要だと考えられる「経営倫理」と「異文化経営」

の2科目を2015/2016年度(平成27年9月～平成28年8月)から新たに授業科目に加え、MBAプログラム(2年制及び1年制)の指定必修科目に据えた。また、「経営倫理」はEビジネス経営学プログラムの指定必修科目にも据えられ、国際経営学研究科に入学するすべての学生が履修する重要科目として現在提供されている。【資料2-2-6】

教育課程の編成、教授方法の改善を継続的に行うため、教員と教務担当職員をメンバーとするカリキュラム委員会を毎月開催し、委員会からの提案を適宜教授会に諮っている。また、学生による授業評価制度を各科目につき2度(中間評価と期末評価を)実施し、結果をカリキュラム委員会でレビューするとともに、全教員で共有している。学生による授業評価制度に加えて、教授による若手教員の授業評価や、教員自身による自己評価を加えた、授業評価システムを構築し、組織的、継続的に教員の教授方法を向上させる取り組みを2016/2017年度(平成26年9月～平成29年8月)より開始した。優れた授業評価を受けた教員に対する表彰も、その取組の一環として平成29(2017)年度より開始する予定である。【資料2-2-7】

以上のとおり本学は教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を適切に実施している。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の人材養成に関する目的と教育研究上の目的について定めた「国際大学大学院の目的に関する規程」と各研究科の「カリキュラムポリシー」との整合性を図るとともに、研究科ごとの表現方法を統一する。

本学の「建学の理念及び使命・目的」については、入学者向けオリエンテーションで学生便覧に沿って研究科長より説明が行われているが、更に、学生の理解を深める一助とするため、「カリキュラムポリシー」について説明する時間を設け、教職員及び学生が本学の使命の実現に向け、共に教育・研究活動を行う環境づくりを進める。国際経営学研究科については、AACSBの認証評価取得に向けた新たな方針や取組について、更に詳しく学生に説明する機会を設ける。それに関連して、第一段階として、平成29(2017)年5月中に、国際経営学研究科の学生、教員及び職員向けに名刺サイズのMission Statementを配布することとしている。

博士後期課程学生向けのカリキュラム関連情報の提供は、現状では、学内ネットワークフォルダを通じたものに限られているため、課題がある。修士課程向けの情報提供と同様にホームページを作成し、よりアクセスしやすい形での情報提供を行う予定である。

本学在学生及び修了生並びに学生派遣元企業、奨学制度のスポンサーなどから、在学時に履修できる科目の柔軟性を増してもらいたいとの指摘がある。両研究科において、必修科目の精選、選択科目の開講学期及び開講時間の見直し、両研究科が相互に提供できる科目の増加などにより、学生にとって選択の柔軟性が増すような施策を検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3ポリシー」 【資料1-1-2】と同じ

【資料2-2-2】国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3ポリシー」 【資料1-1-3】

と同じ

【資料 2-2-3】国際関係学研究科・学生便覧（Curriculum Handbook 2 年制用 pp.5－11, 1 年制用 pp.4-6）〔英語〕【資料 F-5-1】と同じ

【資料 2-2-4】国際関係学専攻課程変更認可申請関連文書（設置趣旨関連記述抜粋）

【資料 2-2-5】国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook p.31, p.37, p.43）〔英語〕【資料 F-5-2】と同じ

【資料 2-2-6】国際経営学研究科のカリキュラム・マップ〔英語〕

【資料 2-2-7】国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」〔英語〕

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【全研究科共通】

① 夏期特別英語集中講座(IEP)

入学予定者の中で、英語レベルが不足する学生を対象に入学前支援として 2 カ月間（7 月上旬から 9 月上旬）の IEP プログラムを実施し英語能力向上のための支援を行っている。この IEP プログラムは、ディスカッションやプレゼンテーションだけではなく、リーディングやライティングを含め、実践的で確実な英語スキルの獲得を目標とした合宿型のプログラムである。そのため、本学の入学前の学生だけではなく、日本-IMF アジア奨学金プログラムの奨学生のためのオリエンテーションプログラムとしても位置付けられているほか、企業や自治体の研修プログラムとしても採用されるなど、社会的に高い評価を受けているプログラムである。【資料 2-3-1】

② 入学時オリエンテーション

入学生の学生寮への入居時期が様々である。そのため、入居時からの様々なサポートを行う。9 月中旬から 2 週間のオリエンテーション期間を設け、生活情報の提供、市役所等での手続き、履修手続情報の提供、教員による各プログラムのカリキュラム・ガイダンス等を行い、新入生がスムーズな大学生活と履修開始が行えるようサポートしている。また、オリエンテーション期間中に学生の学修支援の一環として、各研究科で数学や経済学等の基礎コースを提供し、必要に応じて、学期開始前の事前準備ができるよう配慮している。

【資料 2-3-2】

③ TAによる学修支援

本学では、研究科ごとに、授業サポートを行う TA(Teaching Assistant)を雇用している。TA は、履修者が多い 1 年次の必修科目において研究科長の判断により雇用し、教員の教育補助（教材等の準備、授業補助、授業におけるディスカッションの促進など）のほか、学生が授業で理解しきれない点を補足的に補う授業時間外の TA セッションを行い、学生に対する学修支援に役立てている。TA は原則として 1 年次の必修科目を対象としており、2 年生の中から対象科目について 1 年次に好成績を収め、かつ英語能力に優れる等の一定要件を満たす者が採用される。TA のガイドラインはそれぞれの研究科によって定められている。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】

④ 成績不振者への対応

毎学期末、成績の不良な学生に対して、研究科長によるウォーニング・レター（警告状）を発行するとともに、必要に応じ研究科長または代理者が面接をし、修学上の問題を把握したうえで、教職員との間で情報を共有している。【資料 2-3-5】

⑤ アカデミック・カウンスル

各研究科には学生が組織するアカデミック・カウンスルが存在している。アカデミック・カウンスルのメンバーは学生間の選挙により決定し、学生の代表として、研究科長や職員と会合を持ち、学生と教職員の間での橋渡しとして重要な役割を果たしている。選出されたメンバーは各研究科の教育活動やカリキュラムについて、学生からの様々な意見、要望、苦情等を研究科長や関連する事務室に報告するとともに、学生の立場から改善に向けた提案を行う。また、研究科長からの要請に応え、学生の意見を集約し、研究科長に報告する働きをするなど、双方に協力的な関係が構築されている。また、教員と学生が教室とは違った雰囲気の中で自由に意見交換ができる場を定期的に設け、教員・学生双方のアカデミックライフの充実を図っている。【資料 2-3-6】

⑥ オフィスアワーの設定

個別の教員が学生の相談に応じる体制を整えるため研究科ごとにオフィスアワーを設定しシラバスにそれを明記している。またオフィスアワー以外においては個別に教員と直接アポイントメントを取ることで、個別の研究指導や相談に応じることが可能となっており、教室内外において学生支援の体制が整っている。またオフィスアワーによる対面式の研究指導や相談だけでなく、メールによるコミュニケーションも可能であり、学生はいつでも気軽に相談ができる支援体制となっている。【資料 2-3-7】

⑦ その他

本学では、多様な奨学財団、留学生支援事業、外国政府派遣による留学生在籍しており、在学中の学修状況把握のため、本学教職員とスポンサーとの連携による定期的なモニタリング調査・報告を通して、問題の早期発見、情報共有、支援の必要性の検討などにつなげている。モニタリングを通して、成績不振学生に対する個人指導による特別な支援が必要であると奨学金財団が判断した場合には、本学の優秀な学生をチューターとして雇用し支援している。

【国際関係学研究科修士課程】

専任教員によるコンサルタントシステム：学生は、入学後 2 学期目の終わりには、研究指導教員を決定することになるが、それまでの間、各学生には専任教員をコンサルタントとして付け、学修支援、研究計画の指導や相談に応じなど、入学当初から学生に対する修学支援を行うためのシステムを設けて対応している。オフィスアワーは、曜日と時間を設定して実施するケースと個別予約によるケースがある。教員のオフィスアワー設定については、一覧の形で公開している。

【国際関係学研究科博士後期課程】

博士後期課程は平成 27(2015)年度 9 月より学生を受入れた。平成 30 年(2018)年 6 月に初めての博士課程修了生 1 人を輩出する予定である。修士課程における研究科教授会にあたる博士後期課程委員会を原則月 1 回開催し、学生の履修状況や成績の共有、入試や学籍移動等の審議を行っている。その他、教員と職員の協働によるタスク委員会を定期的に開催し、博士学位授与に向けた手続きの詳細を検討している。同委員会の検討内容は逐次上位のカリキュラム委員会や博士後期課程委員会で共有し、課程の円滑な運営に資するよう努めている。

学生には、博士論文を完成させるための研究計画に応じて研究指導教員 1 人、副指導教員 2 人を指定し、3 人体制による研究指導が行われている。博士の学生に対する個別指導、相談対応のため、オフィスアワーを指定している。またメールや個別のアポイントにより頻繁に個別指導が行われている。

【国際経営学研究科修士課程】

MBA プログラム（2 年制）では指導教員は 1 年次末に決定する。1 年制プログラムについては、入学後 1 学期目に指導教員を選定しており修学指導は早い時期から指導教員が対応している。修学上、問題がある学生については、科目担当の教員、指導教員、研究科長等で共有し、研究科教授会へ報告を行い、全教員で情報共有を図り必要に応じて対策を講じている。

オフィスアワーについては、シラバスに記載して公開している。なお、一部の教員は、オフィスアワーを設定していないが、個別に学生との面談に応じており、授業評価によれば、学生の教員に対するアクセシビリティに関する評価は高い。【資料 2-3-8】

【言語教育研究センター】

日本語プログラムでは、オフィスアワーに関してはシラバスに記載・公開しており、学生の語学能力向上のため個別指導を行っている。英語プログラムは Academic English I, II, III クラスにおいて個人指導を必須要素として シラバスに記載、個別アポイントメントにより実施、それ以外にも学生の必要に応じ個別指導を実施している。

以上のとおり、本学では、教職員の協働並びに TA の活用、オフィスアワーの設定など、学修支援を適切に実施している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在は、研究科それぞれのガイドラインにそって、TA を活用し授業サポートを行っているが、国際関係学研究科博士後期課程の学生の TA 雇用、教育支援、学修支援体制を更に強化していく。

現在は、JICA 研修生のみを対象として実施しているチューター支援を拡大し、成績不振者支援体制を強化する。

博士後期課程においては、平成 30(2018)年度に第 1 期生を輩出し完成年度を迎えるにあたり、博士学生に対する研究指導体制を引き続き維持強化する。

なお、本学における学位論文すべてが英語で記述されることから、特に非英語圏出身学生の論文校正のための支援体制強化を検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 夏期英語集中プログラム(IEP)

【資料 2-3-2】 オリエンテーションの資料 [英語]

【資料 2-3-3】 TA Hiring Guideline Graduate School of International Relations [英語]

【資料 2-3-4】 TA Hiring Guideline Graduate School of International Management
[英語]

【資料 2-3-5】 ウォーニング・レター（サンプル） [英語]

【資料 2-3-6】 アカデミック・カウンシル活動の資料 [英語]

【資料 2-3-7】 教員オフィスアワー一覧

【資料 2-3-8】 学生の教員に対するアクセシビリティに関する評価 [英語]

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【全研究科共通】

本学は大学院大学であり、大学院設置基準においてディプロマポリシーの公表を必須とはしていないが、平成 27(2015)年度にホームページにて掲載し広く周知を図った。ディプロマポリシーは、以下のとおりである。【資料 2-4-1】 【資料 2-4-2】

図表 2-4-1

研究科・課程	ディプロマポリシー
国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程	所定の修業年限在学し、各プログラムにおいて定められた授業科目の履修により所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ学位論文及び最終試験に合格すること。
国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程	以下の要件を満たした場合に、「長期的なビジョンと多様な価値観を認識・理解できるグローバルな視野を有し、かつ国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して自立して研究活動を行い、また高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材」という養成の目的に合致する者として、博士学位を授与する。 ◎博士後期課程に3年間在籍し、必要な研究指導を受けた上、次の要件を満たすこと。 ○共通選択科目必修科目より各クラスター3科目（6単位）を含む4科目（8単位）を履修し合格すること。 ○博士論文特別演習Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（各3単位、計9単位）を履修し合格すること。 ○博士後期課程1年次終了時に行われる博士候補認定試験において合格すること。 ○研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載が受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
国際経営学研究科国際経営学専攻修士課程	所定の修業年限在学し、各プログラムにおいて定められた授業科目の履修により所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ学位論文及び最終試験に合格すること。

授業科目の単位は、講義・演習とも、15時間の授業をもって1単位としており、学則第30条に規定している。単位の認定にあたっては、授業科目ごとに担当教員が成績評価の要件を定め、シラバスに記載し評価を行っている。成績評価の要素は、授業により異なるが、期末試験（あるいはレポート/プレゼンテーション）の成績・中間試験の成績、授業への取組状況による。【資料 2-4-3】

本学では、海外提携校との交換留学を積極的に実施しており、協定に基づく単位の互換・認定を行っている。提携大学で取得した単位は、大学院設置基準に定める10単位を上限に、本学で取得した単位として認定し修了要件単位に含めている。単位互換は、原則とし

て履修した科目の総授業時間数に応じて定められた単位互換換算表に沿って行われている。

【資料 2-4-4】

課題レポートや修士論文／研究レポート執筆において、剽窃、不正行為を阻止するための教育を行うことは極めて重要である。入学時に学生に配布する学生便覧において、剽窃や不正行為の定義を掲載し、これらの行為をした場合には、その程度に応じ、処分されることが明記されている。また、オリエンテーション中に剽窃・不正行為に関する説明会は新入生全員に参加を求め実施している。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

【国際関係学研究科修士課程】

成績評価の結果については、全学生の各授業科目の成績、各授業の成績評価の平均、A及びA-評価の占める割合を網羅した資料を教授会にて配布し、情報を共有している。また、成績評価において他の授業科目との隔たりが大きい場合、研究科長が当該担当教員と話し合い、原因を把握し、次学期以降の評点方法の変更を求めることもある。評定には、国際関係学研究科の成績評価基準が用いられる。【資料 2-4-7】

修了要件は、各履修課程において定められた授業科目の履修により所定の単位を修得し、1年ないし2年間在学し、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査及び最終試験に合格することを課している。【資料 2-4-8】

学習の成果を測る仕組みとして GPA(Grade Point Average)制度を導入しており、主として奨学金の2年次継続の学力審査、修了時の総代選出、成績優秀者表彰に用いている。基準となる GPA を下回った者に対し、毎学期研究科長がウォーニング・レターを発行している。中でも、特に成績の芳しくない学生については、必要に応じて研究科長または代理者が面接を行い、学習上の問題点等を聴取している。ウォーニング・レターを受け取った学生の状況については、教職員間で共有されるよう努めている。GPAの基準は奨学支援継続審査のために用いられ、進級、修了の要件としては定めていない。

修士学位論文の審査にあたっては、指導教員及び論文試験員(Thesis Examiner)の2人により論文審査委員会が構成される。学位論文(及び学位論文の指導を行う特別演習科目)は、合格(Pass)または不合格(Non Pass)の評語により評価される。また、一定の期間内に加筆修正することなどを課したうえで、審査委員会に合否を保留(Referred)する措置もとられる。その場合は、一定の期間後に再審査が行われ、改めて合否が判定される。また、審査委員会の推薦に基づき、特に優れた論文と認められたものについては、欧米等の大学教員を中心とする学外試験員に当該論文の審査を仰ぐという外部審査の制度を採っている。その審査により、「特に優れたもの」と認められた論文については「D」(Distinction)、「際立って優れたもの」と認められた論文には「HD」(High Distinction)という評語が与えられる。

【国際関係学研究科博士後期課程】

博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年間在籍し、必要な研究指導を受けた上で、次の要件を満たす事である。

○博士（経済学）

- ・ 共通選択必修科目群より経済学クラスター必修科目を含む4科目（8単位）を履修し合格すること。
- ・ 博士論文特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（各3単位、計9単位）を履修し合格すること。
- ・ 博士後期課程1年次終了時に行われる博士候補認定試験において合格すること。
- ・ 研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載が受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

○博士（公共経営学）

- ・ 共通選択必修科目群より公共経営学クラスター必修科目を含む4科目（8単位）を履修し合格すること。
- ・ 博士論文特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（各3単位、計9単位）を履修し合格すること。
- ・ 博士後期課程1年次終了後に行われる博士候補認定試験において合格すること。
- ・ 研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載が受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

○博士（国際関係学）

- ・ 共通選択必修科目群より国際関係学クラスター必修科目を含む4科目（8単位）を履修し合格すること。
- ・ 博士論文特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（各3単位、計9単位）を履修し合格すること。
- ・ 博士後期課程1年次終了時に行われる博士候補認定試験において合格すること。
- ・ 研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載が受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

博士後期課程で提供される授業科目は、合格(Pass)または不合格(Non Pass)の評語により評価される。各学生の学期ごとの成績や1年次終わりの博士候補認定試験、2年次の中間報告会等の結果は、修士の教授会同様、基本的に毎月開催される博士後期課程委員会において報告、関係教員間で共有される。

学生は3年次の春学期の所定の時期までに学位論文を提出することになっている。学位論文の提出を受け、博士論文指導委員会と外部審査員からなる博士論文審査委員会が構成され、学位論文の公開最終試験の実施が可能となる。この公開最終試験の合格をもって博士学位授与の要件が満たされる。

【国際経営学研究科】

国際経営学研究科の授業科目の成績評価は、指定必修科目(基礎科目)については相対評価で、選択科目については絶対評価で行われ、評価には、国際経営学研究科の成績評価基準が用いられる。【資料2-4-9】

学習の成果を測る目安としてGPA制度を導入しており、GPAを用いた審査を以下のとおり様々な目的で行っている。

- ・ 修了要件（GPA 4.0満点中3.0以上）
- ・ 2年次進級要件（GPA 4.0満点中3.0以上）
- ・ 修了時の総代選出（GPAの最上位者を選抜）

- ・ 成績優秀者表彰（修了時に GPA 上位 5%に入る学生を選抜）

また、学期ごとに基準となる GPA（4.0 満点中 3.0）を下回った者については、研究科長が面接を行い、学習上の問題点等を聴取している。一方、学期ごとに Dean's List と称される成績上位者を GPA により選抜・発表し、研究科長名の成績優秀者に対する通知書を発行して、学生の学習意欲を高める工夫をしている。【資料 2-4-10】

修了要件は、プログラムごとに定められた授業科目の履修により所定の単位を修得すること、2 年間の在学（標準修業年限を 1 年とする E ビジネス経営学プログラム及び MBA1 年制プログラムにおいては 1 年間の在学）、研究指導教員によるガイダンスのもと、修士論文または特定の研究課題の成果（研究レポート）を提出し、審査及び最終試験に B+以上で合格することが求められる。加えて、全科目を修了した時点の GPA が 4.0 満点中 3.0 以上であることを修了要件としている。【資料 2-4-11】

（3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

各履修課程の修了要件は、学生便覧に明記しているほか、入学時オリエンテーションでもカリキュラム・ガイダンスを行い、学生に周知している。各授業科目の評価・単位認定基準はコースシラバスに明記し履修登録前に公表しているほか、初回の授業で教員から学生に対し、評価方法について説明がされていることもあり、事前の情報提供という観点からは十分な対策が取られていると考える。しかしながら、授業終了後に付与された成績に疑問を持つ学生もいることから、シラバスに書かれた評価基準にそって、各学生がどのように評価されたのか、担当教員から受講生に対して評価の背景についてフィードバックするなど、より透明性の高い、学生評価方法を目指す。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」【資料 1-1-2】と同じ

【資料 2-4-2】国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」【資料 1-1-3】と同じ

【資料 2-4-3】国際大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 2-4-4】単位互換換算表 [英語]

【資料 2-4-5】国際関係学研究科・学生便覧（Curriculum Handbook, 2 年制用 p.17, 1 年制用 p.11）[英語]【資料 F-5-1】と同じ

【資料 2-4-6】国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook, pp.8-9）[英語]【資料 F-5-2】と同じ

【資料 2-4-7】国際関係学研究科・成績評価基準（エビデンス集（データ編）【表 2-6】）

【資料 2-4-8】国際関係学研究科・学生便覧（Curriculum Handbook）（p.2）[英語]【資料 F-5-1】と同じ

【資料 2-4-9】国際経営学研究科・成績評価基準（エビデンス集（データ編）【表 2-6】）

【資料 2-4-10】研究科長名の成績優秀者に対する通知書 [英語]

【資料 2-4-11】国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook）（p.24,p.32,p.38）[英語]【資料 F5-2】と同じ

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学の就職・進学支援体制として、学生センター事務室がカウンセラーとしての業務を行ってきた。更なる支援強化のため、平成 28(2016)年 7 月に組織の一部を改変、新たに入學・就職支援室を設置し、学生の入口（入学）から出口（就職）までを一貫してサポートできる体制を整えた。学生が身につけた専門知識や異文化適応スキル等「高度な実学」を十分に活用して実社会で貢献できるよう、個々人に適した職業を見つけ、就職のために行うべきことを適切にアドバイスするよう努めている。

具体的に以下の支援を行っている。

① 新入生対象のキャリア・ワークショップ開催

入学直後の秋学期に 8 回のワークショップを行い、履歴書、送付状、申請書類等の書き方を指導する。また、この期間中に個別面談を行い、就職に向けての活動計画を就職支援担当者と作成する。

② インターンシップ・プログラムの紹介

各企業のインターンシップを学生に紹介している。特に、企業によっては長期休暇となる夏休み期間中に各種プロジェクトに対するインターンシップ・プログラムを行っており、本学の学生はプロジェクト・メンバーとして例年期待されている。

③ 履歴書ブック “IUJ Resume Book”作成

学生に英文履歴書の書き方を指導しながら全員に 1 人 1 ページで作成させ、それを学生同意のもと 1 冊にまとめ各企業等関係先に郵送もしくは訪問して配布している。企業からの申請に基づきオンライン上でも公開したことで、遠隔地でもすぐに閲覧できるようサービスの向上を図った。

④ オンキャンパス・リクルート期間の設定

学期ごとに「オンキャンパス・リクルート期間」として、本学学生の採用及びインターンシップの受入れを希望する企業等の担当者をキャンパスに招聘し、企業説明会並びに希望する学生に対する面接を実施している。

⑤ 求人企業等への直接紹介

求人企業等から連絡があった場合、個人面談等で把握した各学生の就職希望分野に合わせて両者を直接紹介し、採用に向けて支援する。

⑥ 企業訪問活動

過去に採用実績のある企業や、学生の希望が多い業界・企業を中心に、就職支援担当者が企業・団体の人事担当者を訪ねる訪問活動を精力的に行っている。平成 28(2016)年度は

19 社、2 団体を訪問した。企業を直接訪問することで社内の雰囲気や様子、求める人材についての話など得られる情報は多い。こうした活きた情報は学内で共有し、学生の企業理解に活用している。また企業側から見た本学への理解も深めることができる。【資料 2-5-1】

⑦ 学生・修了生間での情報交換システムの確立

インターンシップを行った学生や博士課程に進学した修了生がそれぞれの経験から評価した内容について、冊子・オンラインどちらからでも閲覧できるようにデータを作成している。

⑧ A-CAN と GWMN によるサポートの活用

在学生に対して修了生がアドバイスを行う“A-CAN (Alumni Career Advisors Network)” (修了生キャリア・アドバイザー・ネットワーク) と、男子・女子学生に対してアドバイスを行う“GMMN(Global Men's Mentor Network)” (グローバル・メンズ・メンター・ネットワーク) / “GWMN(Global Women's Mentor Network)” (グローバル・ウィミンズ・メンター・ネットワーク) の構築及び活用を図っている。

A-CAN は、修了生の連絡先等を確認できるシステムを作り、在学生が自分の状況・希望にあわせてアドバイスをもらえるネットワークである。以前はキャリア・カウンセラーが在学生にアドバイザーとして登録している修了生を紹介していたが、平成 9(1997)年からは原則全修了生がアドバイザーとして在学生への就職を間接的に支援している。また、GWMN は女子学生に対するネットワークとして平成 21(2009)年に、GMMN は男子学生に対するネットワークとして平成 22(2010)年 3 月にスタートした。随時修了生を追加し、サービスの拡充を行っている。

⑨ ハノイ国家大学外国語大学ハノイ共同事務所設立

平成 27(2015)年 11 月に国際大学・ハノイ国家大学外国語大学ハノイ共同事務所を設置した。担当者と連携して、在ベトナム日本企業・機関への本学の紹介や、学生の採用に関心のある現地企業の情報共有を実施している。

⑩ 海外のキャリア教育オンラインツールの利用

本学は、ハーバード大学で開発されたキャリア教育ツール“Career Leader.com”を利用する日本で唯一の大学で、アジア地域でも 3 校のうちの 1 校である。同ツールはビジネス界においての自分の適職を見つけるため多くの情報が掲載されており、グローバルな就職情報をオンラインで閲覧、検索、活用できる。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

① 日本企業への就職を希望する外国人留学生のための日本語学習プログラムの強化

本学が発行している“IUJ Resume Book 2017 “によると、政府・企業派遣を除く外国人留学生のうち 60%が修了後、日本企業への就職を希望している。一方、日本企業が、高い日本語能力の人材を求めているのに対し、多くの場合、留学生の日本語能力はこれを満たしておらず、このことが日本における就職内定を妨げる一因となっている。本学の就職率は 80%を超えているが、このデータは留学生の日本語能力にも左右される。本学は入学してから日本語を学び始め、その後、日本企業への就職を希望する学生も多く、本学の修了までの期間が学部大学よりも短い 2 年と限られていることから、日本企業就職希望者を早期に峻別し、より効率の高い日本語学習支援を行う。【資料 2-5-2】

② 修了生ネットワークを活用した支援体制

国内外に勤める修了生とのネットワークを活用して、求人情報の紹介及びインターンシップ受入先企業として人事担当者を紹介してもらうなど、キャリア支援に結びつくような情報を収集していく。毎年修了生ネットワークの登録情報を更新し、新しい情報を保つ。修了生をキャンパスに招き、体験談や就職活動へのアドバイス等を学生に話してもらう機会を作るなど、在学生の交流の機会を設ける。

③ 採用及びインターンシップ受入れのための企業訪問活動強化

各社がウェブサイト上から一斉に行う一般公募とは別に、本学と各企業間での採用ルートを築くため、複数名体制で企業訪問活動を継続し、それぞれが得た情報を共有する。

④ 日本企業への就職支援

日本独特の就職活動について学生の理解を深める。このため、留学生に対し日本語履歴書の作成を積極的に促す。また履歴書の作成方法、採用プロセス、面接の心得、挨拶の基本、日本の文化等の指導を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】IUJ Resume Book 2017 [英語]

【資料 2-5-2】就職の状況（過去 3 年間）（エビデンス集（データ編）【表 2-10】）

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

学生の履修状況や成績については、本学の教務システム「DREAM CAMPUS」のデータベースにより管理しており、毎学期にすべての学生の学修達成状況については教授会において共有している。修士論文等の執筆状況は各指導教員と学生との間で常に連絡を取り合い、個別指導を通して進捗状況を把握している。

各研究科において、学生による授業評価のシステムを取り入れ、専任、非常勤を問わず全教員の授業に対して実施している。【資料 2-6-1】

研究科ごとにアカデミック・カウンスルと言われる学生組織を通じ、学生からのアカデミック面に関する意見等を吸い上げる方法を取り入れており、授業方法や教育内容の改善のために活かしている。【資料 2-6-2】

修了生による「修了生サーベイ」を約 20 年にわたり実施している。これは、修了する学生による本学全体の質問に関するアンケート調査である。質問の内容は毎年見直しがあるが、基本的には、教育・授業関連、施設関連、学生サービス関連である。サーベイの結果については、学内教職員が共有して、本学全体の運営改善に生かしている。【資料 2-6-3】

平成 29(2017)年 2 月より「目安箱」を設置し、本学に対する学生からの意見や提案を受け付けている。【資料 2-6-4】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【国際関係学研究科】

国際関係学研究科では、すべての授業科目について学期末に学生による授業評価を実施し、結果は各教員にフィードバックされ、次年度の授業内容・授業法の改善に活かされている。また、全科目の評価ポイント（10 点満点）を一覧表にまとめたものを学内に掲示する他、詳細な結果もファイルし学生や教員がいつでも閲覧可能な状態にしている。この評価ポイントは毎年教員が提出する活動報告書への記載が求められ、教員の評価にも活用されている。

授業評価の他に、学生の声をカリキュラムや授業内容に反映させる仕組みがある。その役割を担っているのがアカデミック・カウンスルである。カウンスルメンバーは、教育研究環境、教育課程、教育内容、教育方法などに関する意見・要望に対しては、必要に応じてカリキュラム委員会や教授会での検討を経て回答、可能な限りその声に応じる体制が整えられている。また、カウンスル主催の定期的なイベント（ハッピーアワー）も、研究科教員と学生との自由な意見交換の場として機能している。

【国際経営学研究科】

国際経営学研究科では各授業科目において、中間と期末に学生による授業評価を実施している。中間に行われた授業評価はただちに教員にフィードバックされ、後半の授業内容・教授法の改善に役立てられている。期末の授業評価は次年度に向けた改善のために各教員が活用する他、教員間で共有・レビューされ、FD(Faculty Development)にも役立てられている。また、その評価ポイントは毎年教員が提出する活動報告書への記載が求められ、教員の評価にも活用されている。学生による授業評価に加えて、教授による若手教員の授業評価や、教員自身による自己評価を含めた授業評価システムを新たに構築し、組織的、継続的に教育内容及び学修指導の改善に努めている。【資料 2-6-5】

学生から寄せられる様々な意見、要望等については、アカデミック・カウンスルがそれを集約し、研究科長との会合時や定期的に行われる学生と教職員の集会（ディーンズアワー）時に質疑応答を行い、真摯に対応している。

AACSB の認証取得に向けた取り組みの一環として、指定必修科目(基礎科目)について AOL (Assurance of Learning) を実行している。AOL とは、研究科の使命・目的とカリキュラムの関連性を明確にし、使命・目的に沿ったカリキュラムの継続的運営と教育の質的向上を実現させるための取り組みである。AOL ではプログラムごとに複数の教育目標を定め、各指定必修科目がどの目標を満たすために開講されているかをカリキュラム・マップに示し、シラバスに教育目的と学修の到達度を確認するための評価基準を明記する。そして、科目の終了後には学生の学習到達度を数値化し、教育目標ごとに定めた評価基準（ルーブリック）に照らし合わせて学習到達度を把握し、その到達度を継続的にモニターすることで改善状況を管理する。この取組は FD の一環としても有効であると考えられる。【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】【資料 2-6-8】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価結果の分析とそれに基づく授業内容、教育方法の改善に関しては組織的な体制とフィードバックシステムを構築するとともに、前述のハッピーアワー、ディーンズアワーなどの機会を通じた学生と教職員の間の意思疎通を更に密なものとする。また、修了生サーベイの内容を活用するための方策を講じる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 学生による授業評価アンケート用紙・評価結果一覧 [英語]

【資料 2-6-2】 アカデミック・カウンスル活動の資料 [英語] 【資料 2-3-6】 と同じ

【資料 2-6-3】 修了生サーベイ 2016 [英語]

【資料 2-6-4】 目安箱（写真）

【資料 2-6-5】 国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」[英語]

【資料 2-2-7】 と同じ

【資料 2-6-6】 Learning Goals and Learning Objectives [英語]

【資料 2-6-7】 国際経営学研究科のカリキュラム・マップ [英語] 【資料 2-2-6】 と同じ

【資料 2-6-8】 教育目標ごとに定めた評価基準（Rubrics Bank）[英語]

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生生活全般に対するサービス・厚生補導を担う事務組織として、学生センター事務室を設置し、主として以下の施策を講じている。

① 日常生活の支援

本学は授業のすべてを英語で実施していることから、入学に際して日本語能力を課していない。現在全学生数の約 90%を占める本学留学生は、日本語を話せない学生が大多数である。また日本人には常識でも留学生にはわからないことも多い。そのような不安を解消するために、日本での生活全般についてのガイドブック「INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide」を入学前に、病気や緊急時の対応についてのガイドブック「Guide To Health Care & Hospital」を入学後に配布している。【資料 2-7-1】 【資料 2-7-2】

また、周辺地域住民の支援を得て留学生の生活をより快適なものとするための施策を講じている。例えば、本学あるいは周辺地域が主催するバーベキューパーティーや日本文化紹介行事、日本語パートナーの斡旋など、留学生だけではなくその家族に対する支

援活動を行っている。うおぬま国際交流協会（UONUMA Association for Multicultural Exchange：「夢っくす」）や、地元の小中学校に通う留学生の子供を支援する「スノーフレックスクラブ」と協力し、より厚い支援体制を構築している。

② 学生寮のセキュリティーと緊急時対応体制の強化

本学にはキャンパス内に単身寮 3 棟、世帯寮 1 棟があり、入学時はほとんどの学生が学生寮に入居する。当初から学寮管理者を置いていたが日中だけの対応となっていたので、平成 27(2015)年 5 月より夜間も管理者を寮内に配置し、24 時間学生対応ができる体制となった。日中の管理者も夜間の管理者も全員日本語・英語のバイリンガルで、学生の日常生活へのきめ細かな支援をしている。

学寮設備のセキュリティー強化にも取り組み、平成 28(2016)年に全室にドアチェーンとドアスコープを設置し、合計 46 台の防犯カメラを増設した。

ソフト面では、学寮の各階に代表者（フロア・リプレゼンタティブ）を決め、自分の居住する階の学生のコミュニケーションの向上を図っている。フロア・リプレゼンタティブは各学期に 1 度、自分の階に住む学生を集め、自己紹介の機会を作り学生間のコミュニケーション向上を図っている。また急病や災害等の緊急時にはその対応を率先して行い、フロア内の問題の発見・解決に貢献することも役割の一つである。フロア・リプレゼンタティブには、目的や役割についてオリエンテーションを実施し、有効に機能するように指導している。

③ ムスリムの学生対応の向上

学食でのハラール料理の提供は徐々にその割合が増加し、現在では 90%がハラールメニューである。またムスリム学生の増加に伴い礼拝に関する要望も増加し、礼拝に使用する敷物や本の収納場所を増やし、金曜礼拝のための体育館の予約を自動化する等の対応をした。

④ 経済的な支援

学生生活安定のための経済的支援として、経済的支援が必要と思われる日本人及び外国人私費留学生について本学独自の以下の奨学金制度を設けている。

図表 2-7-1 国際大学中山素平記念奨学金【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】

種類		内容			
		年間授業料	入学金	生活費	給付期間
給付	Type-A	全額免除	25 万円	10 万円/月	1 年間。但し、1 年次の学業成績によって 2 年次も期間延長可
	Type-B	全額免除	25 万円	—	
	Type-S	半額免除	—	—	
	Type-C	3 割免除	—	—	
	Type-D	—	—	10 万円/月	2 年次期間のみ
貸与（日本人のみ）		年間授業料の半額を限度として貸与	—	—	貸与期間：1 年間（在学中は無利子。修了した月の翌月 1 日から有利子にて返還）

上記奨学金の内、Type-D を除いて、入試合格時に採用を決定している。これにより、学生は入学前から経済的な計画を確実にたてて、入学することが可能である。

本学独自の奨学金以外に、以下のような機関・団体の奨学金プログラムの支援を受けている。

- ・ 日本学生支援機構奨学金
- ・ 文部科学省国費外国人留学生
- ・ 日本学生支援機構留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）
- ・ アジア開発銀行(ADB)、世界銀行(WB)、国際通貨基金(IMF)等の公的機関の奨学プログラム
- ・ その他民間財団奨学金

奨学金申請時のサポート：奨学金の募集要項・申請書式はほとんどが日本語で書かれているが、本学の留学生が日本語の要項を読んで理解するのはなかなか難しい。そこで応募資格や支給条件等を英訳して学生に提供している。英訳を提供することで各奨学財団の趣旨や活動内容についての理解を深めてもらい、奨学金団体との相互理解を深め、つながりが強くなることも期待している。

⑤ 学生自治会などの支援

学生自治会（GSO-EC）との連絡を密に行い建設的な関係を維持している。学園祭（インターナショナルフェスティバル）や、学生サークルなどを支援している。

⑥ 心身両面におけるヘルスケアの支援

本学としては、かねてより、医療カウンセラー1 人、メンタルケアカウンセラー1 人による無料相談を実施している。平成 28(2016)年 12 月末、カウンセリングに使用できる専用の学生相談室を開設し、学生のプライバシーを保護しつつ、落ち着いた雰囲気の中で悩みを相談できる環境を整備した。平成 29(2017)年 4 月には高度な資格を有し、海外でのカ

ウンセリング経験のある常勤カウンセラーを雇用して、学生・教職員へのメンタルケアに関する支援体制の強化を図り、学生相談室を発展させたカウンセリングルームに配置した。また、年に2回、全学生を対象に大学内を会場に健康診断を実施し、健康問題の早期発見を促している。更に、相談事に関しては、学生センター事務室を中心とする職員、各研究科、各プログラムの担当教員などと学生との間のコミュニケーションを強化するために様々な施策を講じている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生からはメール等で随時要望等が寄せられている。必要性・妥当性を検討して逐次改善を行っている。たとえば大学シャトルバスの運行について、バスの停車位置や停車ルール、週末バスの乗車ルール等の改定を行った。更に写真や図を多用したポスター等を作成し、ルール変更の周知や、乗車マナーの向上に努めた。また、平成29(2017)年2月に目安箱（サジェスチョン・ボックス）を設置し匿名の要望を吸い上げる仕組みを作った。【資料2-7-5】

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

メンタルケアの専門家の配置は本学の長年の懸案事項であったが、平成29(2017)年4月から専門のカウンセラーを学内に配置することができた。留学生にも対応できる英語に堪能な人材を雇用したことにより、よりきめの細かいサポートが可能になった。平成28(2017)年度から、メンタルケア心理士資格取得のための研修に職員を参加させ、メンタルケア体制の強化を図っている。

入学前、入学後の学生の不安を解消するために、メンターシステムの導入・構築を検討している。これは在学生在が新入生のケアをする制度で、新入生をいくつかのグループに分け、グループごとに担当の在在学生を決めて、入学準備の段階から、気楽に質問、相談等ができる仕組みである。新入生の入学・修学に関する種々の不安を解消し、日本での生活に早く慣れ、充実した学生生活を送れるようにすることを目的としている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-7-1】 INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide [英語]

【資料2-7-2】 Guide To Health Care & Hospital [英語]

【資料2-7-3】 IUJ Scholarship Guidelines [英語]

【資料2-7-4】 国際大学（IUJ）奨学金のご案内

【資料2-7-5】 「目安箱」写真 【資料2-6-4】と同じ

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【全研究科共通】

本学の専任教員数は次のとおりである。

図表 2-8-1 専任教員数一覧

平成 29(2017)年 5 月 1 日現在

所属	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
国際関係学研究科	7	7	5	0	0	19
国際経営学研究科	7	1	2	0	0	10
言語教育研究センター	2	2	3	0	0	7
国際大学研究所	1	0	0	0	0	1
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	0	4	1	0	0	5
合 計	17	14	11	0	0	42

本学の専任教員のうち、国際関係学研究科及び国際経営学研究科に所属する教員は 29 人である。そのうち 28 人は国内外の大学院における博士号取得者で、1 人は、修士の学位を有しかつ大学院設置基準に規定する「専門分野について特に優れた知識及び経験を有する者」として任用される実務家教員である。

国際大学研究所の教授 1 人は、外交官経験をもち中東地域研究、安全保障分野の実務家教員として任用し国際関係学研究科へ兼担し科目を担当している。

本学は、すべての科目は英語で講義を行っている。また学生は修士論文を英語で作成しなければならない。そのため、大学院を担当する全教員は、日本人、外国人に関係なく、原則として博士の学位を有し、専門分野において教育研究業績があり、かつ高度な英語能力を有している。本学の専任教員は研究指導教員としての資格を採用時の段階で十分に有しており、大学院設置基準で定める収容定員に必要な研究指導教員数を満たしている。専任教員の平均年齢は 48 歳であり、30 代から 70 代まで幅広い年齢層で構成されている。また、国籍は多様性に富み、女性教員の雇用も促進されており、国籍のみならず、年齢、性別のダイバーシティ環境が形成されている。【資料 2-8-1】【資料 2-8-2】【資料 2-8-3】

【国際関係学研究科修士課程】

教育課程を適切に運営するため、大学院設置基準に定める収容定員に応じた研究指導教員数（13人うち教授9人）を確保し、適切に配置している。平成29(2017)年3月末には自己都合による退職教員（教授1人、講師1人）があり、研究指導教員のうち「教授」の数が一時的に1人不足の状態であるが、平成29(2017)年9月に教授職位の教員1人、講師2人を採用予定である。また、准教授から教授への昇格人事も検討中である。

【国際関係学研究科博士後期課程】

博士後期課程は共通選択必修科目のコースワークと博士論文指導により構成され、15人の国際関係学専攻の教員と、2人の国際経営学研究科からの兼担による教員、合計17人で組織している。博士論文指導教員は14人であり、指導教員数は満たしている。【資料2-8-4】

【国際経営学研究科】

研究指導教員数は10人、うち教授の数は7人であり、大学設置基準に必要とされる教員数（9人うち教授6人）は満たしている。

MBA教育において標準的な「マネジメント」「会計/ファイナンス/経済学」「マーケティング」「情報技術/オペレーションズ・マネジメント/サプライチェーン・マネジメント」の4つの分野ごとに2人以上を配置しバランスが取れた配置となるようにしている。平成28(2016)年4月には、マーケティング分野の女性の新任教員を採用、平成29(2017)年9月には、マネジメントエリアの女性教員が採用される予定であり、また、現在、マーケティング分野の教員が不足であるため、国際公募によるリクルートを開始している。

【言語教育研究センター】

大学院の教育課程の英語科目、日本語科目は、言語教育研究センター所属の教員が担当している。現在センターには、英語プログラムと日本語プログラムがあり、英語プログラム4人、日本語プログラム3人の教員で構成されている。

所属の教員は、英語を母国語としない学生が英語による論文を書き上げるために必要な語学能力を高めるための授業を提供するための高度で専門的な英語力と指導力を有している。

【国際大学研究所】

研究所には現在1人の専任教員が所属している。当該教員は安全保障分野の専門家であり、大学院国際関係学研究科の安全保障分野の科目を兼担している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【全研究科共通】

教員の採用は、国際公募により厳格な手続きを経て行っている。本学では、平成26(2014)年4月よりテニユア制度を導入しており、テニユアを取得し定年までの契約となることを

前提とするテニュアトラックとして採用している。テニュアトラックの雇用契約は2年とし、原則として採用1年6カ月後以降、テニュア審査を行う。テニュアを取得できなかった場合、更に2年雇用契約を更新し更新後1年6カ月後に再審査を行う。審査に通った場合は契約満了後にテニュアを取得する。審査に通らなかった場合には契約満了をもって雇用契約は終了する。採用までの手続きは、「国際大学採用・昇任人事手続規程」に基づいて行っている。学長が必要性を認める場合には、研究科ごとにリクルートを行い候補者1人に絞り、教授会において人事委員会を構成し、「国際大学教員資格評価基準」に基づき教員資格を評価する。同評価は教授会において審議した上、大学運営委員会への報告を経て学長が大学としての判断を行い、更に人事案件として理事会に送付され所定の手続きを経て最終的な決定がなされる。なお、教員の昇任に関しても同様の手続きを経て行っている。

本学は平成27(2015)年6月20日、国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程を制定し、平成27(2015)年度から教員が学外研修に参加している。また、このような研修成果を学内に普及することを目的として両研究科所属教員を対象とした学内セミナーを実施するなど、組織的かつ継続的に教員の教育内容、技法の改善を行っている。また、平成28(2016)年度のFD活動報告書をホームページ上に公開し、効果的な教育活動の実践を支援、促進し、本学の教育・研究の発展につなげていけるよう取り組んでいる。【資料2-8-5】【資料2-8-6】【資料2-8-7】【資料2-8-8】

【国際関係学研究科】

国際関係学研究科では、採用、昇格時において資格評価基準に関し「国際大学教員資格評価基準国際関係学研究科内規」を設けており、これに従って教員資格評価を行っている。採用、昇任にかかる資格基準ポイントにおいて、博士号の取得及び教育・研究業績を重視して評価するシステムとしている。【資料2-8-9】

【国際経営学研究科】

国際経営学研究科では、経営学教育を評価する機関であるAACSBの認証に向けて、研究科の教員採用基準を見直した。最高レベルのカテゴリーであるScholarly Academic (SA)の教員の基準は、博士号を有し、博士取得後5年以内あるいは採用前5年以内には3本の研究論文の学術誌への掲載実績が必要である。全体の60%の割合でこのカテゴリーの教員で満たしている。なお、当研究科の独自のFD活動として、平成27(2015)年度からケースメソッドによる教授法を学ぶために、毎年1人の教員をハーバード大学に派遣している。また教員間による授業見学をするなど、教授法や質向上にむけ取り組んでいる。【資料2-8-10】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学は該当しない。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

国際関係学研究科、国際経営学研究科とも、今後とも大学設置基準に定められている指導教員数を維持していく。このため、国際関係学研究科においては、平成29(2017)年9月に所要教

員を採用する予定である。更に、教育組織の強化を図るため、必要に応じて、国際公募による教員リクルートを行っていく。リクルートにあたっては、国籍、年齢、性別等において多様性に富んだ教員組織の形成を目指していく。

今後のFDにおいては、学内での研修機会提供、外部講師招へい、学外での研修機会のための予算を確保する。平成28(2016)年度の活動報告書をもとに、授業見学、シラバスの相互チェック、学期途中での授業評価、若手教員へのメンタリング等を、組織的な活動実施に向けて検討を行い、継続的で本学の実情に沿ったFD活動に取り組んでいく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-1】専任教員一覧（所属別）

【資料 2-8-2】専任教員一覧（年齢別）

【資料 2-8-3】専任教員一覧（国籍別）

【資料 2-8-4】国際関係学研究科博士後期課程教員組織一覧

【資料 2-8-5】国際大学専任教員テニユア制度に関する規程

【資料 2-8-6】国際大学教員採用・昇任人事手続規程

【資料 2-8-7】国際大学教員資格評価基準

【資料 2-8-8】国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程

【資料 2-8-9】国際大学教員資格評価基準国際関係学研究科内規

【資料 2-8-10】AACSB ISER 報告書 [英語]

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、JR 上越新幹線浦佐駅より約 4km、関越自動車道大和スマート IC より約 2.5km の田園地帯に位置する（図表 2-9-1）。

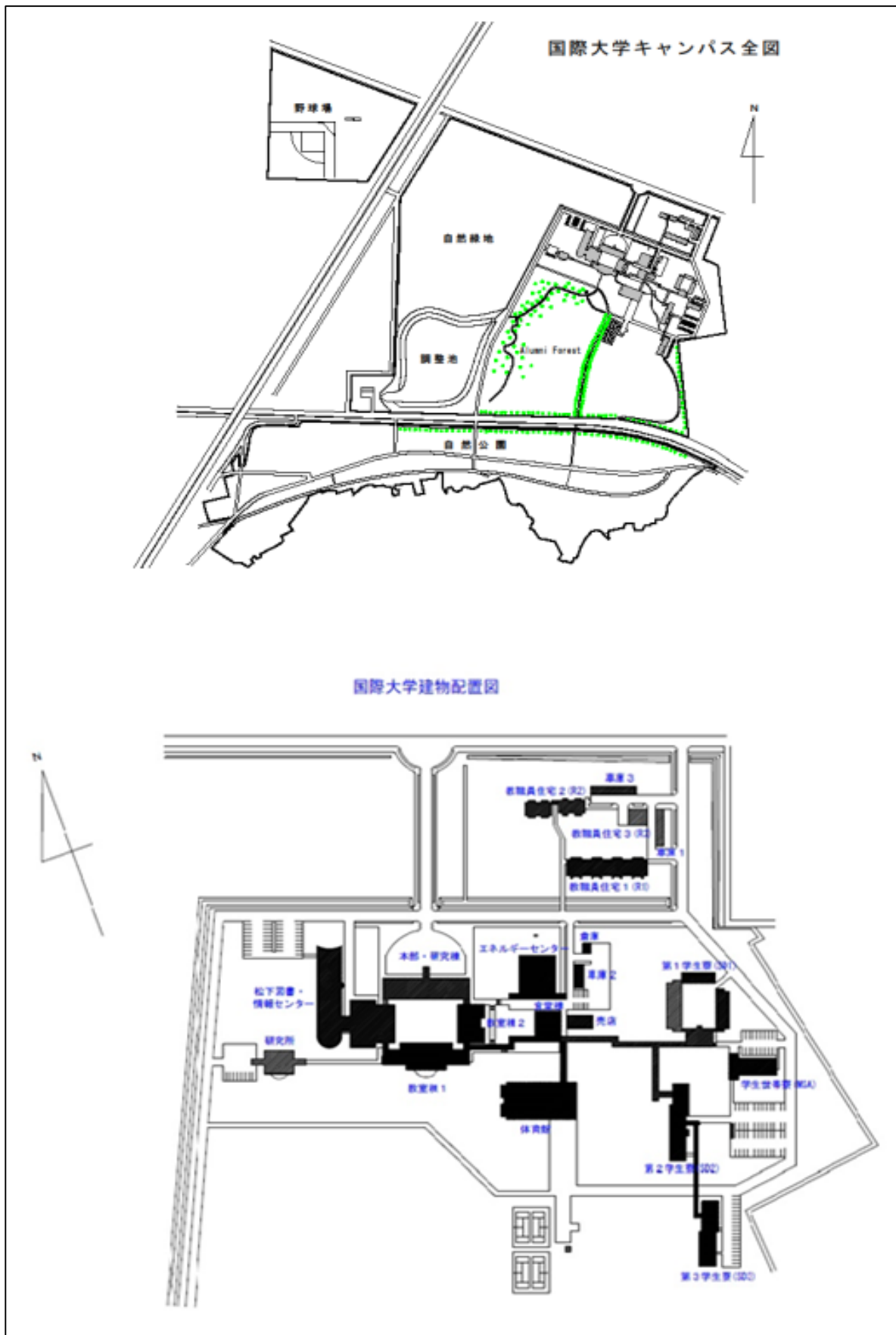
自然豊かな環境の中、61 万 8,261 m²の広大な敷地（自己所有）に校舎、図書館、体育館、学生寮、教員寮等の建物、運動施設、緑地を有している（図表 2-9-2）。このうち大学設置基準上の校地面積は、52 万 1,583 m²であり、同基準上必要とされる面積の 4,450 m²を十分に満たしている。

キャンパス内の全建物面積（自己所有）は、27,165 m²で、主な建物ごとの概要は図表 2-9-3 のとおりである。このうち大学設置基準上の校舎面積は、11,907 m²であり、同基準上必要とされる面積の 4,578 m²を十分に満たしている。なお、附置研究所である国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)は、東京都港区地内の借用建物（専有面積 397 m²）を活動拠点としている。【資料 2-9-1】

図表 2-9-1 位置図



図表 2-9-2 校地・建物配置図



図表 2-9-3 キャンパス建物概要

棟 名	床面積 (㎡)	施 設 概 要	摘 要
本部・研究棟	2,277	学長室、研究室、事務室、会議室	
松下図書・情報センター棟	5,192	センター長室、閲覧室、PC 教室、コンピュータ機械室、事務室、研究室、博士後期課程学生自習室、ホール	PC 教室:3 室
教室棟 1	1,760	教室	教室:12 室
教室棟 2	800	教室、自習室	教室:6 室
研究所棟	1,167	所長室、会議室、事務室、研究室、宿泊室	
食堂棟	581	食堂、ラウンジ	食堂:100 席
売店棟	79	売店	
体育館棟	1,685	アリーナ、トレーニングルーム	
第 1 学生寮棟	2,622	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー、管理人室	寮室:100 室(ユニットバス、トイレ付)
第 2 学生寮棟	3,010	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:100 室(ユニットバス、トイレ付)
第 3 学生寮棟	2,736	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:96 室(ユニットバス、トイレ付)
学生世帯寮棟	1,067	1DK、ラウンジ、ランドリー	18 世帯
教職員住宅 1	895	3LDK	8 世帯
教職員住宅 2	785	2LDK	8 世帯
教職員住宅 3	511	1R	8 世帯
エネルギーセンター棟	709	機械室、監視盤室	
その他(車庫、渡り廊下等)	1,289		
計	27,165		

【校地、校舎、設備、施設の適切な運営・管理】

施設・設備等の維持・管理は、総務室が担当し、関連法規等を遵守し、関係各部署・委託先等と連携し、適切に対応している。老朽化等による要改善箇所に対しては、極めて限られた予算の中ではあるが、優先順位をつけて適切、有効な改修を行っている。

全体の清掃業務は、委託業者により年間を通じ適切になされ、建物、設備の各種法定点検等も各委託先により的確に実施されている。

【学生・教職員の快適な教育環境の整備】

本学は、開学当初より多様な国籍の学生が全寮制のもと高度な教育研究を行うことを理想とし、それを実践している。そのため、キャンパスの全建物面積のうち約 35%を 4 棟からなる学生寮の建物群が占める。加えて教職員住宅の建物群(車庫を含む)で約 10%を占めるため、全建物面積の約 45%が居住関連施設で占められていることになる。それらの事情から、広く 24 時間体制で施設運用を行っているのが本学キャンパス施設の大きな特徴のひとつである。【資料 2-9-2】

本学創立 20 周年事業として平成 14(2002)年度に整備した”Alumni Forest”は、毎年修了する学生が研究科ごとに各 1 本散策路周囲に順番にケヤキを記念植樹して行くという趣のエリアであるが、記念樹の本数も今年度で合計 61 本に至った中で、初期に植栽したものは幹周(目通り)100 cmにまで成長しているなど文字通り”Forest”の形成に向け着実に進化している。他にも緑地外周等に平成 12(2000)年から平成 27(2015)年の間に地元企業から合計 200 本以上のサクラの苗木植栽の寄贈を受けるなど、全体として徐々にではあるが広大な敷地を活かしつつ空地(くうち)をより積極的に活用整備する方向にある。

本部・研究棟、松下図書・情報センター棟、教室棟 1、教室棟 2 の 4 棟(総称して本館

と呼ぶ)は、回廊を形成するように配置されており、学生、教職員は、一般教室、PC 教室、図書館、研究室、事務室などへ屋外に出ることなく往来することができる。加えて、本館からは食堂、売店、体育館、学生寮まで長い渡り廊下ではほぼ接続されており、基本全寮制のもとキャンパス内に居住する学生は、積雪期においても足元を気にすることなく学内移動が可能である。これは、本学が豪雪地に立地することに対する設計上の特徴的配慮である。

一般教室は多様なニーズに対応させている。AV、PC 関連機器は、モニター用液晶テレビ、DVD/ビデオプレイヤー、PC、プロジェクター、スクリーンをすべての教室(全 18 室)に備えている。このうち 2 教室については、平成 24(2012)年度に、文部科学省私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金の活用と大学間連携共同教育推進事業により充実した設備に整備され、うち 1 室についてはテレビ会議システムが備えられた。

自習室は、24 時間利用可能とすることにより学生ニーズに応えている。修士課程学生用自習室(3 室)は、平成 27(2015)年度私立大学教育研究活性化設備整備費補助金による補助を受けて更新整備がなされたところであり、また、同年度には国際関係学研究科博士後期課程の開設に伴い博士後期課程学生専用自習室が新設整備された。

体育館は、7:00 から 24:00 まで自由に利用でき、クラブ活動や健康管理の目的に使われている。安全性、快適性の維持を目的にメンテナンスにも重点を置いている。

学生寮には、全室にユニットバス、トイレ、ベッド、学習机・椅子、電話、テレビ配線、LAN 配線を備え、共用スペースも数多く備える。また、隣接地に駐車場と駐輪場も備えている。部屋割りも国籍、性別を問わずランダムに行っている。門限等の制約はないが、寮室使用上の注意、深夜に他の学生の迷惑となる騒音の発生を規制する指針としてのクワイエット・ポリシー(Quiet Policy)、そして共同キッチン、ラウンジ、廊下などの共用部使用上の注意や取り決めなどによって寮の秩序を保つことが寮生に義務付けられている。学生寮については、多様な国籍、文化の中で協調して生活することをもって、より国際感覚を醸成していることが寮生活の意義でもあると位置付けている。入学定員増に伴う学生増のため平成 23(2011)年度からは、寮室数に不足を生じるようになったことから、臨時的措置として近隣の民間アパートを借上げて、学生寮に準ずる運用のもとに 2 年次生の一部の利用に供している。

食堂棟の 1 階における食堂(100 席)は、長期休暇以外は年中無休で昼食、夕食を提供する。食堂棟に隣接して売店が運営されている。

路線バス等の交通機関ルートがないため、浦佐駅を基点としてキャンパスと市街間に自家用マイクロバスを 1 日 13 便(土・日は 2 便)定期運行している。更に、夜間に学外住居に帰宅する学生向けには、授業期間において平日には 9 人乗りタクシーを 22:00 発と 24:15 発の 2 回定期運行させるなどの措置を行っている。これらの便はすべて無償運行している。【資料 2-9-3】

22:00 まで使用可能な夜間照明付きテニスコートやバーベキュー施設も整備されているほか広大な緑地は、四季折々の景観とともに健康増進、維持の目的に十分活用されている。

【図書館・IT 施設】

松下図書・情報センターは、教育研究の高度化に対応した図書・情報施設であり、その

運営のため図書・情報運営委員会が年 2 回開催され、学習環境、資料媒体、コンピュータ機能など、図書・情報施設を更に有効利用できるよう、教育研究の質の向上を目指している。図書館の開館時間は、学期中は 8:30 から 24:00 までとなっており、深夜まで学習したいという学生からの要望に答えている。【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】【資料 2-9-6】

図書館は約 10 万冊の蔵書と約 5,000 種類の電子ブック、約 40,000 種類の電子ジャーナル及び 35 種類のオンラインデータベースを揃えている。これらのオンラインリソースは学内のみならず学外からでもリモートアクセスサービスを経由することにより利用可能となっている。また、ディスカバリーサービスによる資料検索ツールにより、図書・雑誌・電子ブック、電子ジャーナル、データベース、新聞、論文等を一括して検索することが可能である。

利用者は、本の予約、相互貸借のリクエスト、書籍の購入のリクエスト等すべてオンラインで行うことができる。利用者は自分の研究や論文作成に必要な本を図書館にリクエストできる。

学期初めには図書館資料やデータベース検索方法の利用講習会を開催し、学生の研究・教育サポートを行うとともに、図書館資料利用率向上を目指している。

本学図書館で最も利用頻度が高い貸出サービスが、「コースリザーブ」である。授業で使われる必修科目の教科書はすべてカウンター内に準備され、貸出可能となっており、多くの学生から利用されている。平成 28(2016)年は、自習スペースを広げるために、雑誌書架をリニューアルし自習机を増やした。

スペース及び資料の有効活用の観点から、毎年受入数に相当する本を除籍し、アフリカ諸国での人材ネットワーク構築に向けて、アフリカの大学へ 400 冊の寄贈を行った。

学内には、松下図書・情報センター棟に PC 教室 3 室と学生寮にコンピューターラウンジ 2 室を備えており、学期期間中は 24 時間開室している。PC 教室は、頻繁に授業に利用されている。またその内 1 室は E ビジネス経営学プログラム専用の PC 教室となっており、独自の授業展開が行われており、コンピューターを用いた授業に対応する統計学用ソフトウェアを多数備えている。

無線 LAN は学内の多くの場所で提供されており、自由に利用されている。また、プリンターも PC 教室他、図書館、自習室、学生寮に広く設置され、学生は論文やレポートを有料で自由に出力する事が出来る。

学生に対するコンピューターサポートについては、学生が自国から持ち込む多言語のコンピューターに対応している他、タブレットやスマホ等にも対応し、トラブル対応や使い方、無線 LAN 設定や起動エラー修正、コンピューター故障時のメーカーへの手配等、幅広いサービスを提供している。サポートには IT に詳しい在学生を棟内に設置してあるヘルプデスクにアルバイトとして雇用し、午後 2 時間、夜 2 時間の学生によるサポートサービスの提供を行っている。【資料 2-9-7】

【施設・設備の安全性（耐震等）の確保】

建物の耐震性については、昭和 56(1981)年の新耐震基準施行直前の着工建築物が半数を占めるが、これらはあらかじめ新基準に準拠した設計によって建築されているので、特に耐震化工事は要しないとされている。平成 16(2004)年の中越地震（南魚沼市震度 6 弱）、

平成 19(2007)年の中越沖地震（南魚沼市震度 5 強）においても深刻な被害がなかったことから十分な耐震性と地盤を持つ建物であることが立証されたと言える。地震等の災害への備えは、中越地震の経験を活かすことはできるが、市街から離れたキャンパス内に多様な国籍の学生が居住する寮を抱える本学にとっては災害の発生場所、発生時期、発生日、発生時間などによりまったく対応が異なる。事実、平成 23(2011)年の東日本大震災においては、原発事故の影響を気にする外国人留学生への対策が求められた。非構造部材の耐震補強については、調査を進め、順次対策工事を実施しているところである。

アスベスト対策においては、天井吹き付け材への混入が認められた箇所について平成 19(2007)年度と平成 21(2009)年度の 2 度にわたり除去、復旧工事を、また、煙突断熱材に含有が認められた 2 箇所についても平成 28(2016)年度に除去、復旧工事を実施した。

平成 28(2016)年度にはキャンパス内の防犯カメラ設置台数がそれまでの 32 台から学生寮エリアを中心に 81 台（うち学生寮エリア 62 台）に増強され、主に寮生の安心、安全のため有効に活用がなされる。なお、松下図書・情報センターにおいては、図書館は 24:00 まで開館、PC 教室は 24 時間開放されていることから、別途セキュリティー対策が施されている。【資料 2-9-8】

設備監視を含む施設の運用、管理は、平日の日中は専任職員が主に担当している。夜間（翌朝まで）及び休日の日中は、外部委託による設備管理員と警備員を常駐させ、異常発生時の対応及び巡回警備を行い、全キャンパスの安全対策を講じている。学生寮に関しては、24 時間 365 日体制で委託業者が常駐している（夜間の常駐は平成 27(2015)年度より）。

【施設・設備の利便性（バリアフリー等）への配慮】

バリアフリーの状況については、距離の長い渡り廊下をはじめいくつかの箇所の通路がスロープになっているほか、本部・研究棟に車椅子対応エレベーター 1 基、身障者用トイレ 1 室が設けられている。ただし、スロープの前後に段差があるなど障害者単独で容易に通行ができるような理想的な状態にまではなっておらず、また積雪期の状況を考慮しても、それを容易に改良できる既存建物構造ではないことが課題となっている。

本学キャンパスは、田園地帯に立地し、農地と山林に隣接していることから塀やフェンスをまったく持たない。全寮制で 24 時間稼働のキャンパスにおいて、特に夜間の安全をより確かに保つため、照明については、教室棟 - 学生寮間渡り廊下の光量アップを図ってきただけでなく、キャンパス全体の共用部を中心に光・人感センサーによる自動点灯・消灯や LED 化を積極的に推し進めており、安全、衛生、利便及び省エネの面で効果的運用が図られている。

南魚沼市は、日本有数の豪雪地であるが、冬季間の大学構内道路、駐車場、屋根、屋上などの除雪や消雪は、消雪パイプ（井水による消雪）と委託業者による重機除雪を組み合わせた体制で、特別の寒波が来ない限りは機能的、合理的に処理がなされている。積雪期の安全対策は、建物屋上や屋根の雪庇落下による事故防止（頻繁に雪庇落としを実施するほか雪庇ができないよう改善、工夫）に努めている。路面の凍結時には歩行者が転倒しないよう融雪剤を散布するとともに注意喚起を行うなどの防止策を講じている。

【学生の意見の反映】

施設設備に対する学生の意見、要望は、毎年実施の「修了生サーベイ」の中で把握しているとともに、学生自治会（GSO-EC）などとのコミュニケーションを図る機会が設けられていることから、検討後必要な対策には反映させている。【資料 2-9-9】

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学の授業のうち、国際関係学研究科と国際経営学研究科の共通科目として学生全員（免除制度あり）が原則として履修する授業科目「日本の歴史と文化概論」は、毎年 200 人弱の学生が履修することになるため、年 3 回学期末に当該科目を集中講義形式で開講し、毎回の履修者数が最大 80 人程度に収まるよう、人数調整を行っている。

両研究科における指定必修科目の履修者数は、プログラムの規模により 10 人から 45 人の範囲であり、平均約 30 人となっており、適正な履修者数の範囲である。【資料 2-9-10】

国際経営学研究科の授業科目では、講義に加えてケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなど、実践的教育手法を複合的に組み合わせた、双方向の教授法が取り入れられており、履修者数の多い指定必修科目の多くは教育効果を上げるため、クラスを 2 つに分けて授業を実施している。

また、語学科目を含む特定の選択科目では、グループワークや活発な授業運営、きめ細やかな個別指導を行うために、その授業の内容に即した適正(上限)履修者数を定め、履修登録時に学生に周知している。特に英語科目は全科目において、アカデミック英語能力の向上、論文、レポート作成の技能習得、1 クラス 15 人を上限として設定しており、履修者が 15 人を超過する場合にはクラス分けを行い調整している。全 6 科目の英語科目の内 5 科目については、シラバスにもその旨を明記し、公表している。【資料 2-9-11】

多くの科目を提供している国際関係学研究科では、履修者が 3 人以上の場合には開講することとしている。国際経営学研究科では最低履修者は 10 人程度である。

上述のとおり、本学では、かなりの少人数で行っている授業と最大で 80 人程度の履修者を擁する授業があるが、それぞれの人数に適したスペースで授業が行われるよう、大教室から小教室までを備えている。また、コンピューター利用の実習が伴う授業用に規模の異なる PC 教室 3 室も備えている。更に、最大 120 人まで収容できる本学の松下図書・情報センターのホールを、一般教室で十分なスペースが確保できない場合に教室として利用したり、試験時において多数の履修者がある科目では、不正行為を防止するために余裕のスペースを確保する目的で、試験会場としても活用している。

そのため、あらゆる授業科目に応じた適正規模の教育環境が備わっている。各室の収容定員は図表 2-9-4 のとおり。

図表 2-9-4 教室収容定員一覧

平成 29(2017)年 5 月 1 日現在

教室等名	収容定員数	備 考
101 教室	20	
102 教室	81	
103 教室	60	
104 教室	24	
201 教室	20	
202 教室	40	
203 教室	70	
204 教室	25	
205 教室	40	
207 教室	30	
301 教室	20	
302 教室	30	
303 教室	30	
304 教室	20	
305 教室	30	
306 教室	14	演習室
307 教室	10	演習室
308 教室	10	演習室
120PC 教室	72	
121PC 教室	30	国際経営学研究科E ビジネス経営学プログラム専用
124PC 教室	20	
MLIC ホール	120	試験時使用

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

キャンパス敷地や建物の構造上、防犯対策が不十分な面がある。それを補う目的で更に防犯カメラの増設検討や入退出管理の検討を進め、可能な部分から運用実施に向ける。

吊り天井等の非構造部材の安全性確認を更に進め、必要な耐震対策を計画する。

照明については、安全対策に加え利便性と省エネの観点から、光・人感センサーによる自動点灯化の拡充とともに LED 化を積極的に実施する。

試験期間中や、論文執筆締め切り前は深夜 24:00 以降も勉強を続ける学生が多く、図書館開館を延長してほしいとの声も上がっている。セキュリティの問題や深夜以降働く人件費の確保等、検討事項が多い。試験期間中にトライアルとして一部教室を 24 時間開放したが、利用率は低く、引き続き今後の課題となる。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

英語の語学科目については今後も少人数制（15 人）を継続し、シラバスにも記載し学生への周知を徹底する。国際経営学研究科においても、指定必修科目について、履修者が一定数（概ね 60 人）を超える場合には、2 クラスに分ける等の教育支援体制を維持していく。両研究科において、選択科目のうち、履修者数の適切な管理が難しいと予想されるものについては、担当教員と相談の上、最大受入可能人数をシラバスに記載し、学生に事前に周知徹底していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-1】 校地、校舎面積の大学設置基準対比用資料

【資料 2-9-2】 Dormitory Information [英語]

【資料 2-9-3】 IUJ Bus Transportation Timetable [英語]

- 【資料 2-9-4】 国際大学松下図書・情報センター規程 【資料 1-3-7】 と同じ
- 【資料 2-9-5】 国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程
- 【資料 2-9-6】 Library Guide [英語]
- 【資料 2-9-7】 Computing Guide [英語]
- 【資料 2-9-8】 国際大学防犯カメラ設置・運用規程
- 【資料 2-9-9】 修了生サーベイ 2016 [英語] 【資料 2-6-3】 と同じ
- 【資料 2-9-10】 2016－2017 年度履修登録者数一覧
- 【資料 2-9-11】 受講者数の管理（履修者数の上限設定）

〔基準 2 の自己評価〕

本学はそれぞれの研究科の目的に基づいたアドミッションポリシーを定め適切に公表している。それに基づき、国内、海外選抜、社会人選抜、特別選抜入試制度を敷き、他の大学院と比較すると、収容定員に対し概ね適切な学生数を維持している。

教育課程については、教育研究上の目的に沿ってカリキュラムポリシーを定め、同ポリシーに沿った教育課程を編成している。授業評価やカリキュラム委員会などの制度や会議体を通じて、教職協働でカリキュラム改善を行っている。

学修支援については、TA の活用、学生チューターの配置、オフィスアワーの設定、研究科長によるウォーニング・レターの発行等による成績不振者に対するフォローだけでなく、成績優秀者への定期的な表彰などにより一層の学習意欲の向上を促す仕組みを導入するなどして、適切な学修支援を行っている。

キャリアについては、本学が大学院であることと、外国人留学生が多いことから、通常のオリエンテーション、キャリア指導に加え、国内外の修了生の積極的活用や、頻繁な国内の企業訪問、また海外事務所の活用など多面的な支援を行っている。

日常生活においては、「INFO PACK:Prearrival Guide」や「Guide to Health Care & Hospital」といったガイドブックを学生に提供している。また、常時、日本語もしくは英語でカウンセリングを受けることができるなど、外国人留学生であっても不安なく生活ができるように心身両面における最大限の配慮を行っている。

教育環境については、自然豊かな広大な敷地内に校舎・設備・図書館等が整備され、校地校舎ともに大学設置基準を上回る面積を有し、その管理と運営は適切に行われている。本学の特色である全寮制のもとでの教育研究活動が快適に行われるよう、学生・利用者の意見をくみ上げ、適切に対応している。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学は「学校法人国際大学寄附行為（以下「寄附行為」という）」に基づき学校法人国際大学により設置されている。寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、世界平和と繁栄に寄与する有為な人材の育成を目指し、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、誠実な法令遵守を明記している。学校法人国際大学就業規則第 4 章にて定める服務規律においても諸規程の遵守を定めるとともに、教職員の職場秩序の維持、人権及び人格の尊重を明記している。諸規程は、学校法人国際大学規程集として本学教職員用ホームページに掲載している。研究者・研究活動の倫理については「研究者行動規範」をはじめ、諸規程・不正防止計画等を定め、本学ホームページにて集約し公表している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

また、理事長直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査業務とともに、公益通報、個人情報保護、研究活動不正の防止と不正対応などのコンプライアンス関連諸規程・諸制度における相談・苦情・通報等申し入れ窓口と定め、組織倫理の適切な運営を表明している。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人国際大学寄附行為第 4 条において、「国際大学 大学院」を目的達成のために設置する学校として定めている。

そして、国際大学学則第一条においては、本学の目的を次のとおり定めている。

（目 的）

国際大学（以下「本学」という。）は、国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする。

学則第 1 条（目的）は、平成 22(2010)年度自己点検において見直したうえで改正したも

のである。本学は大学院のみを置く大学であることから、「大学院設置基準」の求める目的に沿い、建学の理念を踏まえ「国際」「グローバル」を明確に打ち出したものである。【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】

本学の使命・目的とするところは、グローバル化・国際化に取り組む我が国の教育界にあって、高いレベルで実現されている。本学がその使命・目的の達成に向け継続的努力を重ねてきたことが認められ、文部科学省が平成 26(2014)年度より開始した「スーパーグローバル大学創成支援事業（スーパーグローバル大学創成支援事業）タイプ B：グローバル化牽引型」の 24 校に採択（申請数 93 校）されている。その計画調書においても、継続的努力の内容や中長期計画を定めている。【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】

法人運営においては、学校法人国際大学寄附行為に基づき、最高意思決定機関として理事会を運営している。業務執行を円滑に行うため、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」において、理事会業務執行等の基準を明らかにし、常任理事会、理事長、常務理事、学長への委任事項を定めている。【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】

また、平成 25(2013)年度に策定した中期 5 カ年計画（経営改善計画 平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）の進捗状況を実施管理表により評価・対応し、理事会にて審議している。各年度の事業計画は、この 5 カ年計画を単年度に落とし込むこと等により策定している。事業計画及び決算時の事業報告は、年度ごとに本学の財務報告ホームページで公開し、継続的努力を学内外に表明している。【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】

これらにより、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき寄附行為を制定し、私立学校法、大学設置基準及び大学院設置基準、学校法人会計基準に則り学校法人及び大学を運営している。近年では、平成 26(2014)年度に国際関係学研究科博士後期課程の設置（大学院の専攻の課程の変更）の認可申請を行うにあたり、学則、学位規程等の諸規程を再整備し、同年中に設置認可を受けている。また、同年中の学校教育法等の改正の際にも学内諸規程を総点検し、学則の他教授会規程・運営委員会規程等の教学運営にかかる諸規程を改正し、適切に対応している。更に同年の学校法人会計基準の改正、「公的研究費管理監査ガイドライン」「研究活動における不正防止」等の関係法令・ガイドライン等の改正等に基づき、学内諸規程の改正や体制整備を行うなど、適切に対応している。【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】【資料 3-1-21】【資料 3-1-22】【資料 3-1-23】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【環境】

環境・安全配慮対策として、校舎・建物のアスベスト対策を行い、平成 21(2009)年度までに行った天井材除去の対応、及び追加的に指導のあった煙突断熱材除去の対応を平成 28(2016)年度に行い、法令等で除去が必要な建材への対応は完了し、安心して使用できる環境にある。

広大なキャンパスの緑地・自然公園は、開学当初に植栽した樹木や自然発生した樹木の成長が著しく、必要な都度計画的に間伐、整枝するなど環境整備に努めている。自然に拡大した芝生領域や桜並木の景観は、地域社会に溶け込んだ景観を生み出し、学生の修学環境に必要な空地として、適切に機能している。

【人権】

就業規則においてハラスメントや人権侵害を禁じている。また、学校法人国際大学倫理委員会規程のもと、倫理ガイドラインを作成し、教授会、新入学生向けオリエンテーションを通じた啓蒙活動を行い、ハラスメントや人権侵害防止に取り組んでいる。相談窓口として教職員及び学生からそれぞれ人選した相談員を置き、一般委員とともに倫理委員会の構成員となっている。これらの構成員のうち主に学生選任委員が中心となり、毎学期（年間3回以上）、「PEC Hour (PEC: Professional Ethics Committee (倫理委員会))」と称し、全学生に参加を案内し、啓発・学内理解促進のための懇親集会を行っている。【資料 3-1-24】【資料 3-1-25】

【安全】

学校法人国際大学就業規則にて教職員の自己保全・安全管理義務を定めるとともに、学校法人国際大学安全衛生管理規程では教職員の安全確保と健康の保持増進を図ることを定めている。災害・防災対応については、学校法人国際大学危機管理規程を定め、また、毎年、新入学の時期にはオリエンテーションの一環として、消防計画のもとで、避難・防災訓練を行っている。構成員の殆どが海外からの入国又は渡航を経験するため、例えば感染症対策等、様々な安全対応が必要であるが、保健所や地域医療機関とも連携し、対応している。【資料 3-1-26】【資料 3-1-27】【資料 3-1-28】【資料 3-1-29】

海外安全に関し、海外出張者は海外傷害保険に加入することを、学校法人国際大学旅費規程で定めている。また、学生についても、「国際大学学生交流規程」において、留学する際に原則として海外旅行保険に加入することを定めている。学生の海外留学支援体制の構築の一環として、平成 26(2014)年度より海外留学生安全対策協議会 (JCSOS) に加入し、海外の危機管理情報をタイムリーに得ている。【資料 3-1-30】【資料 3-1-31】

本学は大部分の学生が学生寮で生活しているため、学生寮の安全・安心対策も重要である。平成 27(2015)年 5 月からは夜間も含め 24 時間、日本語、英語での対応が可能な専門スタッフ（委託業務）による管理運用を始めている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則 172 条の 2 に定められている教育研究情報について、本学ウェブサイト上に「教育情報の公表」のページを設けて公表し、継続的に更新している。平成 29(2017)4 月の同規則の改正に伴い公表義務項目となった 3 つのポリシーについても、同ページに集約している。【資料 3-1-32】

財務情報については、私立学校法 47 条に基づき、書類の備付・閲覧を行うとともに、本学ウェブサイト上の「事業計画・財務報告」に集約して公開している。財務報告は、「財産目録」、「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「事業報告書」、「監査報告書」、「説明資料」から構成されている。【資料 3-1-33】

またこれらの公表すべき事項については「学校法人国際大学情報公開規程」において定

め、適切に対応できるようにしている。【資料 3-1-34】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的を達成するための取組や情報公開は、引き続きこれを適切に行い、次期中期 5 カ年計画の策定にあたっては、年次の事業計画・事業報告に留まらず、本学の目指す将来像全体を社会に対し適切に公開する。

コンプライアンス、法令遵守への社会からの要請が強まり、規律と健全性を維持した学校経営、安全安心な労働環境整備の重要性が一層高まっている中、平成 29(2017)年度の事業計画にて、コンプライアンス・メンタルヘルス対応など健全な教育・労働環境整備を法人全体で取り組むべき事項としている。具体的には、学校コンプライアンスやメンタルヘルスに関する教職員への研修や対策等を組織的に実施する。

建学の理念を体現する国際性・多様性に富むキャンパスにおいて、構成員に対して安全・安心な教育研究環境を提供することは非常に重要であり、安全（衛生・海外安全も含む）・防災等の段階的な整備計画及びその維持更新について、次期中期計画において財政計画とともに明示的に策定する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 学校法人国際大学寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-2】 学校法人国際大学就業規則

【資料 3-1-3】 学校法人国際大学規程集目次 【資料 F-9-1】 と同じ

【資料 3-1-4】 研究費等の運営・管理体制

【資料 3-1-5】 学校法国際大学内部監査規程

【資料 3-1-6】 学校法人国際大学公益通報者の保護等に関する規程

【資料 3-1-7】 学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程

【資料 3-1-8】 国際大学における研究費の適正管理に関する規程

【資料 3-1-9】 国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程

【資料 3-1-10】 学校法人国際大学寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-11】 国際大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-1-12】 平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業 スーパーグローバル大学創
成支援 審査結果表

【資料 3-1-13】 平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創
成支援」構想調書 【タイプ B】 国際大学 【資料 1-3-10】 と同じ

【資料 3-1-14】 学校法人国際大学寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-15】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規
程

【資料 3-1-16】 学校法人国際大学経営改善計画 平成 25 年度～平成 29 年度（5 カ年）

【資料 3-1-17】 学校法人国際大学 平成 29(2017)年度事業計画書 【資料 F-6】 と同じ

【資料 3-1-18】 学校法人国際大学 平成 28(2016)年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ

【資料 3-1-19】 学校法人国際大学寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-20】 国際大学学則 【資料 F-3】 と同じ

- 【資料 3-1-21】 国際大学大学院研究科教授会規程
- 【資料 3-1-22】 国際大学運営委員会規程
- 【資料 3-1-23】 研究費等の運営・管理体制【資料 3-1-4】と同じ
- 【資料 3-1-24】 国際大学倫理委員会規程
- 【資料 3-1-25】 倫理委員会ガイドライン [英語]
- 【資料 3-1-26】 学校法人国際大学就業規則
- 【資料 3-1-27】 学校法人国際大学安全衛生管理規程
- 【資料 3-1-28】 学校法人国際大学危機管理規程
- 【資料 3-1-29】 国際大学消防計画
- 【資料 3-1-30】 学校法人国際大学旅費規程
- 【資料 3-1-31】 国際大学学生交流規程
- 【資料 3-1-32】 国際大学ホームページ「教育情報の公表」
- 【資料 3-1-33】 国際大学ホームページ「事業計画・財務報告」
- 【資料 3-1-34】 学校法人国際大学情報公開規程

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、寄附行為第 11 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と記載されているとおり、理事会は、本法人の業務の意思決定を行う機関として位置づけられている。また理事会業務を戦略的かつ機能的に遂行するため「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」を整備し、理事会の行う業務執行の基準、審議事項を定め、「理事会による業務決定」を明確化している。同規程では、理事会の常務執行機関として常任理事会の役割を定め、また、理事会機能に関連して学長の役割等を定め、理事の職務分担や業務の円滑な執行を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

理事会の運営に関しては寄附行為第 11 条に基づき適切に運営を行い、また必要に応じ臨時の理事会を開催している。常任理事会は原則月 1 回開催され、理事会の常務執行機関としての役割を適切に担っている。

理事の選任に関しては寄附行為第 5 条、第 6 条に定められており、適宜寄附行為に従い理事会・評議員会を開催し、適切に理事の選考を行っている。

理事会の招集に関しては、寄附行為第 11 条に従い適切に召集をしている。平成 28(2016)年度の理事会は計 6 回開催（5 月、7 月（2 回）、11 月、3 月（2 回））され、出席率に関して、本人出席は平均 80%以上、書面をもってあらかじめ意思を表示した者を含めると平均 97%以上であり、出欠の回答票には、事前に議案に対する賛否の意思表示を記載する形式

をとっている。【資料 3-2-3】

以上のとおり、本法人は、使命・目的達成のため適切に理事会を運営し、戦略的意思決定ができる仕組み・理事会補佐体制の整備及び理事会権限委任を適切に行っているものと判断する。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、本法人は学校法人明治大学と法人連携を行っており、連携協議書に基づき明治大学推薦の理事が一定数就任している。他方、本法人では経済界や地域社会から選任される理事も、関係構築のために重視している。これらのことから、平成 29(2017)年度に行われる法人連携の見直しと並行し、主に「学識経験者」として選任している理事について、選考方針・指針あるいは基準を策定し、明文化を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 学校法人国際大学寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-2-2】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する
規程【資料 3-1-15】と同じ

【資料 3-2-3】 理事会開催状況

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学では、学長がつかさどる校務に関し全学的に協議調整するための機関として、運営委員会を置いている。運営委員会は、学長を議長とし、副学長、研究科長、研究所長、センター長、事務局長及び学長が特に指名する者を委員とし、大学各部門の責任者すべてを構成員とし、月 1 回開催している。運営委員会は、大学運営を遂行する上で学長が必要と認める事項を企画立案し、学内調整することにより、学長の意思決定に繋がる実質的な最高意思決定機関として機能している。また、学長が特に指名する者として法人本部長を委員とすることにより、大学の意思決定組織と法人の連携を図っている（平成 29(2017)年 5 月現在では法人本部長が事務局長を兼務）。また、学長は職位上理事となり、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」において、学長への理事会権限委任が定められている。この権限の行使にあたって、学長は運営委員会での協議を経て最終決定を行うこととしている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

教育研究に関する重要事項の審議機関として大学に置くことが必要な教授会については、本学では大学院研究科に研究科教授会を置いている。教授会は原則月 1 回開催され、教授

会で審議された重要案件は研究科長が運営委員会に提出し、全学的な調整審議を行う。

大学における最終意思決定は、学則において「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定め、学長の校務に関する最終決定権及び教職員への指揮命令権を担保している。学長による意思決定にあたり教授会が学長に意見を述べなければならない事項である(1)学生の入学、卒業及び課程の修了(2)学位の授与については、学則において定めている。「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」については、研究科教授会規程にて、「①教育課程の編成に関すること」及び「②教員の人事について、教育研究業績及び資格の審査に関すること」を定めている。

【資料 3-3-4】

平成 27(2015)年 4 月施行の学校教育法等の改正に伴い、本学でも内部規程の総点検を行い、改正にあたっては、平成 27(2015)年 3 月に全教員を対象として学長より説明会を行った。教授会に意見を聴く事項についてあらかじめ説明した上で教授会審議に供し、これを適切に定めて周知した。また、法改正を受け、「国際大学学生の懲戒に関する規程」を整備し、学生の退学、停学及び処分の学長による決定の手続きを定めている。【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】

これらのことから、大学における意思決定組織は適切に整備され、権限と責任は明確になっており、機能的に意思決定を行っている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するため、平成 25(2013)年度に以下のことを実施した。

- ① 組織改編により学長室を設置
- ② 学長の補佐体制を強化することを目的とし、副学長 3 人を置いた（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在は 2 人）。
- ③ 運営委員会に、オブザーバーとして、事務局室長が同席することとした。

運営委員会は 3-3-①で述べたとおり、学長の意思決定に繋がる大学の実質的な最高意思決定組織であり、学長室がその運営事務を担い、学長及び関係者との間で事前の協議を経て議事設定を行う。運営委員会での審議を経て学長の意思決定が確認され、業務を執行する体制としている。また、全学的観点での協議調整に必要な情報の集約を行うため、運営委員会では、教授会、センター会議、理事会・常任理事会等の報告並びに自己点検・評価委員会や FD 委員会の報告等が適切に行われている。

これらの体制により、大学の意思決定と業務執行において学長のリーダーシップが適切に発揮されているものと判断する。【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長を中心としたガバナンス体制の整備がより一層重要となっていることに鑑み、以下について検討し、平成 29(2017)年度中に実施し、または実施時期・実施可否を定める。

- ・ 運営委員会：審議・報告事項の増大に対応するため、開催頻度を増やし（例えば現行の月 1 回から月 2 回）、主として学長の下に情報を集約させ委員間での共有を目的とするコミュニケーションミーティングと、重要事項の審議決定を行う会議へと機能的に編成

することなどを検討する。

- ・ 副学長：学長決裁事項の増大による業務負担に対応し、より機能的・戦略的な業務を行うため、副学長の職務権限について、副学長が自らの権限で処理することのできる校務を学長裁定等で特定し明確化していく。
- ・ 学長室：人員配置あるいは事務組織改編等により、学長の企画政策を推進する機能を強化する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 国際大学学則【資料 F-1】と同じ

【資料 3-3-2】 国際大学運営委員会規程【資料 3-1-22】と同じ

【資料 3-3-3】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程【資料 3-1-15】と同じ

【資料 3-3-4】 国際大学研究科教授会規程【資料 3-1-21】と同じ

【資料 3-3-5】 学校教育法等の改正に伴う学則等内部規則の改正について

【資料 3-3-6】 国際大学学生の懲戒に関する規程

【資料 3-3-7】 学校法人国際大学組織図

【資料 3-3-8】 学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本法人の理事会は、寄附行為第 11 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と記載されているとおり、本法人の意思決定を行う機関として位置付けられており、理事総数 13 人の内、管理部門 3 人（理事長、副理事長、常務理事）、教学部門 2 人（学長、副学長（国際関係学研究科長兼任）にて構成されており、管理部門と教学部門の調整、連携を行っている。【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】

また「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」第 6 条第 1 項により理事会の常務執行機関として、常任理事会を設置し、原則月 1 回（7、8、12 月を除く）行われている。常任理事会は、同規程第 6 条第 2 項により理事長、副理事長、常務理事、学長及び理事の内から理事長が委嘱した者をもって構成され、理事長が委嘱した者として、副学長（教学担当理事）が出席し、理事長が要請した者として、監事及

び GLOCOM 所長が出席をしている。常任理事会にて管理部門（理事会）、教学部門（研究科教授会及び運営委員会）及び監事とのコミュニケーションが図られ、定期的な開催により大学・法人運営の状況報告がなされ、相互の連携を円滑にしている。【資料 3-4-3】

なお理事会・評議員会において決定された事項に関しては、学内にて速報として教職員全体に周知するのみならず、運営委員会、教授会等の会議体で適宜報告がなされている。また運営委員会にて決定された事項は、適宜常任理事会及び理事会に報告を行っている。

以上のとおり本法人及び大学は、意思決定において、管理部門及び教学部門の連携が適切に行われる体制を構築し、意思決定の円滑化を図っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人では、監事の選考に関しては寄附行為第 5 条及び第 7 条に定めがあり、第 7 条第 1 項「監事は、この法人の理事、教職員（学長・教員及びその他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任」した 3 人が現在監事を務めている。【資料 3-4-4】

監事は、寄附行為第 7 条第 2 項第 1 号～第 6 号に規定されている職務を遂行し、理事会、評議員会、常任理事会に出席し、意見を述べている。また監事は、本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。平成 28(2016)年度の理事会は計 6 回開催（5 月、7 月（2 回）、11 月、3 月（2 回））され、監事の出席率は平均 61%である。【資料 3-4-5】【資料 3-4-6】

評議員会に関しては、寄附行為第 22 条により適切に評議員の選考がなされ、現員 27 人となっている。平成 28(2016)年度の評議員会は計 4 回開催（5 月、7 月、11 月、3 月）され、評議員の出席率に関して、本人出席は平均 56%であるが、書面をもってあらかじめ意思を表示した者を含めると平均 98%以上となっている。なお、定足数（過半数の出席）には書面による意思表示者も含めている。【資料 3-4-7】

本法人は私立学校法第 42 条及び寄附行為第 20 条に記載されてあるとおり、理事会が、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない事項を定めている。本法人においては、寄附行為第 20 条に以下①～⑧の事項が定められている。①予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、②事業計画、③予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、④寄附行為の変更、⑤合併、⑥目的たる事業の成功の不能による解散、⑦寄附金品の募集に関する事項、⑧その他この法人の業務に関する重要で理事会において必要と認める事項。①～⑧の事項については、理事会で決定がされる前に、あらかじめ評議員会にて意見を聴くこととなっており、評議員に諮問をしている。【資料 3-4-8】

また私立学校法第 46 条において、「理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」との記載に従い、評議員会にて報告し、評議員の意見を伺っている。

法人と大学の管理運営機関の間では、常務理事兼法人本部長が大学運営委員会の学長指名委員として出席しているほか、学長・副学長（教学担当理事）が理事会・常任理事会において法人運営をチェックし、相互チェックが行われている。

以上のとおり、本法人では監事が理事会・常任理事会に出席し意見を述べ、評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営し、法人与大学間においても部門相互チェック体制を整備・実施し、適切なガバナンスが機能しているものと判断する。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本法人は、理事長が議長として理事会、常任理事会を運営するとともに、理事長専決事項及び、理事長決裁の稟議書にて重要事項の決定を行っている。教授会等で提案された意見に対しては各研究科長等が運営委員会にて提案を行うことができる仕組みとなっており、その後の審議を必要とする案件に関しては、常任理事会、理事会へと議題として提出することができる。また月に一回の頻度にて室長会を行っており、職員の意見は室長会に提出され、重要な意見に対しては運営委員会に提出することができる仕組みとなっている。【資料 3-4-9】【資料 3-4-10】【資料 3-4-11】

以上のとおり、本法人はリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている判断する。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

評議員の出席率に関して、財界人を多く含む評議員のため出席率が約 56%という高くない数字となっている。今後 70%以上の出席率確保を目指し、評議員会における理事長等からの出席呼びかけや、多くの評議員が参加可能となる日程調整等対応していく。

理事長のリーダーシップ強化に関して、理事長特任補佐の整備や教職員一同が集まり理事長との意見交換の場を年に数回設ける等の仕組み整備の検討に着手する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】 学校法人国際大学寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-2】 学校法人国際大学 役員、評議員、顧問【資料 F-10-1】と同じ

【資料 3-4-3】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程【資料 3-1-15】と同じ

【資料 3-4-4】 学校法人国際大学 役員、評議員、顧問【資料 F-10-1】と同じ

【資料 3-4-5】 監事監査報告書【資料 F-11】と同じ

【資料 3-4-6】 監事、監査業務報告

【資料 3-4-7】 評議員会開催状況

【資料 3-4-8】 学校法人国際大学寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-9】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程【資料 3-1-15】と同じ

【資料 3-4-10】 国際大学運営委員会規程【資料 3-1-15】と同じ

【資料 3-4-11】 学校法人国際大学室長会規程

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」において事務組織及び事務分掌の基本を定め、法人及び大学の業務は適正かつ効率的に遂行されている。隔地に活動拠点を置く国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（附置研究所）については、「国際大学グローバル・コミュニケーション・センター組織規程」により事務組織を定め、遂行されている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】

平成 26(2014)年度には、スーパーグローバル大学創成支援事業採択を契機として、その先の 10 年を見据えた事務組織改正を行い、スーパーグローバル大学推進室を新設して専任職員を配置した。【資料 3-5-3】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行の管理体制の構築について、室長によるライン業務の執行・管理体制強化を図るため、「学校法人国際大学室長職務権限規程」を定めている。また、事務室長による経営方針策定への参画を図るため、「学校法人国際大学室長会規程」をそれぞれ定めている。事務局長が招集して行う「室長会議」を毎月 1 回行い、必要に応じ臨時に開催している。

【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】

本学では、大学各部門の責任者すべてを構成員とし、学長がつかさどる校務に関し全学的に協議し学長による最終意思決定を直接補佐する機関として運営委員会を置いている。運営委員会には、事務局長が委員として参画し、事務局長のもとで、すべての事務室長がオブザーバーとして出席している。このことにより、学長の意志決定による業務執行を適切かつ機能的に管理する教職協働体制をとっている。【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】

本学は、すべての授業を英語で行い、業務執行上も日英二言語で対応している。各部門の責任者たる役職教員には日本語を主たる言語としない者もあり、事務局職員は二言語での対応により、教職協働を担っている。

また、業務執行の管理体制構築の一環として、全専任職員を対象に「目標管理制度」を採っている。中期計画を軸に、毎年度策定される「学校法人事業計画・学長重点方針・各部門の事業計画・事務局長方針」の下、所属室長と協議面談の上、全職員が目標を設定し、「組織目標を達成するため」、業務に取り組む体制としている。【資料 3-5-8】【資料 3-5-9】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

平成 29(2017)年 4 月施行の大学/大学院設置基準改正により SD (Staff Development) が義務化され、職員の資質・能力向上の機会の用意は益々重要となっている。本学では、職員への教育の強化を平成 29(2017)年度事業計画の主要課題とし、4 月には国際大学 SD 方針を定めた。これまでの取組を踏まえ、内外の研修プログラム、学内プロジェクト、本学授業科目への聴講参加、OJT、自己啓発支援等により、SD プログラムを開発・実施している。特に、メンタルヘルスに関するケアの必要性が増大していることに鑑み SD の一環としてカウンセリング関連資格を取得させるため、学外における研修制度を始めている。大学間連携の枠組みを基礎として、平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度の間、中堅職員を明治大学に交換派遣し、他大学における学務運営を実体験させることにより職能向上を図った。なお、他大学における勤務は職員にとって貴重な経験となるため、このような機会を増大し継続していく必要がある。このため、協力関係を有する大学（例えば提携関係にある明治大学、あるいは近傍であり、かつ連携関係にある長岡技術科学大学）との間で、定期的に職員を交換派遣するような枠組みを構築することを検討する。【資料 3-5-10】
【資料 3-5-11】【資料 3-5-12】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年 4 月の改正施行により大学（大学院）設置基準においても教職協働に言及されていることを踏まえ、経営や教学上の教職協働について、教員と事務職員の対等な位置づけでの会議体運営等を検討し、更なる協働の体制を進めていくこととする。

特に、グローバル化とともに進化・発展・多様化の進む国際連携や、留学生受入に係る教学・厚生支援、専門性が高まっている外部資金獲得などの領域において、体制作りや SD による人材開発の取り組みを重点的に検討していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】 学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程【資料 3-3-8】と同じ

【資料 3-5-2】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター組織規程
【資料 1-3-9】と同じ

【資料 3-5-3】 学校法人国際大学組織図【資料 3-3-7】と同じ

【資料 3-5-4】 学校法人国際大学室長職職務権限規程

【資料 3-5-5】 学校法人国際大学室長会規程【資料 3-4-11】と同じ

【資料 3-5-6】 国際大学運営委員会規程【資料 3-1-22】と同じ

【資料 3-5-7】 運営委員会運営例 (Minutes of the 8th 2016/17 Operating Committee Meeting) [英語]

【資料 3-5-8】 学校法人国際大学職員業績評価の取扱要領

【資料 3-5-9】 平成 29(2017)年度業績評価の提出について

【資料 3-5-10】 平成 29(2017)年度事業計画【資料 F-6】と同じ

【資料 3-5-11】 国際大学 SD 方針

【資料 3-5-12】 過去 3 年の研修等参加実績

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）に基づき、年度事業計画基本方針を作成し、各部署からの予算要求に対しヒアリングを行い、調整のうえ事業計画書案、収支予算書案を作成し、評議員会に諮り、理事会で審議、決定としている。【資料 3-6-1】【資料 3-6-2】

中期計画では達成数値、達成年度の目標を掲げ、毎年、進捗状況、並びに見直しを行い理事会に報告し、審議している。

年度内で事業並びに予算に変更が生じた場合には補正予算を編成している。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

中期計画での大きな目標のひとつが自立できる財政基盤構築である。具体的には平成 27(2015)年度で事業活動収支計算において基本金組入前での収入超過を目標とし、同年度実績は 3,000 万円の超過となり達成した。平成 28(2016)年度には事業活動収支計算の基本金組入後での収入超過目標に対し、同年度実績は 7,100 万円となり、いずれも目標を達成した。なお、基本金組入後の収入超過は平成 20(2008)年度以来となる。

個々の目標並びに進捗状況は以下のとおりとなる。

- ・在籍学生数 400 人を平成 29(2017)年度で達成目標

在籍学生数は 350～370 人で推移しているが、授業料値上げ 10%～15%を平成 28(2016)年度入学生から実施したことにより、中期計画最終年度における学生納付金額目標 7 億 8,500 万円を平成 28(2016)年度において達成した。

- ・受託研究等の事業収入 5 億円超(毎年度)

受託研究費に加え、企業社員・外国政府等職員研修を積極的に推進したことなどにより、毎年度目標を達成した。

- ・経費削減

総額では、受託事業の増加、スーパーグローバル創成支援事業を始めとする補助事業採択等により経費は増額しているが、これらを除いたコアとなる経費は前年度以下を目標とし、毎年目標を達成している。また、経費の中で奨学金支出が平成 24(2012)年度において 8,000 万円あり、対学納金比で 12%となっていたが、この比率を毎年削減し、中期計画最終年度で 10%以下とすることを目標としたが、平成 27(2015)年度で達成し、平成 28(2016)年度では 6,400 万円、8%となった。

- ・借入金返済促進、借入利息軽減

平成 24(2012)年度末で約 16 億円あった借入金は平成 39(2027)年度までの 15 年間で

完済としている。中期計画目標では最終年度の平成 29(2017)年度末借入残高 13 億円、また、平成 24(2012)年度に 2,300 万円あった借入利息を、中期計画目標では最終年度の平成 29(2017)年度で 1,400 万円としていたが、借入残高は平成 28(2016)年度末で 7 億 8,800 万円、借入利息は平成 28(2016)年度で約 600 万円となっており、いずれも目標を達成している。

以上により計画は目標どおり、または前倒しで進捗していることから、老朽化している施設設備改修予算を平成 28(2016)年度から、それまでの年間 5,000 万円を 1 億円に倍増し教育研究環境改善を図っている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

現在の中期計画最終年度にあたる平成 29(2017)年度は目標達成に向け取り組むとともに、新たな中期計画、平成 30(2018)～平成 34(2022)年度を策定する。

新中期計画では財政基盤の安定・維持を図ったうえで、借入金返済に目途が付き次第、施設設備改修の促進、不足する学生寮建設を盛り込む計画とする。そのためには、学生数増加による学納金増加、受託研究、企業・外国政府等の研修受託といった収入増加策、人件費、経費支出の効率化を盛り込み、より健全な財政基盤の確立を目指す。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】 学校法人国際大学経営改善計画 平成 25 年度～平成 29 年度（5 カ年）

【資料 3-1-6】 と同じ

【資料 3-6-2】 平成 29(2017)年度事業計画書 【資料 F-6】 と同じ

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は学校法人会計基準に準拠し、「学校法人国際大学経理規程」、「同施行細則」に則り、厳正・的確に行われている。【資料 3-7-1】 【資料 3-7-2】

会計処理に疑問・問題がある場合は監査法人、日本私立学校振興・共済事業団経営相談センター等に都度、指導を仰ぎ、適切な会計処理を行っている。

予算は毎年 11 月に開催する理事会において予算編成方針を決定し、各予算担当部署の責任者、担当者を集め説明し、予算要求作業を依頼する。提出された予算要求に対し、ヒアリング、調整を行い、翌年 3 月に開催される評議員会に事業計画案、収支予算案を諮ったうえで、理事会で審議・承認となる。決定した予算は各予算部署責任者、担当者を集め

説明され執行される。予算に変更が生じた場合は、補正予算を適切に編成し、評議員会に諮ったうえで、理事会承認を行っている。

なお、会計処理の正しい理解と、その適正・適切な執行を目的として、職員に対する学校法人会計基準研修会を平成 28(2016)年 3 月に 1 週間行った。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は私立学校振興助成法に基づく監査法人による外部監査、私立学校法に基づく監事監査、本学規程に基づく内部監査室による内部監査をそれぞれ実施するとともに、三者の連携を図るため、三様会議を年 2 回以上実施し、監査全般における意見交換、及び調整を行い、不正、誤謬を防ぐとともに、適正、厳正な監査体制を構築している。【資料 3-7-3】
【資料 3-7-4】【資料 3-7-5】

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理は、学校法人会計基準、本学経理規程、及び同細則に基づき、引き続き厳正・的確に行っていく。

監査法人、監事、内部監査室の連携を密にし、適正、厳正な監査体制を維持、発展させる。

また、監事 3 名ともに非常勤である。ガバナンス強化等の観点から将来は常勤監事を置くことの検討をする。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-1】学校法人国際大学経理規程

【資料 3-7-2】学校法人国際大学経理規程施行細則

【資料 3-7-3】学校法人国際大学内部監査規程 【資料 3-1-5】と同じ

【資料 3-7-4】独立監査人の監査報告書（平成 28 年度）

【資料 3-7-5】監査報告書（平成 28 年度、監事）

〔基準 3 の自己評価〕

基準 3 各項目で述べたように、本学では、経営の規律と誠実性を維持し、法令や大学設置基準等を遵守しながら適切に教育情報・財務情報を公開し、理事会、学長による適切な意思決定とリーダーシップの下、中期計画・財務計画が策定され業務執行されている。建学の理念を体現し、大学の使命・目的の達成に向け、国際的で多様な学生教職員で構成されるキャンパスの教育研究環境や条件を整える努力を行い、必要な教職員を配置し、協働しながら、二言語対応などの特色あるキャンパス運営を行っている。財政基盤の更なる安定化を目指して改善すべき点はあるが、事業活動収支計算における収入超過など、中期計画目標を確実に達成、実現している。これらのことから、本学では、経営・管理と財務が適切に運営されているものと評価する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、本学の目的を達成するため、学則第 1 条の 2 に「本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する」としている。

【資料 4-1-1】

上記学則に基づき、点検、評価及び結果の公表の方法並びに組織について、「国際大学自己点検・評価規程」を定め、本学における教育研究水準の向上及び、本学の目的及び社会的使命達成に資するため、運営委員会の下に「自己点検・評価委員会」を設置して自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。【資料 4-1-2】

本学の自己点検・評価活動は、平成 17(2005)年から平成 18(2006)年にかけて最初の自己点検・評価活動を実施し、理事会に報告するとともに社会に公表している。その後、平成 21(2009)年に日本高等教育機構の評価基準をもとに自己点検・評価を行い、報告書をまとめ、平成 22(2010)年に同機構による大学機関別認証評価を受審した。この結果により平成 23(2011)年 3 月に同機構から大学評価基準を満たしていると認定されている。更に平成 27(2015)年度には、同じく日本高等教育機構の評価基準に準拠した自己点検・評価を行いホームページに公表している。【資料 4-1-3】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

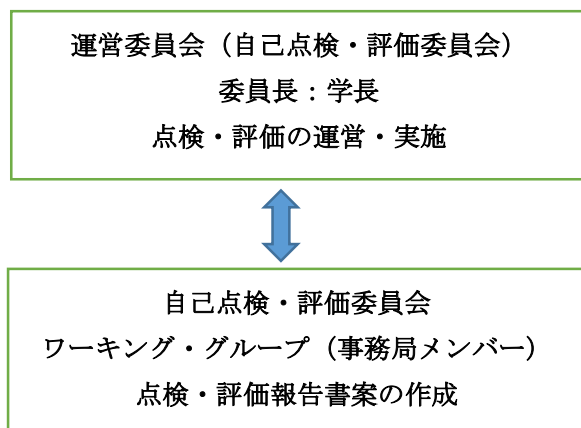
本学では前述の「国際大学自己点検・評価規程」に基づき、運営委員会の下に学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、全学の自己点検・評価活動を実施している。自己点検・評価委員会は、運営委員会の構成員の他、副研究科長、教育プログラム長、日本語プログラム長、英語プログラム長、法人本部長、事務局室長などから構成されており、全学的規模で自己点検・評価を実施する体制になっている。(同規程第 8 条) また、点検・評価報告書(案)の作成等の業務には、室長を中心とするワーキング・グループを編成し、自己点検・評価委員会からの指示により教職協働で作業にあたっている。(図表 4-1-1)

自己点検・評価委員会による自己点検・評価活動の一環として、中期 5 年計画(経営改善計画)に基づく年度事業計画、個別事業計画の実施成果について、毎年全学でレビューを行っており、また、平成 26(2014)年度に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業に関しても成果指標・データを毎年確認している。【資料 4-1-4】

なお平成 26(2014)年 1 月には、学長室が設置され、自己点検・評価委員会の事務局として恒常的業務に任じている。

以上のように規定に基づき全学的な組織体制を構築した上で継続的に自己点検・評価を行っていることから、本学の自己点検・評価体制は適切である。

図表 4-1-1 自己点検・評価の体制



4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学の自己点検・評価の周期は、「国際大学自己点検・評価規程」第6条に「自己点検・評価は、原則として学年度を単位に実施し、適切なサイクルによって行うものとする」と実施時期を規定している。これに基づき本学では、中期5カ年計画（経営改善計画）に従い、年度ごとに事業成果を見直し、次年度の事業計画基本方針の策定、個別事業の計画などに反映している。また同規程第9条第1項において、自己点検・評価の報告及び公表について運営委員会は5年ごとに自己点検・評価結果を「国際大学自己点検・評価報告書」として取りまとめ、理事長に提出するよう規定しており、同条第2項において、学長は、理事長の承認を得た「国際大学自己点検・評価報告書」を学内及び学外に公表することとしている。同規定に基づき、5年を周期として中期的かつ総合的自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を作成、ホームページに公表している。

この5年という周期については、教学分野において本格的な改革を目標とする事業を推進するためには、計画から実施、学生受け入から修了、評価に至るまで中期的取り組みとなることから、適切であると考えている。実際に前回大学機関別認証評価を受審した平成22(2010)年以降の主な教学改革をみると以下の取り組みがある。

平成 25(2013)年 4 月 国際関係学研究科入学定員、収容定員変更
 平成 25(2013)年 9 月 国際経営学研究科 MBA1 年制プログラム開始
 平成 26(2014)年 9 月 国際関係学研究科 1 年制公共政策プログラム開始
 平成 26(2014)年 10 月 国際関係学研究科博士後期課程設置認可
 平成 27(2015)年 4 月 国際経営学研究科入学定員、収容定員変更
 平成 27(2015)年 4 月 国際関係学研究科博士後期課程開設
 平成 27(2015)年 9 月 国際関係学研究科博士後期課程学生受入れ

上記は自己点検・評価活動を契機に、あるいはその過程において取り組みが開始された

ものである。以上のことから、周期については適切である。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価は、大学の使命・目的及び学則・規程に基づき、自己点検・評価委員会及びその監督下に設けられるワーキング・グループを中心に全学的に実施している。次期中期 5 カ年計画（平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度）策定作業と並行して、より教学改革、大学経営に直接寄与できるような形で恒常的に自己点検・評価を行うための仕組みとするため、平成 29(2017)年度より、運営委員会において自己点検・評価要領の見直しに着手する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 国際大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】 国際大学自己点検・評価規程

【資料 4-1-3】 平成 22 年(2010)年度 大学機関別認証評価報告書

【資料 4-1-4】 国際大学の中期 PDCA サイクル：2017 年認証評価に向けて

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学の自己点検・評価活動は、日本高等教育評価機構の大学評価基準に準拠し、「自己評価報告書・データ編」で収集したデータをエビデンスとして行っており、毎年 5 月 1 日を基準時として、両研究科及び関係事務室等において収集・管理している。また管理データの一部は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定により、本学のホームページで教育情報の公表を行っており、透明性が確保されている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学では現状把握のために、毎年修了予定者を対象とした「修了生サーベイ」を実施しており、教育内容、事務局サポート、施設設備などに関する満足度調査を実施している。調査結果は集計の上、学内教職員に公開しており、教職協働により教学運営の改善活動に役立てている。【資料 4-2-1】

また、平成 26(2014)年度に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業の構想調査に、平成 25(2013)年から平成 35(2023)年までの 10 年間の成果指標・データを示し、毎年度指標をレビューし、運営委員会等に報告している。財務状況や、財務上重要な学生納付

金収入に直結する入学者数・学生数については、中期 5 カ年計画（経営改善計画）の進捗や毎年度の事業計画策定の際に収集・分析を行っている。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

この他、平成 28(2016)年度には、教職員、学生からの改善提案を受付けるため、新たに「目安箱」を学内に設置しており、教学運営に役立てている。なお、本学は原則全寮制をとっているため、学生に関する情報を多重的、多面的に把握することが可能である。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学の自己点検・評価活動は、平成 17(2005)年から平成 18(2006)年に本学最初の自己点検・評価活動を実施して、学内外のステークホルダーに公表した。その後、平成 21 (2009)年に日本高等教育機構の評価基準をもとに自己点検・評価を行い、平成 22(2010)年に同機構による大学機関別認証評価を受審した。この自己評価報告書は大学機関別認証評価結果とともにホームページ上に公開しており、学内のみならず社会への公表を適切に行った。

更に平成 27(2015)年には、同じく日本高等教育機構の評価基準をもとに自己点検・評価を実施し、平成 28(2016)年 12 月に報告書をホームページで公開するなど、適切に公表を行っている。ホームページで公表している報告書は以下のとおりである。

年度	内容
平成 18(2006)	自己点検・評価報告書
平成 22(2010)	大学機関別認証評価 自己評価報告書 大学機関別認証評価 認証評価報告書(JIHEE)
平成 27(2015)	自己点検・評価報告書

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

客観的なデータをもとにした自己点検・評価を継続するために、今後も評価の視点に沿ったデータの収集、整備を行う。平成 29(2017)年度には全学的にデータを一括して管理・分析を行う IR(Institutional Research)機能を持つ体制を構築するため、運営委員会等において検討を開始する。また収集したデータ、情報は分析の上、英語にするなどわかり易い形にして学生、教職員と問題意識など共有する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 修了生サーベイ 2016 [英語]【資料 2-6-3】と同じ

【資料 4-2-2】 平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創生支援」構想調書【タイプ B】国際大学【資料 3-1-13】と同じ

【資料 4-2-3】 学校法人国際大学経営改善計画 平成 25 年度～平成 29 年度（5 カ年）
【資料 3-1-16】と同じ

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

4-1-③の記述のとおり、本学の自己点検・評価活動は運営委員会（自己点検・評価委員会）を中心に適切なサイクルをもって実施している。「国際大学自己点検・評価規程」第 10 条において、自己点検・評価の結果は、本学の教育研究等の改善及び充実発展のために有効に活用するとあり、本学では学長による大学運営の補佐機関である運営委員会が自己点検・評価活動の実施機関でもあることから、自己点検・評価の結果は運営委員会を通じ学長による大学運営に直接、活用、反映されるシンプルな仕組みとなっている。

4-1-②に記述のとおり、本学では自己点検・評価活動の基礎作業として、中期 5 カ年計画（経営改善計画）に基づく年度事業計画、個別事業計画の実施に関する点検・確認が毎年行われており、加えて、平成 26(2014)年度に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業の成果指標・データの確認を毎年度行い、事業運営の改善並びに活性化を図っている。

また本学では、自己点検・評価活動の質を維持、補完するために、認証評価をはじめ外部評価を受審している。一例として、国際経営学研究科では、AACSB の認証評価基準を満たすための取り組みである AOL(Assurance of Learning)と呼ばれる PDCA サイクルを取り入れ、カリキュラムの改善に活用している。

以上のように本学の自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みは確立されており、また適切に機能しているといえる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

国際大学中期 5 カ年計画（平成 25(2013)年度～29(2017)年度）が最終年度を迎え、次期 5 カ年計画（平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度）の策定作業に入る。スーパーグローバル大学創成支援事業中間評価、AACSB の認証評価作業など、様々な事業の計画・遂行に用いられている PDCA サイクルを踏まえ、平成 30(2018)年度からの大学運営からは、統合されたより実効性、機動性の高い PDCA マネジメント・システムを構築し、教職協働による着実な中期計画を実施する。このため、平成 29(2017)年度中に運営委員会での検討を開始する計画である。

また 4-2-②に記述した修了生サーベイなど現状把握のための調査・データの収集については、そのデータ収集、分析方法と活用について運営委員会などにおいて検討する。

平成 29(2017)年 4 月、本学が行う自己点検・評価の結果について、その客観性及び妥当性を担保するとともに、本学の教育、研究、社会貢献活動全般の改善・改革に資する実質的な外部評価を実施することを目的に、外部有識者からなる国際大学外部評価委員会を設置、外部有識者に本学の外部評価委員を委嘱し、逐次教学事項を中心に助言を受けてい

る。平成 29(2017)年度中に外部評価委員会を開催し、その結果を受けて更に改善を進める。【資料 4-3-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 国際大学外部評価委員会規程

【基準 4 の自己評価】

本学の自己点検・評価活動は 4-1-①の記述のとおり、大学の使命・目的の達成のため、学長のリーダーシップのもと学内規程で定められた全学的な組織体制により適切なサイクルをもって行われている。運営委員会のメンバーが中心的に自己点検・評価活動に関わっていることで現状の把握、結果の活用などが機能的に行われていると認識している。

また、自己点検・評価委員会による自己点検・評価活動の基礎作業として、中期 5 年計画（経営改善計画）に基づく年度事業計画、個別事業計画の実施に関する点検・確認が毎年行われており、加えて、平成 26(2014)年度に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業の成果指標・データの確認を毎年度行っている。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析については、4-2-②の記述にある修了生サーベイを約 20 年継続しており、今後もその活用を中心に改善を図る。更に現状把握のための調査・データ収集については、IT を活用したより精度の高いデータ収集方法、組織体制、学内データの活用方法などについて更に改善を図り、教育の改善、大学運営を支援する仕組みを強化する。

自己点検・評価の結果の公表については、4-2-③で述べたとおり、これまでの報告書をホームページで公開しており、適切に公表を行っている。

以上のことから、本学は適切かつ誠実に自己点検・評価活動を実施し、その結果を教育の改善向上、大学運営に活用するとともに、学内外に公表し、社会への説明責任を果たしており、基準 4 を満たしていると評価する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 大学における国際化

A-1 国際環境の充実

《A-1 の視点》

A-1-① 受入れ留学生奨学プログラムの多様化

A-1-② 留学生支援体制の強化

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 受入れ留学生奨学プログラムの多様化

本学は、世界のさまざまな国や地域の人々、あるいは、政府・企業・NGO 等の組織が直面するグローバルな問題の実践的解決に貢献できるリーダーを育成し、グローバルな公共の利益に貢献することを使命としている。そのため、課題を同じくする、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際協力機構（JICA）等の国際機関、開発援助機関による留学・奨学プログラムを通じて出願する者に対して、外国人留学生特別選抜を実施し、アジアや移行経済圏及び新興国のリーダー育成の一翼を担っている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

「日本-IMF アジア奨学金プログラム（JISPA）」は、アジア、中央アジア及び太平洋地域の中央銀行、財務省、経済企画関係省庁の将来有望な若手職員を対象とし、日本の大学においてマクロ経済学や関連分野についての大学院レベルの研究を支援するプログラムであり、日本政府が資金援助し、国際通貨基金のアジア太平洋地域事務所（OAP）が運営している。市場経済への移行過程にあるアジア・中央アジア及び太平洋地域の財政・経済政策形成能力を高め、持続的な成長促進を支援することを目的としている。本学では、平成 13(2001)年度より国際関係学研究科国際開発学プログラムにおいて、IMF 奨学金プログラムの「パートナーシップトラック」による学生を受入れている。本トラックでは、国内 4 つの指定受入校の 1 つとして私立大学からは唯一選出され、長年にわたり多くの留学生を受入れており、他指定校（東京大学、一橋大学、政策研究大学院大学）と協力し、プログラム内容の強化・向上を図っている。

人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship: JDS）は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」に寄与するために、1999 年度に設立された無償資金協力による留学生受入事業である。日本の無償資金協力対象国（ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、モンゴル、バングラデシュ、ミャンマー、中国、フィリピン、キルギス、スリランカ、タジキスタンの 12 カ国）において、社会や経済の開発計画や政策立案の実施に係る若手行政官等を日本の大学に留学生として受入れることを通じ、当該国にて指導者となっていく人材を育成し、ひいては、各留学生が日本のよき理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献することを目的としている。本学は経済・経営・国際関係・情報通信などの分野ですべての対象国から留学生を受入れており、多国籍構成のキャンパス環境の中、社会・経済開発上の課題を実践的に解決する知識の習得に励んでいる。

JICA 長期研修事業は、開発途上国において JICA が実施する技術協力の長期的なフォローアップのためのカウンターパートとなる人材や、将来、開発途上国の政策立案に関わるような影響力のある人材を対象に、日本の大学において 2 年間を標準として（修士課程等に）研修員を受入れ、学位の取得を可能とする事業である。本学では、プログラム開始当初の平成 12(2000)年から、国際関係学研究科国際開発学プログラムにおいて、長期研修事業による留学生（研修員）を受入れている。現在本学が受入れている JICA 長期研修事業は以下のものがある。

「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（The Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development: アフガニスタン PEACE）」は、アフガニスタンの農業・農村開発及びインフラ開発を推進する上で重要な役割を担う行政官、大学教員の能力向上のため、日本の大学院修士課程等での修学の機会を提供するものであり、国際関係学研究科には、このプロジェクトを通じて平成 29(2017)年に、12 人の留学生が在籍している。本学で習得した知識を祖国で活用し、行政機能を向上させ、アフガニスタンの復興・開発推進の原動力になることが期待されている。また、同時に、日本の文化や習慣を理解することによって、日本とアフガニスタンとの友好関係強化のために、重要な役割を担うことも期待される。

「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（African Business Education Initiative for Youth）：ABE イニシアティブ」プログラムは平成 26(2014)年度より開始され、本学は ABE イニシアティブ推奨コース受入校として、大学別受入数ではプログラム開始年度から継続して最多の研修生を受入れている。本プログラムは、アフリカ諸国にて産業開発を担う優秀な若手人材である外国人留学生（研修員）に対し、日本の大学や大学院での教育に加え、日本企業でのインターンシップの機会を提供することで、アフリカにおける産業開発に資する日本とアフリカとの間での人脈が形成され、日本企業がアフリカにおいて経済活動を進める際の水先案内人として活躍することを期待する趣旨である。本学では、プログラムの趣旨を全うできるよう、教育面及び生活面はもちろんのこと、研修員に対して様々な人的ネットワーク構築の機会を提供している。

「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State : Pacific-LEADS）」は、平成 28(2016)年度から留学生の受入れをスタートした。太平洋諸国の主要な開発課題、気候変動、エネルギー等に対する財政、行政、産業振興、社会サービスの提供を担う中核人材の育成を目的としており、本学では本プログラムを通じて国際関係学研究科に 2 人の留学生を受入れている。このことによって、太平洋諸国の開発課題の解決に必要となる専門的知識を有し、かつ、親日派、知日派として日本との関係の深化に貢献する人材育成を実施している。

これらの国際機関、開発援助機関による留学・奨学プログラムに加え、各国の大学院や研究機関と協力的な関係を築いている。また、海外提携大学とリンケージプログラム（ダブルディグリープログラム）に関する協定を締結し、留学生の受入れも実施している。

図表 A-1-1 外国人留学生の主な内訳の推移（各年度 10 月 1 日現在）

● 国際関係学研究科

注) D:博士後期課程

1) 外国人一般入試（私費）、主な国際機関、開発援助機関からの派遣生		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
私費		23	20	23
国費外国人留学制度（日本政府）		2	1(D), 0	2(D), 0
日本-IMF アジア奨学金プログラム		8	2(D), 7	6
JICA 人材育成奨学計画(JDS)		27	28	29
JICA 長期研修制度	未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（アフガニスタン PEACE）	7	5	7
	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）	6	14	15
	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）	-	-	2
	ミャンマー政府	10	15	2(D), 13
インドネシア政府関連		-	4	-
その他		3	-	-
Total		86	3(D), 93	4(D), 95

● 国際経営学研究科

1) 外国人一般入試（私費）、主な国際機関、開発援助機関からの派遣生		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
私費		33	26	26
国費外国人留学制度（日本政府）		1	1	0
JICA 人材育成奨学計画(JDS)		20	22	23
アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（JICA 長期研修、ABE イニシアティブ）		7	25	21
インドネシア政府関連		1	3	1
UGC スリランカ奨学金（University Grants Commission - Sri Lanka）		-	-	1
その他		1	-	-
Total		63	77	72

本学は、公的機関による留学・奨学プログラムの奨学支援を得ている留学生の割合が極めて高い。これは、国際水準の教育を提供する大学院大学として、奨学支援プログラムを実施する関係機関から高い評価を受けていることの証左である。

また、日本の多くの大学では、中国、韓国、台湾からの留学生が大半を占めるのに対し、本学は上記の国際機関、開発援助機関による留学・奨学プログラム及び協定校とのリンケージプログラムを通して、50 カ国以上の国・地域から留学生を受入れており、真に国際色豊かなキャンパスを実現している。

このように、JICA や IMF など、国内外の留学・奨学プログラムから多くの国・地域の留学生を積極的に受け入れることによって、国際的で多様性に富むキャンパス環境を醸成し、多様な背景をもつ学生が切磋琢磨しながら学習・研究できる場を生み出すことで、高いスキルと国際感覚を身につけた修了生を輩出してきた。彼らが世界中で活躍し、国際社会に貢献することで、国際機関、開発援助機関から本学の取り組みが評価され、新たな留学生の受入れにつながるという好循環が生まれている。

しかしながら、留学生受入れプログラム拡充により国際色豊かなキャンパスを実現している一方で、受入留学生の出身国数が増えるにつれ、高度な数的処理能力や複雑な経済理論の知識が求められる科目では、一部で授業内容の理解度が低い学生も見受けられ、クラス内で生じる学力格差への対応が求められる。

A-1-② 留学生支援体制の強化

学生サービス、厚生補導のための組織として、「学生センター事務室」を設置し、生活支援業務を行っている。本学では全学生のうち外国人留学生が 90%以上を占めており、学内の共通言語が英語であることから、「国際交流センター事務室」のような留学生対応専門の組織を設けず、日本人学生と区別なく一元的に対応している。35 年間で積み重ねてきた外国人留学生に対する支援体制は充実しており、国際化に取り組む他大学からの視察も受入れている。入学手続き完了時に送付する「INFO PACK: Prearrival / Arrival Guide」には、入国査証、大学までの交通手段、生活コスト、宗教上の問題、金銭問題、運転や自動車所有、役に立つ日本語など、外国人留学生のフィードバックを反映し、日本での生活開始に必要な情報を提供している。また、各種留学・奨学プログラムの渡日及び入寮日に合わせ、住民登録、国保加入等のオリエンテーションを実施している。大学の健康診断により病気が見つかり、入院・手術に至ったケースでは、本事務室の職員が、入院・検査・手術時の立ち会い・付き添い等も行った。近年は、自国から家族を呼び寄せ、子供を近隣保育園に通わせる留学生が増加しているため、大学バスの運行を妨げないよう乗車ルールやマナーについても周知徹底に取り組んでいる。【資料 A-1-4】

このように、これまでも十分な外国人留学生等の支援体制を構築してきたが、更なる支援体制の強化として、平成 27(2015)年 5 月より夜間における英語対応可能な学生寮の管理体制を整え、24 時間／365 日の学生サポート体制が実現した。【資料 A-1-5】

また、これまでも英語対応可能な医師による無料医療相談並びにカウンセラーへの相談機会をそれぞれ月に 1 回の頻度で設けていたが、平成 29(2017)年 4 月 1 日、学内にカウンセリングルームを開設して英語対応が可能な常勤のカウンセラーを配置した。このことで、学生の精神面への支援体制を更に充実させ、学業に集中できる生活環境を整えることができた。今後は周辺の医療機関、本学カウンセラー、学生センター等の連携により、更に発展的な協力体制構築に向け、連携を深めていく。加えて、地域住民と連携した外国人留学生支援として、バーベキューパーティーや日本文化紹介行事、日本語パートナーの斡旋な

ど、留学生だけではなくその家族に対する支援活動を行う「うおぬま国際交流協会（夢っくす）や、地元の小中学校に通う留学生の子供を支援する「スノーフレイクスラブ」との協力体制も構築している。【資料 A-1-6】

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、国際性豊かなキャンパスを維持するため、引き続き JICA や IMF などの留学・奨学プログラムを通して多様な留学生を受入れる。新たな試みとして、平成 29(2017)年度から JICA の「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を通じて、シリア人留学生の受入れを計画している。

また、安定的に多様な留学生の受入れを維持するため、私費学生及び海外提携大学とのリンケージプログラムによる学生の獲得にも力を注ぐ。質の高い留学生や海外有力校との連携強化を図るためには、本学が提供する教育プログラムの国際通用性を裏付けることが不可欠である。このことから、国際経営学研究科では、国際認証機関である AACSB の認証を取得するための受審準備を行っている。国際競争力のある教員を多く採用するなど、教育プログラムの一層の充実を図ることで、今後も世界水準の教育を提供する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】国際大学大学院入学者選抜試験規程【資料 2-1-9】と同じ

【資料 A-1-2】プログラム報告書

【資料 A-1-3】活動計画書

【資料 A-1-4】INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide [英語]【資料 2-7-1】と同じ

【資料 A-1-5】夜間管理業務委託契約書

【資料 A-1-6】学校法人国際大学組織図【資料 3-3-7】と同じ

A-2 国際開放度・国際通用性の担保

《A-2 の視点》

A-2-① 国際開放度向上の取り組み

A-2-② 国際通用性を備えた質の高い教育プログラムの保証

（1）A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

（2）A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 国際開放度向上の取り組み

本学教育プログラムの門戸を広く世界へ向けて開くため、国際開放度向上を目的とした取り組みを以下の通り行っている。

本学では 9 月学年開始、3 学期制を導入しており、柔軟な学年暦を設定している。日本人学生及び外国人留学生の流動性を勘案すると、3 学期制が好ましく、学期ごとに密度の濃い内容で少数の科目を履修することが、学修成果につながると判断している。【資料 A-2-1】

海外居住者に対する入学試験では、いずれも渡日前入学許可を行っている。合格者には、

直ちに入学許可書を発行、郵送し、遅滞なくビザ申請、交付が行えるよう適切な選考スケジュールにより実施している。

外国人留学生への奨学金支給の入学許可時の伝達は、本学の独自奨学金「国際大学中山素平記念奨学金」受給候補者及び外国人留学生のうち外国政府機関、公的機関等の奨学金・留学プログラムを通じて志願した者に行っている。

開学当初から全寮制としており、このことは、「国際大学大学院のあり方」に「経歴、国情の異なる有為の青年の共同生活を通じて、問題意識・世界観などの交流をめぐる成熟した相互刺激と切磋琢磨が行われることを目的として、原則として全寮制とする」と記されている。学生寮は、日本人学生と外国人留学生の区別なく、混住型学生宿舎となっている。また、寮室を提供する際に多国籍の学生を混住することを意図的に行っており、各フロアには常時 18 カ国・地域以上の学生が混住している。共にキャンパスで生活することで、クラス内外での親睦を深め、修了後も続く強固なネットワークを築くだけではなく、互いの文化、価値観を学ぶ場にもなっている。【資料 A-2-2】

大学の国際開放度や国際通用性を担保していくためには、本学の認知度の高い国・地域において、現地の大学とのダブルディグリープログラムや現地政府等との官学連携、現地に展開する日本企業等との産学連携を図り、大学ブランド力を世界に発信していく必要がある。このことから、本学では、強靱な修了生ネットワークを活用し、アジア・アフリカへ海外拠点を設置することを計画しており、平成 27(2015)年 11 月に、本学初の海外拠点として、ベトナムのハノイ国家大学外国語大学内に「国際大学・ハノイ国家大学外国語大学ハノイ共同事務所」を開設した。現地事務所を活用して学生交流や学術・教育的交換プログラムの実施及び現地に展開する日本企業等との産学連携を図っている。【資料 A-2-3】

【資料 A-2-4】 【資料 A-2-5】

開学当初から、本学ではすべての授業を英語で開講しており、学内での共通言語として英語を用いている。このことから、情報発信についても英語が主となっている。更なる効果的な情報発信を通じて、学生募集、修了生ネットワークの強化はもちろんのこと、社会と本学関係者による情報交流から、知の拠点としての国際通用性を高めるために、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報発信力の強化に努めている。平成 28(2016)年度は、海外留学フェア参加国や大学説明会開催国を中心に、15 カ国の Facebook に広告を掲載した。このことによって、留学フェア参加申し込みの増加及び出願増加につながった。

より効果的な情報発信のため、本学ウェブサイトの改修を行い、国内外の入学希望者や大学院進学を検討している人に対して、本学の取り組み内容や実績を周知することが可能になった。このような情報発信を通じて、修了生ネットワークの強化、社会への知の還元はもちろんのこと、国内外の優秀な学生獲得に努めている。また、社会との情報交流を通じて、真に社会に求められるグローバル人材像を明らかにし、教育に反映させる。このことによって、世界的なプレゼンスの向上につなげる。

大学の国際開放度は、日本人学生の海外への送り出しや外国人留学生の受入れといった、学生の多様性や流動性を高めるための基本的な事項である。上記の取り組みにより、本学の国際開放度を向上させ、さらなる教育環境の充実に取り組んでいる。

A-2-② 国際通用性を備えた質の高い教育プログラムの保証

平成 17(2005)年 9 月に文部科学省の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」で示されている通り、教育機関としての本質を踏まえ、(1)大学院教育の実質化、(2)国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることで、教育研究機能の強化を推進していくことが求められている。(1)については、前述の通り、本学の教育課程を担当する教員等により体系的な教育プログラムを編成・実践することで、魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実に努めている。ここでは、(2)国際通用性、信頼性の向上を通じた大学院教育の質の確保に関する取り組みとして、経営分野における国際認証評価機関である AACSB による認証の取得並びにリンケージプログラムについて以下に述べる。

【AACSB による認証取得の取り組み】

国際経営学研究科は、平成 26(2014)年度より経営分野における国際認証評価機関 AACSB による認証の受審準備を開始している。教職員が協働して国際的な質保証機関による認証を取得することで、本学の国際通用性ある教育の質保証を実現する。主な取り組みは以下の通り。

- ・ 研究科の使命／目的の再検討と明文化
- ・ 研究科の使命に沿った教育目標をプログラム毎に定め、それに沿ったカリキュラム・マップを作成
- ・ 各プログラムの必修科目についてシラバスの書式を改訂、学習到達度を示す評価基準（ループブリック）を作成
- ・ 必修科目について AOL(Assurance of Learning)を実行
- ・ FD の一環として教員の授業評価に関する評価システムを構築

【資料 A-2-6】【資料 A-2-7】【資料 A-2-8】【資料 A-2-9】【資料 A-2-10】【資料 A-2-11】

【リンケージプログラムの取り組み】

海外提携大学のうち、以下の 5 校によりリンケージプログラムによる留学生の受入れを実施している。本学での課程を修了したリンケージ学生には、派遣元大学と本学の両学位が授与される。また、アジアや欧米等の海外有名大学と交換留学プログラム協定を締結し、これまで 700 人余りの特別聴講生（交換留学生）を受入れ、約 730 人を提携校に派遣している。【資料 A-2-12】

これまでのリンケージプログラムの実施状況は図表 A-2-1 のとおりである。

図表 A-2-1 リンケージプログラムの実施状況

インドネシア
● ガジャマダ大学 (117)
● インドネシア大学 (89)
● パジャジャラン大学 (26)
● シアクアラ大学 (1)
モンゴル
● モンゴル技術科学大学 (1)

() 内はこれまでの受入れ学生数

インドネシアから延べ約 130 人の留学生を受入れ、その多くがインドネシア政府からの派遣生であることは、インドネシア政府に本学の教育の質が認められていることに他ならない。また、他国の政府関係者が日本を知り、親日家になってくれることは、2 国間の良好な関係構築に寄与する社会貢献でもあると評価できる。加えて、海外の有名校と交換留学プログラムを締結していることも、本学教育の国際通用性を担保するものであり、本学の教育研究環境をより一層充実させていると評価する。

海外大学と単位互換協定を結ぶためには、当然、相互の教育内容に共通の土台が必要であり、海外のハイレベルな大学と連携することによって、本学の教育水準を高めることにつながっている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

AACSB 認証評価取得に関しては、新たな取り組みを学内で定着させ、平成 29(2017)年度中の取得を目指す。このことによって、世界水準の教育の質を担保する。また、リンケージプログラムについては、これまでに多くのリンケージ学生を受入れてきたものの、年度別にみると、平成 23(2011)年をピークにその数が減少している。この改善策として、インドネシアのみに集中していたリンケージプログラムの実施を、今後は他の国々でも展開し、多様な学生を受入れることにより、更なる国際化を推進する。その足掛かりとして、平成 28(2016)年から平成 29(2017)年にかけて、以下の大学と新たにリンケージプログラムに関する協定を締結した。

- ・ 中央アジア・アメリカ大学（キルギス）
- ・ 国立政治大学（台湾）
- ・ モンゴル王立国際大学（モンゴル）

経済・社会・文化のグローバル化の急速な進展に伴い、学生や教員等の国際的な流動性が一層高まっていくことが予想されるとともに、我が国の大学院において養成される人材が世界の様々な場面で活躍することが期待されている。また、海外拠点の設置、海外教育

研究機関との連携、e ラーニング等を通じたグローバルな教育の提供や研究の展開など、国際的な高等教育機関間の競争と協調・協力が一層進展している。更に、海外高等教育機関と連携した学位授与など、国際機関等において、国を越えて提供される高等教育の質保証についても検討が行われている。

このような状況を踏まえ、本学が世界に開かれた大学院としてその役割を十分に果たしていくためには、本学の自己改善努力はもちろん、大学院評価の早期確立や高等教育の質保証に関する活動への積極参加、更には世界的な教育研究拠点の形成を通じ、質の高い大学院教育を提供し、国際通用性向上を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】 国際大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 A-2-2】 国際大学大学院のあり方―設立の趣旨と特色―

【資料 A-2-3】 平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書【タイプ B】 国際大学【資料 1-3-10】 と同じ

【資料 A-2-4】 国際大学とハノイ国家大学外国語大学との共同事務所運営に係る契約

【資料 A-2-5】 IUJ-ULIS Hanoi Office 1st Symposium 式次第

【資料 A-2-6】 GSIM Mission and Objectives [英語]

【資料 A-2-7】 Learning Goals and Learning Objectives [英語] 【資料 2-6-6】 と同じ

【資料 A-2-8】 国際経営学研究科のカリキュラム・マップ [英語] 【資料 2-2-6】 と同じ

【資料 A-2-9】 Syllabus Format [英語]

【資料 A-2-10】 教育目標ごとに定めた評価基準 (Rubrics Bank) [英語]

【資料 2-6-8】 と同じ

【資料 A-2-11】 国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」
[英語] 【資料 2-2-7】 と同じ

【資料 A-2-12】 海外協定校一覧表

A-3 国際化ビジョン

《A-3 の視点》

A-3-① 使命・目的に基づいたビジョンの設定と達成状況

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-3-① 使命・目的に基づいたビジョンの設定と達成状況

本学では、平成 26(2014)年度、国際化推進に関するビジョンを定めた (平成 26(2014)年 8 月 28 日国際大学運営委員会決定)。本学は、建学の理念すなわち「国際大学大学院のあり方―設立の趣旨と特色―」において、国際的な大学であることを既に表明し、実践している。このことから、国際化推進ビジョンは建学の理念のとおりとし、具体的な内容を以下のとおり定めた。

国際大学国際化推進ビジョン（平成 26(2014)年 8 月 28 日国際大学運営委員会決定）

国際大学の国際化推進に関するビジョンは「国際大学大学院のあり方 - 設立の趣旨と特色 - 」のとおりとし、具体的な内容は以下のとおりとする。

●学内の国際化

- ・外国人教員 外国籍の教員数 4 割超とする。また、国籍は偏らず地域の多様化も目指す。
- ・外国人留学生 外国人留学生 70%、日本人学生 30%を目指す。
- ・受入環境 学生寮をはじめ現在の受入環境を維持・発展する。

●学生の海外留学促進

海外提携校への交換留学を推進する。
目標は交換留学派遣学生数を全学生の 10%超とする。

●外国人留学生就職支援

グローバル人材パートナーシップ締結企業等を中心とした外国人留学生就職支援活動を推進する。目標は日本企業へ就職希望する外国人留学生就職率 80%超とする。

●海外大学等との連携

現在提携している 47 校から 50 校以上を目指す。

●地元自治体・企業・住民等のグローバル化貢献

ICLOVE 活動を通じた地元企業等のグローバル化支援を推進する。【資料 A-3-1】

上述の具体的内容のうち、数値目標に対する達成状況は以下のとおりとなっている。

図表 A-3-1 国際化推進ビジョン 数値目標達成状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学内国際化（各年度 5 月 1 日）			
外国籍教員 専任教員の 40%以上	35.6%	48.9%	47.6%
外国人学生：日本人学生比 70:30	86:14	87:13	93:7
海外留学促進（前年度実績） 交換留学派遣学生 10%以上	5.7%	6.1%	6.0%
留学生就職支援（前年度実績） 日本企業等（注）へ 就職希望者の 80%以上就職	60%	79%	65%
海外提携校数（各年度 5 月 1 日） 50 校以上	60 校	63 校	67 校

数値目標のうち 2 項目で目標を達成している。留学生比率に関しては、本学では既に高い水準にある。一方、A-1-①で述べたようなプログラムを通じて学ぶ新興国等の将来のリーダーと人的ネットワークを構築することを目的とする日本人入学者を増やし、日本人学生の比率を高めることが課題となっている。近年日本人学生の比率は低下してきたが、本

年秋の入学者では回復傾向となる見込みである。この点、立教大学及び明治大学との連携事業などを通じて国内学部生への本学認知度向上に努めたが、更に努力を継続することが必要である。例えば国内大学（学部）との連携による日本人学部生への一部科目開放など総合的な施策の検討を進めていく。

就職支援や海外留学促進については、引き続き対応を強化していくが、対象となる学生が限定的（就職支援は少数の私費学生が、海外留学は主として日本人学生が対象）なため数値が個別要因で変化しやすく、指標の見直しを検討していく必要がある。

また、学内国際化・受け入れ環境の維持・発展については、基準 A-1、基準 A-2 で述べたとおりの施策を行っている。また、地元自治体・企業・住民等のグローバル化貢献については、「基準 B. グローバルな環境を活かした社会貢献」にて述べるとおり、適切で活発な取組を行っている。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

国際化推進ビジョンを策定した平成 26(2014)年、本学はスーパーグローバル大学創成支援事業（グローバル牽引型）に採択されている。本事業では成果指標として様々な国際化指標が設けられている。これらの指標及び上述の達成状況をもとに、国際化推進ビジョン及び数値目標の見直しを平成 29(2017)年度中に行う。特に、国内向けの学生募集体制を強化するとともに、中央官庁及び地方自治体など官界を含む対象に向けたより広範な募集広報を進めていく。この際、日本人学部学生に対する募集広報を狙いとしたイベントや短期講習などの機会を通じて国内における本学の認知度を高めることに留意する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-3-1】国際大学国際化推進ビジョン（平成 26(2014)年 8 月 28 日国際大学運営委員会 議事録抜粋）

【基準 A の自己評価】

国際機関、開発援助機関と連携し、時勢に応じた留学・奨学プログラムを通じて外国人留学生を受入れることで、国際的で多様性のある学内環境を充実させている。これまで行ってきた学内での留学生支援及び学外支援組織との連携に加え、寮の 24 時間英語管理体制の構築並びにカウンセリングルームの開設及び常勤カウンセラーの配置を行い、外国人留学生の支援体制を更に強化した。このことを通じて、様々なバックグラウンドを持つ学生を受入れ、異文化への深い理解と人間的な共感を培うことのできる学修と研究の場を提供している。

また、高等教育におけるグローバル化の急速な進展に伴い、本学の新たな取り組みとして、海外拠点の設置や SNS を活用した情報発信を推進している。このことによって、学生募集活動、修了生ネットワークの強化はもちろんのこと、知の拠点としての国際的な認知度向上を図っている。加えて、国際認証評価機関 AACSB の分野別認証取得や、リンケージプログラムの拡充を促進することで、国際通用性を備えた教育の質を保証し、国際連携・交流を支える仕組みを構築することが可能になる。

これらの取り組みにより、本学における国際化を引き続き推進していく。

基準 B. グローバルな環境を活かした社会貢献

B-1 地域社会との連携

《B-1 の視点》

B-1-① 地域振興への貢献

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 地域振興への貢献

本学は地域との連携を重視しており、南魚沼市と平成 19(2007)年に締結した「南魚沼市と国際大学との連携・協力に関する包括協定書」の枠組みの中で南魚沼市地域産業支援連絡協議会(ICLOVE)に参画し、積極的に活動している。【資料 B-1-1】 【資料 B-1-2】

① ICLOVE の活動

ICLOVE は本学と南魚沼市及び地域の企業・金融機関が連携し、地域創生・雇用促進・人材育成等の社会貢献を目的として公開講座の実施や創業支援の取り組み、ビジネスコンサルティングの提供等を行っている。

平成 28(2016)年度の活動としては JETRO 新潟による「はじめての海外ビジネス・セミナー」、MAXXON SOLUTIONS による「はじめての海外ビジネス・コミュニケーション術」、日経 BP グリーンテック研究所による「これからのビジネストrend～これから世に流行るもの～」などの公開講座を開催した。これらの講座は各回とも盛況で平均 35 人、計 110 人が受講しており、ビジネスに役立つ情報を発信することで社会貢献の役割を果たしている。

創業支援事業として「創業支援セミナー」を全 12 回開催した。これは本学の教員が講師として参画し、経営、財務、人材育成、販路開拓などの創業に関する基礎知識を学ぶことができるセミナーであり、南魚沼市創業支援計画に基づいた 4 項目すべてを受講した人は「創業支援補助金」など様々な支援を受けることができる。平成 28(2016)年度は計 9 人に創業支援補助金が支給され、実際に起業することで市内におけるまちづくりのための起業と雇用促進、地域活性化を推進している。

またビジネスモデルの立案と仮説検証に重点を置き、いかに起業に近づいているかのプロセスを評価する「ビジネスモデルコンペティション」を開催している。これは本学の学長が実行委員長となって毎年実施しているもので、県内の大学・社会人チームが幅広く参加している。新潟大会には、本学から 3 チームが参加し、ベトナムの留学生チームが最優秀賞である北越銀行賞を受賞した。彼らは東京で開催された全国大会へ出場し、決勝ラウンドまで勝ち進んだ。

地域の医療の中心を担う魚沼基幹病院の職員に対し英語研修の場を提供した。本学の教員と留学生が中心となり、外国人患者への対応を外来編・救急編・病棟編で計 10 回開催した。医師、看護師など幅広く参加した。また基幹病院の英語版ホームページの充実のため英語訳やアドバイスを行った。基幹病院職員の英語力向上は、本学留学生に対するサービス向上に役立つだけでなく、地域で生活する外国人への健康増進に資することであり、大

変重要で評価できる。【資料 B-1-3】

② JETRO と長岡技術科学大学との三者包括連携

平成 28(2016)年 5 月には独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)と国立大学法人長岡技術科学大学及び学校法人国際大学の三者包括連携協定締結を締結した。これは、文化、産業、教育、学術等の分野で相互に連携し、学術的研究面、人材育成面、産学連携面等で国際的な展開を推進し、日本国及び地域の発展と人材の育成に寄与することを目的としている。本協定を記念して、同日に「新潟から世界を攻める～産官学連携が拓く国際ビジネス～」と題して三機関代表者及び hakkai 株式会社取締役社長 関 聡彦氏（本学修了生）による講演会を開催した。【資料 B-1-4】

JETRO が三機関での包括連携協定を締結することは初めての試みであったことから、各方面から大きな関心を集め、調印式は各種報道媒体で取り上げられるとともに、同時開催した記念講演会には、教育関係者及び企業関係者等 95 人が出席した。本協定に基づき本学教員が新潟県への外資系・外国企業誘致戦略検討会に参加をし、自治体職員や、弁護士・税理士等の専門家に対して、県内の外資系企業の動向などについて講演を実施すると共に、誘致戦略に関する報告書の監修などを行っている。

長岡技術科学大学及び国際大学は共にスーパーグローバル大学創成支援事業に採択されており、この協定締結をきっかけに、これまで以上に連携を深めていくことを確認した。三者はハノイに拠点を設けていることから、まずは日本及びハノイを中心に連携を推進していく。

更に南魚沼市との連携において平成 28(2016)年度より「グローバル IT パーク南魚沼(GIT パーク)」及び「お試しサテライトオフィス」の取り組みを協働して行っている。【資料 B-1-5】 【資料 B-1-6】

③ グローバル IT パーク南魚沼の取り組み

グローバル IT パークは本学の修了生が代表を務めるコンサルティング会社がイニシアティブをとり、南魚沼市において海外 IT 企業を誘致する取り組みである。日本の企業とマッチングさせることでビジネスを生み出し、優秀な人材の確保や雇用促進・地域活性化を目的として南魚沼市役所大和庁舎 1 階の空きスペースを改装し、16 ブースでスタートした。本学教員がビジネスコンサルティングを行っており、平成 29(2017)年 5 月時点でインド及びスリランカから 5 社の企業がオフィスを構え、将来的には市内に 350 社の進出を目指している。日本に拠点を構えたい外国企業は多く存在しているが、首都圏では高額なコストがネックとなり進出できずにいる。IT 企業であればビジネスを展開する上で比較的场所にとらわれない。首都圏から約 1 時間半で家賃等のコストも安い南魚沼市において、官学連携で戦略的に海外起業を誘致する試みは先進的である。

④ お試しサテライトオフィスの取り組み

お試しサテライトオフィスは首都圏の IT 企業を南魚沼市内に誘致し、ビジネスの恒常的な拠点を構えてもらうと共に、前述のグローバル IT パーク内の海外 IT 企業及び首都圏の企業と本学の学生を有機的に結びつけることによる相乗効果により地域創生の中心的な位置付けとして評価できる。そのために本学の研究施設を改装し 1 年間限定で IT 企業が入居するための 4 つのブースを設けた。平成 29(2017)年 5 月 1 日現在で 3 社の入居が内定し、もう 1 社も 5 月末には決まる予定である。南魚沼市は新潟県トップレベルの医療技

術を有する魚沼基幹病院が立地し、北里大学保健衛生専門学院も隣接することから、本取り組みは先端的な IT 企業のみならず健康づくりに関係する企業からも注目されている。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

地元企業や機関の国際化支援のための活動を重要な社会的責務と位置づけ、創業支援やビジネスモデルコンペティションの実施など、新しい活動も増えてきている。

今年度は南魚沼市と連携した創業支援セミナー及びビジネスモデルコンペティションを継続して実施するが、本学の関係教員及び修了生をセミナーの講師や塾長とすることで連携の貢献度を高めるとともに、地域に対する大学のブランド力を高める努力をしていく。

海外企業を誘致するグローバル IT パークと首都圏の企業を誘致するお試しサテライトオフィスの本格的な活動はこれからであるが、本学がハブとなることでこれらの企業をつなぎ、ビジネスチャンスを広げることで地域の活性化や雇用促進につなげていきたいと考えている。包括連携協定を締結している南魚沼市との協働による地域連携のみならず、近隣市町村に対する社会貢献ができる方策を今後も探る。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】国際大学・南魚沼市連携協力覚書

【資料 B-1-2】ICLOVE 規約

【資料 B-1-3】ICLOVE2016 活動報告書

【資料 B-1-4】独立行政法人日本貿易振興機構と国立大学法人長岡技術科学大学および
学校法人国際大学の包括的な連携推進に関する協定書

【資料 B-1-5】Global IT Park 南魚沼 構想推進に向けた取組に関する協定書

【資料 B-1-6】ビジネス・サテライト・アカデミーIUJ 南魚沼 事業推進に向けた取組み
に関する協定書

B-2 教育・研究機関との連携

《B-2 の視点》

B-2-① 地域教育・研究機関との連携推進

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 地域教育・研究機関との連携推進

長岡技術科学大学大学院工学研究科技術科学イノベーション専攻 MBA コース生の履修方法等に関する覚書を締結し、平成 29(2017)年 4 月より、長岡技科大の MBA コース生を科目等履修生として国際経営学研究科で受入れている。また、長岡技科大の教員による授業科目を年に 3 科目開講しており、2 大学院間で学生・教員の交流が促進されている。県内にあるスーパーグローバル大学創成支援事業採択校同士で教育的専門性と人的資源を活かし、互いの学生に対し教育の機会を提供し、学生・教員の交流が促進されていることは、本学の多様性を高めるとともに、地域における本学のプレゼンスを高める取り組みと

して評価できる。【資料 B-2-1】

本学と同じ南魚沼市の浦佐地区に在所する新潟県立国際情報高等学校は文部科学省のスーパーグローバルハイスクール(SGH)に指定されていることから、本学は SGH 事業の連携大学として国際情報高校との協同プログラムを実施している。

平成 28(2016)年 11 月には、国際情報高校 1 年生による魚沼学（魚沼の農業、産業、環境、経済等）に関する研究成果のグループプレゼンテーションに対して、本学国際関係学研究科の教員 3 人が論理性・客観性・独自性等の視点から指導を行った。

また平成 29(2017)年 2 月、3 月には、国際情報高校 2 年生の魚沼学についての研究成果の発表を行うグループプレゼンテーションに本学の留学生が参加し、英語表現や会話表現について指導を行っている。同様に SGH 指定校の横浜市立南高等学校とも連携し、異文化に対する理解を深めることを目的とした異文化コミュニケーション研修を平成 28(2016)年 11 月に実施している。プログラムの内容は本学語学教員による異文化コミュニケーションの講義並びに本学留学生との交流に主眼を置いた研修で本学キャンパスにて実施している。【資料 B-2-2】

南魚沼市内の小中学校とも積極的に連携しており、小中学生の本学訪問や、総合学習授業や学校行事等への留学生の派遣について、市や学校からの要望に応じて国際交流と異文化理解のサポートを実施している。具体的には以下のようなサポートを行っている。

南魚沼市が主催し 8 月上旬に開催されているイングリッシュビレッジ（中学生対象）とインターナショナルビレッジ（小学生対象）の会場として本学の教室及び体育館等の施設を提供し、留学生と交流する事で異文化理解を推進している。【資料 B-2-3】【資料 B-2-4】

南魚沼総合支援学校のスポーツ大会の会場として本学の体育館を提供し、本学の留学生を参加させることで、国際色豊かなスポーツ大会となっている。

上記の他に、随時要望に応じて可能な限り対応している。最近では小学生が総合学習で取り組んだ稲作についての成果発表の場として、留学生の前で英語によるプレゼンテーションを行う取り組みや、留学生から習った民族ダンスを披露するイベントも開催した。いずれも、全学生・教職員に周知し、聴衆・観客を募って、会場を盛り上げている。

南魚沼市内の小学校の総合学習授業や、田植え等の学校行事に、各小学校の要望に応じて、留学生を派遣するサポートを実施している。これらの取り組みは年間 40 件を超えている。

地域のお祭りや行事に、各地域の要望に応じて留学生を派遣し、地域行事の盛り上げに一役かっている。代表的なものとしては、浦佐地区の「裸押し合い祭り」への参加、城内地区の「弥三郎ばさとむじな祭り」への参加がある。

地元の国際交流団体「スノーフレックスクラブ」と「夢っくす」のボランティア活動の支援を通じて、地域の国際交流と異文化理解への側面からの支援を行っている。

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

長岡技術科学大学から受入れている MBA コース生は、2 年間科目等履修生として本学に在学し、その後、正規生として本学の MBA プログラムに入学する予定である。科目等履修生から正規生への移行がスムーズにできるよう、きめ細やかな履修指導を行うとともに

に、科目等履修生としての在籍期間と修得した単位を MBA の修了要件として認定し、学位取得までの履修課程をサポートする。また、長岡技科大の教員による授業科目の拡充と研究指導への関与の可能性を検討していく。

国際情報高等学校の SGH 事業に対しては、本学のリソースを提供し協働することで、役割を果たしている。今後は、より強固な協力体制を構築する必要があると感じている。横浜市立南高等学校との SGH 事業については各種メディアで本研修の記事が取り上げられ、教育界からの関心を集め高評価を得ている。来年度も継続して本学での研修を実施することになっており、平成 29(2017)年には異文化コミュニケーション研修に加え、更に深化させるためにプレゼンテーション研修を新たに実施したいと考えている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-2-1】 長岡技術科学大学大学院工学研究科技術科学イノベーション専攻 MBA
コース生の履修方法等に関する覚書

【資料 B-2-2】 横浜市立南高等学校研修概要

【資料 B-2-3】 平成 28(2016)年 中学生イングリッシュビレッジ案内

【資料 B-2-4】 平成 28(2016)年 小学生インターナショナルビレッジ案内

【基準 B の自己評価】

ICLOVE やグローバル IT パーク、お試しサテライトオフィス等の地域連携の取り組みや、JETRO、明治大学、長岡技術科学大学等の教育研究機関との連携の構築と推進は、本学の国際色豊かな環境と、質の高い教育プログラムの両方の強みを活かし相乗効果を生み出している。本学は、社会貢献の重要性を認識し、積極的に取り組んでおり、今後も様々な自治体や教育機関等と連携したプログラムは増加していくと想定されるため、学内の体制強化が重要である。

小中学校との国際交流や異文化理解の取り組みについては、本学にとっては地域貢献であり、本学の留学生にとっては日本人と接する良い機会となっている。今後も地元に対する認知度を向上させる良い機会と捉え継続して実施する。

また、スーパーグローバル創成支援事業の採択校として、SGH 指定校との連携を図り、グローバル人材育成に貢献することは、スーパーグローバル大学創成支援事業の目的に沿うものであると考えており、今後も継続して事業を行っていく。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	該当なし
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人国際大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	国際大学パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	国際大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	【F-4-1】2017 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項 【F-4-2】2017 Admissions Guidelines [英語] 【F-4-3】2017 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程 学生募集要項 【F-4-4】2017 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations [英語] 【F-4-5】2017 年度国際大学大学院 国際関係学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項 【F-4-6】2017 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Relations [英語] 【F-4-7】2017 年度国際大学大学院国際経営学研究科（修士課程） 外国人留学生特別選抜募集要項 【F-4-8】2017 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Management [英語]	
【資料 F-5】	学生便覧	
	【F-5-1】国際関係学研究科・学生便覧（Curriculum Handbook） [英語] 【F-5-2】国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook） [英語]	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人国際大学 平成 29(2017)年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人国際大学 平成 28(2016)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	IUJ Campus Map 国際大学建物配置図	

国際大学

【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	【F-9-1】 学校法人国際大学規程集目次 【F-9-2】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	【F-10-1】 学校法人国際大学 役員、評議員、顧問	
	【F-10-2】 理事会開催状況	
	【F-10-3】 評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 24 年度決算報告書、監査報告書	
	平成 25 年度決算報告書、監査報告書	
	平成 26 年度決算報告書、監査報告書	
	平成 27 年度決算報告書、監査報告書	
	平成 28 年度決算報告書、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項 [英語]、シラバス [英語]	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	国際大学大学院の目的に関する規程	
【資料 1-1-2】	国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」	
【資料 1-1-3】	国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」	
【資料 1-1-4】	2016/2017 第 7 回運営委員会議事録 [英語]	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	2016/2017 第 7 回運営委員会議事録 [英語]	【資料 1-1-4】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	国際関係学研究科・学生便覧 (Curriculum Handbook, 冒頭) [英語]	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 1-3-2】	国際経営学研究科・学生便覧(Student Handbook, 冒頭)[英語]	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 1-3-3】	国際大学の建学の理念及び使命・目的 キャンパス内掲示 (写真)	
【資料 1-3-4】	国際大学大学院の目的に関する規程 (第 2 条)	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-3-5】	国際大学大学院の目的に関する規程 (第 3 条)	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-3-6】	国際大学言語教育研究センター規程	
【資料 1-3-7】	国際大学松下図書・情報センター規程	
【資料 1-3-8】	国際大学研究所規程	
【資料 1-3-9】	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター組織規程	
【資料 1-3-10】	平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創生支援」構想調書【タイプ B】(p.14)	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2017 年度国際大学大学院 (修士課程) 学生募集要項(p.1)	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-2】	2017 Admissions Guidelines (p.2) [英語]	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-3】	2017 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程 学生募集要項 (p.1)	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-4】	2017 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations (p.1) [英語]	【資料 F-4-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2017 年度国際大学大学院 (修士課程) 学生募集要項	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-6】	2017 Admissions Guidelines [英語]	【資料 F-4-2】と同じ

国際大学

【資料 2-1-7】	2017 年度国際大学大学院 国際関係学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項(p.1)	【資料 F-4-5】と同じ
【資料 2-1-8】	2017 年度国際大学大学院国際経営学研究科 (修士課程) 外国人留学生特別選抜募集要項 (p.2) [英語]	【資料 F-4-7】と同じ
【資料 2-1-9】	国際大学大学院入学者選抜試験規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 2-2-2】	国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 2-2-3】	国際関係学研究科・学生便覧 (Curriculum Handbook 2 年制用 pp.5-11, 1 年制用 pp.4-6) [英語]	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-2-4】	国際関係学専攻課程変更認可申請関連文書 (設置趣旨関連記述抜粋)	
【資料 2-2-5】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook p.31, p.37, p.43) [英語]	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-2-6】	国際経営学研究科のカリキュラム・マップ [英語]	
【資料 2-2-7】	国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」[英語]	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	夏期英語集中プログラム(IEP)	
【資料 2-3-2】	オリエンテーションの資料 [英語]	
【資料 2-3-3】	TA Hiring Guideline Graduate School of International Relations [英語]	
【資料 2-3-4】	TA Hiring Guideline Graduate School of International Management [英語]	
【資料 2-3-5】	ウォーニング・レター (サンプル) [英語]	
【資料 2-3-6】	アカデミック・カウンスル活動の資料 [英語]	
【資料 2-3-7】	教員オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-8】	学生の教員に対するアクセシビリティに関する評価 [英語]	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 2-4-2】	国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 2-4-3】	国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-4】	単位互換換算表 [英語]	
【資料 2-4-5】	国際関係学研究科・学生便覧 (Curriculum Handbook, 2 年制用 p.17, 1 年制用 p.11) [英語]	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-4-6】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook, pp.8-9) [英語]	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-4-7】	国際関係学研究科・成績評価基準	

国際大学

	(エビデンス集 (データ編) 【表 2-6】)	
【資料 2-4-8】	国際関係学研究科・学生便覧 (Curriculum Handbook) (p.2) [英語]	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-4-9】	国際経営学研究科・成績評価基準 (エビデンス集 (データ編) 【表 2-6】)	
【資料 2-4-10】	研究科長名の成績優秀者に対する通知書 [英語]	
【資料 2-4-11】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook) (p.24,p.32,p.38) [英語]	【資料 F5-2】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	IUJ Resume Book 2017 [英語]	
【資料 2-5-2】	就職の状況 (過去 3 年間) (エビデンス集 (データ編) 【表 2-10】)	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート用紙・評価結果一覧 [英語]	
【資料 2-6-2】	アカデミック・カウンスル活動の資料 [英語]	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 2-6-3】	修了生サーベイ 2016 [英語]	
【資料 2-6-4】	目安箱 (写真)	
【資料 2-6-5】	国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」[英語]	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-6-6】	Learning Goals and Learning Objectives [英語]	
【資料 2-6-7】	国際経営学研究科のカリキュラム・マップ [英語]	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-6-8】	教育目標ごとに定めた評価基準 (Rubrics Bank) [英語]	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide [英語]	
【資料 2-7-2】	Guide To Health Care & Hospital [英語]	
【資料 2-7-3】	IUJ Scholarship Guidelines [英語]	
【資料 2-7-4】	国際大学 (IUJ) 奨学金のご案内	
【資料 2-7-5】	「目安箱」写真	【資料 2-6-4】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	専任教員一覧 (所属別)	
【資料 2-8-2】	専任教員一覧 (年齢別)	
【資料 2-8-3】	専任教員一覧 (国籍別)	
【資料 2-8-4】	国際関係学研究科博士後期課程教員組織一覧	
【資料 2-8-5】	国際大学専任教員テニユア制度に関する規程	
【資料 2-8-6】	国際大学教員採用・昇任人事手続規程	
【資料 2-8-7】	国際大学教員資格評価基準	
【資料 2-8-8】	国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程	

国際大学

【資料 2-8-9】	国際大学教員資格評価基準国際関係学研究科内規	
【資料 2-8-10】	AACSB ISER 報告書 [英語]	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	校地、校舎面積の大学設置基準対比用資料	
【資料 2-9-2】	Dormitory Information [英語]	
【資料 2-9-3】	IUJ Bus Transportation Timetable [英語]	
【資料 2-9-4】	国際大学松下図書・情報センター規程	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 2-9-5】	国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程	
【資料 2-9-6】	Library Guide [英語]	
【資料 2-9-7】	Computing Guide [英語]	
【資料 2-9-8】	国際大学防犯カメラ設置・運用規程	
【資料 2-9-9】	修了生サーベイ 2016 [英語]	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 2-9-10】	2016－2017 年度履修登録者数一覧	
【資料 2-9-11】	受講者数の管理（履修者数の上限設定）	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人国際大学就業規則	
【資料 3-1-3】	学校法人国際大学規程集目次	【資料 F-9-1】と同じ
【資料 3-1-4】	研究費等の運営・管理体制	
【資料 3-1-5】	学校法人国際大学内部監査規程	
【資料 3-1-6】	学校法人国際大学公益通報者の保護等に関する規程	
【資料 3-1-7】	学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-8】	国際大学における研究費の適正管理に関する規程	
【資料 3-1-9】	国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程	
【資料 3-1-10】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-11】	国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業 スーパーグローバル大学創成支援 審査結果表	
【資料 3-1-13】	平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書【タイプ B】国際大学	【資料 1-3-10】と同じ
【資料 3-1-14】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-15】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	

国際大学

【資料 3-1-16】	学校法人国際大学経営改善計画 平成 25 年度～平成 29 年度 (5 カ年)	
【資料 3-1-17】	学校法人国際大学 平成 29(2017)年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-1-18】	学校法人国際大学 平成 28(2016)年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-19】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-20】	国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-21】	国際大学大学院研究科教授会規程	
【資料 3-1-22】	国際大学運営委員会規程	
【資料 3-1-23】	研究費等の運営・管理体制	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-1-24】	国際大学倫理委員会規程	
【資料 3-1-25】	倫理委員会ガイドライン [英語]	
【資料 3-1-26】	学校法人国際大学就業規則	
【資料 3-1-27】	学校法人国際大学安全衛生管理規程	
【資料 3-1-28】	学校法人国際大学危機管理規程	
【資料 3-1-29】	国際大学消防計画	
【資料 3-1-30】	学校法人国際大学旅費規程	
【資料 3-1-31】	国際大学学生交流規程	
【資料 3-1-32】	国際大学ホームページ「教育情報の公表」	
【資料 3-1-33】	国際大学ホームページ「事業計画・財務報告」	
【資料 3-1-34】	学校法人国際大学情報公開規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等 に関する規程	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-2-3】	理事会開催状況	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	国際大学運営委員会規程	【資料 3-1-22】と同じ
【資料 3-3-3】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等 に関する規程	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-3-4】	国際大学大学院研究科教授会規程	【資料 3-1-21】と同じ
【資料 3-3-5】	学校教育法等の改正に伴う学則等内部規則の改正について	
【資料 3-3-6】	国際大学学生の懲戒に関する規程	
【資料 3-3-7】	学校法人国際大学組織図	
【資料 3-3-8】	学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人国際大学 役員、評議員、顧問	【資料 F-10-1】と同じ

国際大学

【資料 3-4-3】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-4-4】	学校法人国際大学 役員、評議員、顧問	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 3-4-5】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-4-6】	監事、監査業務報告	
【資料 3-4-7】	評議員会開催状況	
【資料 3-4-8】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-9】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-4-10】	国際大学運営委員会規程	【資料 3-1-22】と同じ
【資料 3-4-11】	学校法人国際大学室長会規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程	【資料 3-3-8】と同じ
【資料 3-5-2】	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター組織規程	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 3-5-3】	学校法人国際大学組織図	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 3-5-4】	学校法人国際大学室長職務権限規程	
【資料 3-5-5】	学校法人国際大学室長会規程	【資料 3-4-11】と同じ
【資料 3-5-6】	国際大学運営委員会規程	【資料 3-1-22】と同じ
【資料 3-5-7】	運営委員会運営例（Minutes of the 8 th 2016/17 Operating Committee Meeting）〔英語〕	
【資料 3-5-8】	学校法人国際大学職員業績評価の取扱要領	
【資料 3-5-9】	2017 年度業績評価の提出について	
【資料 3-5-10】	学校法人国際大学 平成 29(2017)年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-5-11】	国際大学 SD 方針	
【資料 3-5-12】	過去 3 年の研修等参加実績	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人国際大学経営改善計画 平成 25 年度～平成 29 年度（5 カ年）	【資料 3-1-16】と同じ
【資料 3-6-2】	平成 29(2017)年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人国際大学経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人国際大学経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	学校法人国際大学内部監査規程	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-7-4】	独立監査人の監査報告書（平成 28 年度）	
【資料 3-7-5】	監査報告書（平成 28 年度、監事）	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	国際大学自己点検・評価規程	
【資料 4-1-3】	平成 22 年(2010)年度 大学機関別認証評価報告書	
【資料 4-1-4】	国際大学の中期 PDCA サイクル：2017 年認証評価に向けて	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	修了生サーベイ 2016 [英語]	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-2-2】	平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創生支援」構想調書【タイプ B】国際大学	【資料 1-3-10】と同じ
【資料 4-2-3】	学校法人国際大学経営改善計画 平成 25 年度～平成 29 年度（5 カ年）	【資料 3-1-16】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	国際大学外部評価委員会規程	

基準 A. 大学における国際化

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 国際環境の充実		
【資料 A-1-1】	国際大学大学院入学者選抜試験規程	【資料 2-1-9】と同じ
【資料 A-1-2】	プログラム報告書	
【資料 A-1-3】	活動計画書	
【資料 A-1-4】	INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide [英語]	【資料 2-7-1】と同じ
【資料 A-1-5】	夜間管理業務委託契約書	
【資料 A-1-6】	学校法人国際大学組織図	【資料 3-3-7】と同じ
A-2. 国際開放度・国際通用性の担保		
【資料 A-2-1】	国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 A-2-2】	国際大学大学院のあり方ー設立の趣旨と特色ー	
【資料 A-2-3】	平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書【タイプ B】国際大学	【資料 1-3-10】と同じ
【資料 A-2-4】	国際大学とハノイ国家大学外国語大学との共同事務所運営に係る契約	
【資料 A-2-5】	IUJ-ULIS Hanoi Office 1st Symposium 式次第	
【資料 A-2-6】	GSIM Mission and Objectives [英語]	
【資料 A-2-7】	Learning Goals and Learning Objectives [英語]	【資料 2-6-6】と同じ

国際大学

【資料 A-2-8】	国際経営学研究科のカリキュラム・マップ [英語]	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 A-2-9】	Syllabus Format [英語]	
【資料 A-2-10】	教育目標ごとに定めた評価基準 (Rubrics Bank) [英語]	【資料 2-6-8】と同じ
【資料 A-2-11】	国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」 [英語]	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 A-2-12】	海外協定校一覧表	
A-3. 国際化ビジョン		
【資料 A-3-1】	国際大学国際化推進ビジョン (平成 26(2014)年 8 月 28 日国際大学運営委員会 議事録抜粋)	

基準 B. 大学における国際化

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 地域社会との連携		
【資料 B-1-1】	国際大学・南魚沼市連携協力覚書	
【資料 B-1-2】	ICLOVE 規約	
【資料 B-1-3】	ICLOVE2016 活動報告書	
【資料 B-1-4】	独立行政法人日本貿易振興機構と国立大学法人長岡技術科学大学および学校法人国際大学の包括的な連携推進に関する協定書	
【資料 B-1-5】	Global IT Park 南魚沼 構想推進に向けた取組に関する協定書	
【資料 B-1-6】	ビジネス・サテライト・アカデミーIUJ 南魚沼 事業推進に向けた取組に関する協定書	
B-2. 地域教育・研究機関との連携推進		
【資料 B-2-1】	長岡技術科学大学大学院工学研究科技術科学イノベーション専攻 MBA コース生の履修方法等に関する覚書	
【資料 B-2-2】	横浜市立南高等学校研修概要	
【資料 B-2-3】	平成 28(2016)年 中学生イングリッシュビレッジ案内	
【資料 B-2-4】	平成 28(2016)年 小学生インターナショナルビレッジ案内	